

384-43



1200501455366

384

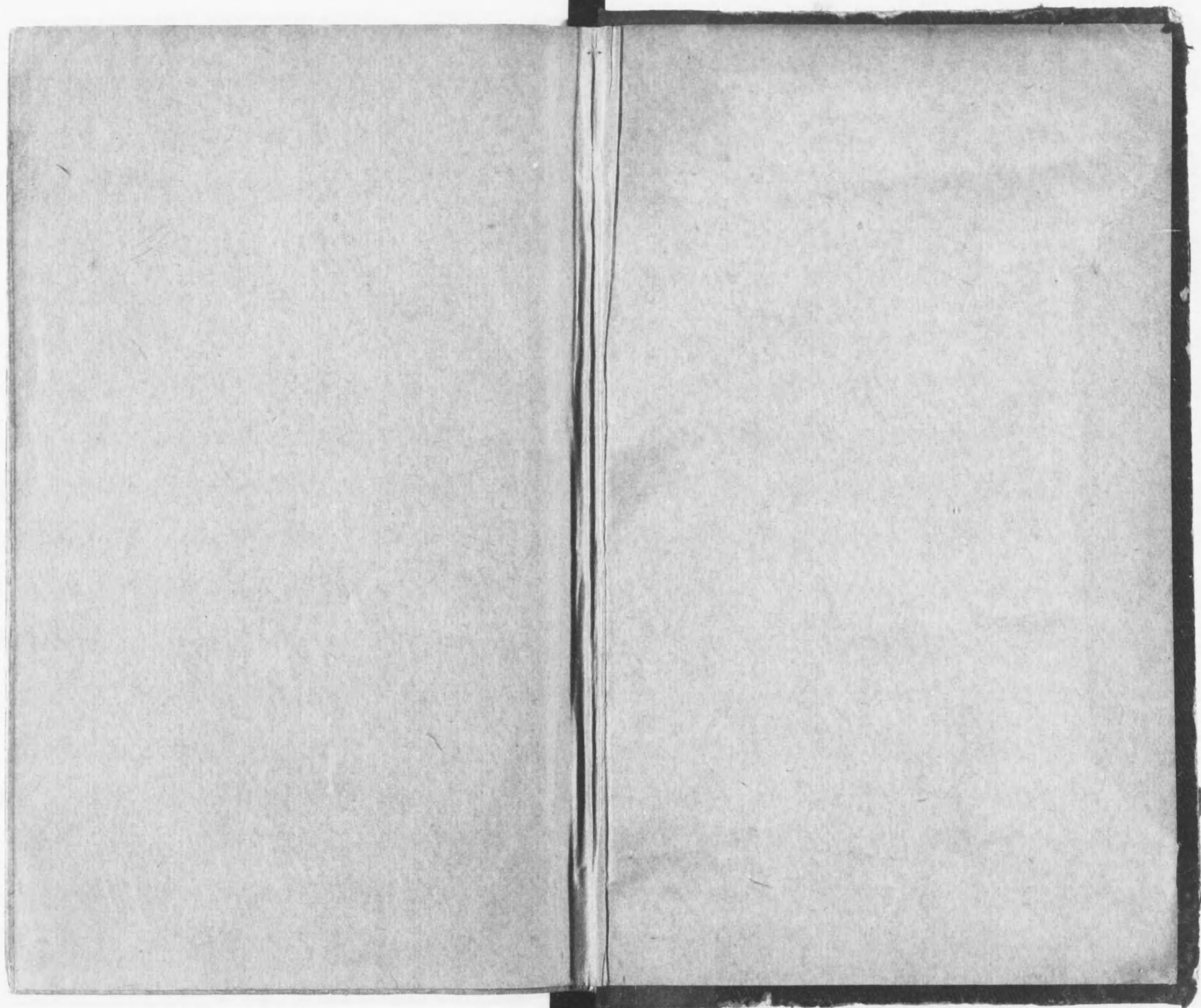
43



始







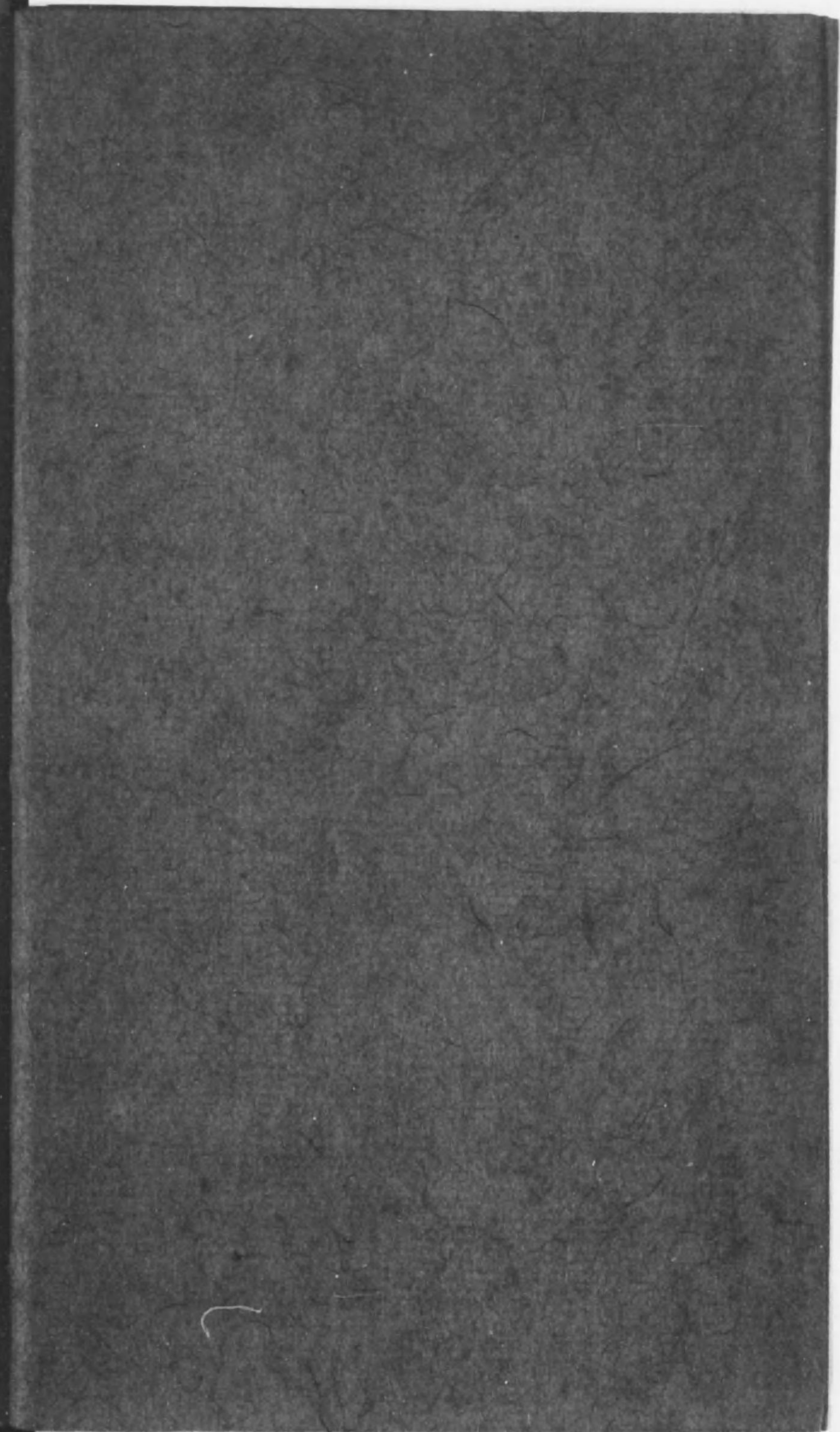
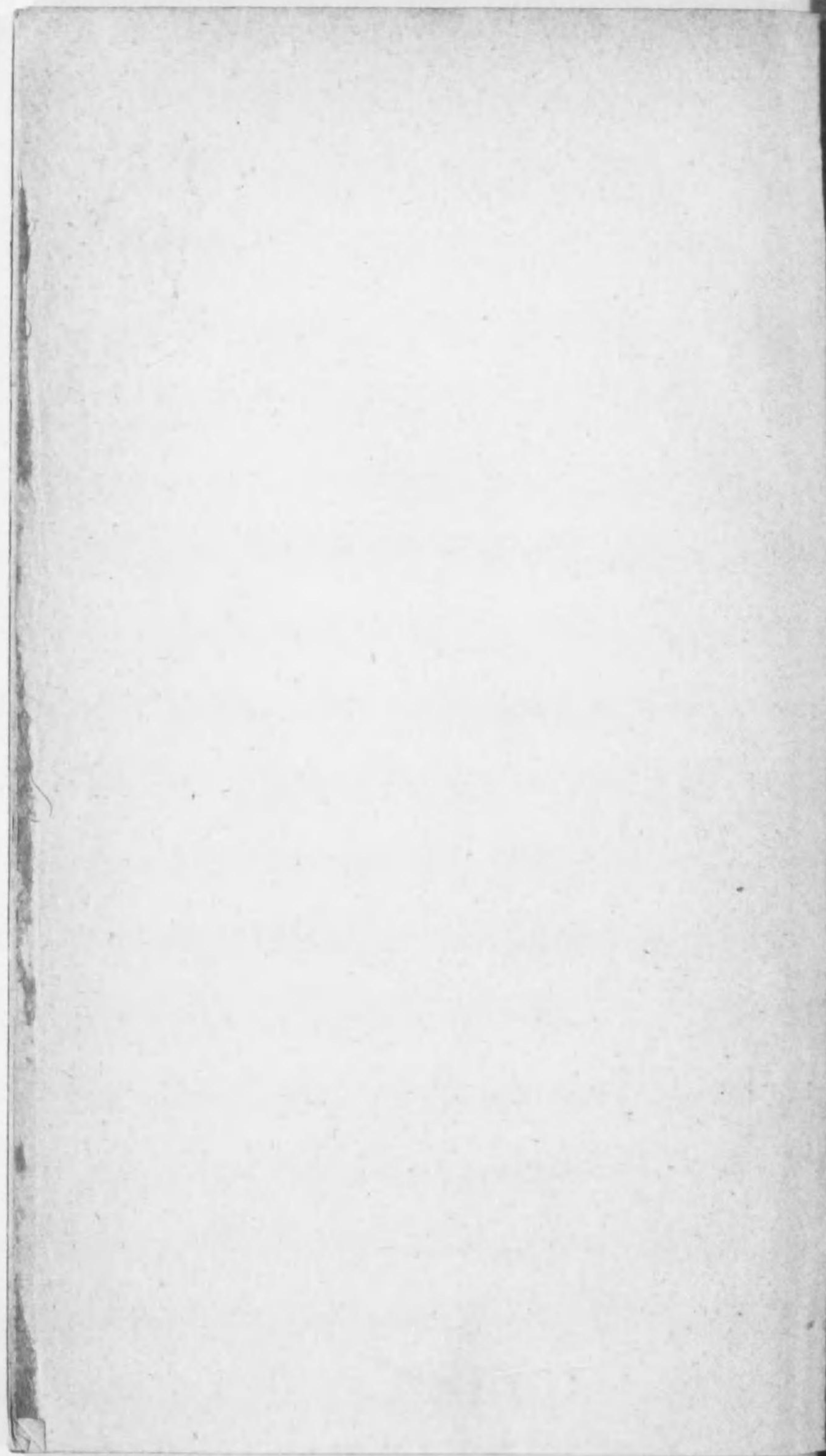


蘇峰 德富猪一郎著

近世日本  
國民史  
幕府實力失墜時代

東京 民友社 發行







近世日本  
國民史

幕府實力失墜時代







阿部正弘畫像（懷舊紀事所載）



### 幕府實力失墜時代刊行に就て

感慨無量

今や近世日本國民史第二十九冊『幕府實力失墜時代』を刊行するに際して、著者の胸中には、無量の感慨が湧き出で来る。何となれば著者の豫定したる修史の第一期が、此にて漸く其終を告げたからだ。

最初は十年計畫

著者は大正七年五月廿六日、織田氏時代前篇に取り掛るに際し、天下に向て、

第一期 織田、豊臣時代より徳川時代

第二期 孝明天皇時代

第三期 明治天皇時代

とし。而して曰く、

第一期は緒論であり、第二期は中論であり、第三期は結論である。予が満腹



精神の注ぐ所は、繰り返す迄もなく、明治天皇御宇史である。斯くて著者は胸中爾後十個年をもて、此の事業を大成するを期した。

満十年餘  
一期漸く第

此の如くして歲月人を待たず。早や足掛け十一年となつた。正確に云へば、満十個年と、三個月を経過した。而して其の成就し得たる所は、漸く其の第一期を了したるに過ぎない。五十六歳にして起稿したる予は、今や六十六歳となつた。知らず今後幾許の歲月を以て、明治天皇御宇史を完結す可き乎。之を思へば如何にも望洋の嘆に勝へない。

孝明天皇  
期第五卷  
を起草中

予は今や孝明天皇期の第四卷を脱稿し、第五卷を起草中だ。予は特別の障りなき限りは、毎日必らず若干づゝ稿を進めてゐる。固より牛歩遅々たるも、斯る大仕掛の事業は、全速力もて、到底長程を走過し得可きものではない。されば中心日暮れ途遠きの情に惱まされつゝも、此身は百歳までも生存するつもりに

て、不常に、通常に、悠々として、歩趨を續けつゝある。何れにしても著者の一生の中に、善かれ悪かれ、是非完結したいと祈りてゐる。而して鬼にも角にも、此の第一期、二十九冊だけにても、斯く出来上りたる上は、著者として聊か快心の事であると白状する。

遺憾は先  
考の永眠

但だ此際に於て頗る遺憾とするは、先考洪水翁の在さざることだ。予は大正三年の首、既に意を當世に絶ち、専ら不朽の業に従はんと欲し、修史事業を創始す可く、其旨を湖南の洪水翁に告げた。左記は則ち其の返翰だ。

先考の返  
輪

御來書 忝く、敢に以御同慶 愈順 運伏祈 仕 候。御著述最早御着手爲三萬世一折角御愛養御頭腦を、時々御慰有レ之度、頑翁在世中、全部拜觀可レ致相 樂居 申 候。

久々の幽栖、只々何か物足らぬ心地、御一笑可レ給 候也。〔按ずるに洪水翁老夫婦、久しく東京青山の成實堂に寓し、久振りにて歸庵した、故に然か云



うたのであらう」

五月十三日「大正三年」

老龍庵

父の予に  
期する所

成實堂  
御主人

吾父は予に期するに、恐らくは修史家でなく、新日本の歴史の一頁にても作る人物たらんことを期したものであらう。而して予が修史家となりたるは、大善を擇びたるものとして、姑らく認容したものであらう。されど當時九十三歳の老翁は、「頑翁在世中全部拜觀可致相樂居申候」と云うてゐる。

家翁山去  
元氣安然

然るに此書到來後五日にして、洪水翁は病に臥し、五月廿六日、遂に不歸の客となつた。如何に當時予が修史の業に熱心であつたかは、家翁看護の爲め病院に赴くに際し、尙ほ史料を携帶したるを以て知る可しだ。然も家翁一たび去り、

予は元氣素然、遂に中間三年、足掛け五年、大正七年五月の末に至りて、漸く稿を起すととなつた。予は今にして何故に大正三年から、起稿せざりし乎を悔恨するも、既往は追ふ可らず。空しく家翁の靈位に向て、漸く第一期の刊行を了つたことを告白した。

山縣松方  
の兩老公

更らに思ひ起すは、山縣、松方の兩老公だ。山縣公は我が修史の業に、淺からざる興味を持つてゐられた。其の予に與へられたる書中には、往々此事に言及してある。

貴紙國民史日々一讀、日々面白く覺候。實に文章活潑、意志「旨」明確、一讀不能措候。(大正八年一月廿六日)

然も公が最も關心したるは、孝明天皇の末期から、明治天皇の御宇史にして、此れが爲めに豫じめ著者には、公の手許にて得らる、限りの資料を供給せられた。然るに今や其の資料は、却て先づ公の傳記編纂の用に供せねばならぬ始末

山縣公と  
明治史の  
資料



に立ち至つた。松方老公の如きも、明治天皇御宇史の資料として、其の財政に  
關する點に付き、屢ば教示を垂れられた。而して予に向て是非近世日本國民史  
が、此の時期に進まん日を待ち設けてゐると語られた。然も今や公は逝き、予  
の手中に剩す所は、公の墨跡「忠憤著書」の四文字に止まる。此の如くにして、  
予を醒提し、予を奨勵したる吾父、諸老は既に去り、予の身邊は轉た寂寥を感  
せざるを得ない。

人或は予の修史が餘りに多く引用書を援くを病む。今夫れ文章としては史記は  
獨歩だ。されど漢書が史記と共に今日まで史家の寶典として存するは、當時の  
文書を多く引用したるが爲めだ。惟ふに現代人には、餘計の事でも、後世に於  
ては、必須の文書として、珍重せらる可きや必せり。且つ歴史は決して事件や、  
事實の歴舉のみではない。時には言論も史實だ、意見も史實だ、甚だしきは思  
想さへも、史實として取扱ふ必要がある。歴史家の眼中には、靈肉一如だ。思

想も行動も、無差別だ。要は唯だ其の時代を支配する力であり、其の時代を代  
表する兆象であり、其の時代の運行の大觀を捉へ、且つ攪み、之に結構剪裁を  
加へ、一目瞭然たらしむるを期す可きだ。

歴史の目的は、斯く有らねばならぬ道を指點するにありとするも、歴史は斯く  
有るものとして描かねばならぬ。斯く有るものとは、事實其儘、事相其儘の叙  
述である。史家は決して教訓者ではない。教訓を得ると否とは、史家の責任で  
なく、讀者の責任だ。史家は唯だ有の儘に、如實に、時代及び時代の推移を語  
れば、其の役目は全しと云はねばならぬ。されど其の役目を全くすることは、  
決して容易の業でない。良工の苦心は、唯だ此の一點に存する。



昭和三年九月三日 五年前—大正十二年九月三日—徒歩にて逗子より歸來  
したる當時を回想しつゝ。

八

### 蘇峰迂人時に歳六十又六

## 例言

- 一 前後二十九冊、本篇にて修史の第一期程を完了した。
- 一 本篇は大正十五年十二月十日起稿、昭和二年三月二十二日脱稿。
- 一 目下孝明天皇期に入り、三十冊「彼理來航以前の形勢」三十一冊「彼理來航及其當時」三十二冊「神奈川條約締結篇」三十三冊「日露英蘭條約締結篇」を畢り、三十四冊「孝明天皇初期世相篇」起草中。
- 一 本年は吾皇登極の吉辰だ。草莽の老書生、兀々維新回天修史の業に従ひ、自か  
ら生を盛代に享くるを幸榮となす。
- 一 本書の編纂、校正、其他一切前例に據る。



昭和三年九月四日、山王草堂に於て。

蘇 峰 學 人

近世日本 國民史 幕府實力失墜時代 目次

第一章 庄内藩轉封事件……………一

一 中央政府鼎の輕重……………一

水野忠邦失敗の原因〔一〕 庄内移封一件〔二〕 酒井徳川の關係〔三〕 酒井氏先祖  
〔三〕 酒井家の富〔三〕 移封命下る〔三〕 忠邦實行を覺悟す〔四〕 反抗運動起る  
〔四〕 幕府實力消耗〔四〕

二 庄内藩民の運動……………五

反抗運動の激烈〔五〕 運動の中心人物〔五〕 運動の方法〔六〕 佐竹侯に頼る〔八〕  
所謂鍋趣向〔八〕 困苦江戸に上る〔九〕  
註 熱烈の訴願者〔庄内藩轉封事件の中心人物〕……………九

三 百姓惣代の歎願書……………一〇

文隣和尚作の訴狀〔一〇〕 當領主の高恩〔一一〕 巳年凶作の救恤〔一一〕 申年凶



作の御教(一二) 兩郡百姓の神佛祈願(一二) 子年出府(一三) 郡民群集(一三) 六度の愁訴皆空し(一四) 止むなく佐竹侯に縋る(一四)

四 移封令取消……………一六

移封令中止(一六) 中止経緯(一六) 將軍親諭(一六) 庄内藩祖の功績(一七) 川越藩の不如意(一七) 只酒田新潟替地(一八) 強て行ふは不可(一八) 川越藩加増の事(一九) 忠邦の反對(一九) 將軍再令(一九)

五 幕威凋落の兆……………二〇

一件落著(二〇) 容易ならざる幕府の損傷(二〇) 中止主原因(二一) 仙臺藩伺書(二一) 百姓申分に同情(二二) 山國喜八郎の報告(二三) 一人押張の者(二四) 不可侮農民の力(二四) 一葉落ちて天下の秋を知る(二四) 一般の評判(二五)

第二章 阿部正弘出身の當初……………二六

六 阿部正弘の出身……………二六

兩極代表者(二六) 阿部の概念(二六) 正弘の祖先(二六) 父正精(二七) 正弘の幼少時代(二八) 正弘立身の始め(二八) 正弘の手腕(二九)

註 正弘の好學(阿部正弘事蹟)……………三〇

七 阿部正弘と中山法華經寺事件(一)……………三一

正弘の才幹發起(三一) 法華經寺僧の奸淫(三一) 大奥に關係(三一) 關係婦人連名(三二) 關係の年月(三九) 亦天保改革に關係か(三九)

八 阿部正弘と中山法華經寺事件(二)……………四〇

正弘の苦心(四〇) 將軍内慮伺書(四〇) 處分仕方(四一) 正弘の本色(四二) 處斷宣告(四二) 日啓(四二) 日尙(四三) 尼妙榮(四三) マス(四三) 日導(四四) 谷中妙法寺(四四)

九 阿部正弘の入閣……………四五

正弘推薦者(四五) 幕府大奥の勢力(四六) 家齊時代の大奥(四六) 忠邦亦大奥に因縁(四七) 老女姉小路(四七) 正弘と姉小路(四八) 正弘成功の一因(四八)

一〇 入閣後の阿部……………四九



阿部と水野(四九) 同役期間僅かに二日(五〇) 正弘の同僚(五〇) 水野仕組を全くは變ぜず(五一) 水戸齊昭處分(五一) 本丸造營奉行となる(五二)

### 第三章 和蘭國王忠告書事件……………五三

#### 一一 水野忠邦の再起……………五三

再起の理由如何(五三) 二三の臆説(五三) 外交不安が原因(五四) 水野再起の機會(五四) 忠邦慨然拜命(五五) 阿部の再起反對(五五) 再起の眞動機(五六) 註 忠邦再起の由來(徳川太平記)……………五六

#### 一二 再起後の水野忠邦……………五七

水野再起後の人事變動(五七) 水野勢力舊來の如からず(五八) 堀阿部を勝手掛とす(五八) 水野の仕事局限(五九) 水野の再辭職(五九) 水野の外交上識見(六〇) 水戸齊昭と相容れず(六一) 水野辭職の一原因(六一) 水野また打拂論(六一) 柳生久包注進(六一) 眞田幸實の溫和論(六一) 互に氣まづき思(六三)

#### 一三 和蘭國王の忠告書(一)……………六四

那翁戦後歐洲列國の趨勢(六四) 所謂和蘭の忠告(六五) 忠告の眞意(六五) 機宜に適せる忠告(六六) 和蘭國王書翰和譯(六六) 從來の關係(六八) 觀望し難き一大事(六九) 譯及註釋者(六九)

#### 一四 和蘭國王の忠告書(二)……………七〇

忠告書の眼目(七〇) 英清戦争(七〇) 禍亂の源(七〇) 列國商賈蔓延(七一) 驚心駭魄の文字(七二) 幕閣神經の遲鈍(七二) 天保十三年の令書(七二) 尙未だ盡さず(七三)

#### 一五 和蘭國王の忠告書(三)……………七四

開國已むべからず(七四) 賢者の常經(七五) 將軍親筆の返書を求む(七五) 肖像物品を呈す(七六) 贈呈品録(七七) 地理、本草書類(七八) 天文星學書類(七九) 延引せる翻譯(八〇)

#### 一六 幕閣の返翰……………八一

人心安定の觸(八一) 長崎市中への觸(八一) 幕閣評定の遲延(八二) 所謂幕閣返翰(八三) 祖法枉ぐべからず(八三) 再三尙受くる能はず(八四) 贈品目録(八五)



一七 幕府失策の第一著……………八六

和蘭甲比丹諭書(八七) 慎重審議の結果か(八八) 唯だ苟且姑息のみ(八八) 幕  
威日一日に降下(八九) 唯だ苟安(八九) 祖法の問題(八九) 政策を誤る第一著  
(九〇)

註 和蘭船歸帆報告(戊申雜談)……………九一

一八 水戸齊昭と和蘭國王忠告書(一)……………九二

幕府崩壊の最有力者(九二) 齊昭最硬攘夷論(九三) 齊昭の謹慎宥免(九三) 隱  
然幕閣の一敵國(九四) 齊昭和蘭忠告書を見る(九四) 齊昭回答書批評(九五)  
尤もの批評(九六) 酷評(九六) 齊昭反對態度の影響(九六)

一九 水戸齊昭と和蘭國王忠告書(二)……………九七

紅夷の利口(九七) 齊昭素論繰返し(九八) 打拂復舊論(九八) 鎖國令履行の勸  
告(九九) 逐條反對(九九) 琉球屬國の事(一〇〇) 蘭國通商(一〇〇) 齊約に  
違ふこと(一〇一) 幕府當局の迷惑(一〇一)

第四章 琉球に關する外交問題……………一〇三

二〇 外交上に於ける琉球の位置……………一〇三

異船寄せ附け来る(一〇三) 林子平の琉球注意(一〇三) 琉球と支那との關係  
〔一〇四〕 琉球と日本との舊關係(一〇四) 琉球に於ける日本の勢力(一〇五)  
秀吉時代及其後の状態(一〇五) 日支兩國間に介在(一〇五) 日支兩屬の姿(一  
〇六) 日本文化の普及(一〇七) 殆ど全く島津氏支配(一〇七)

二一 佛艦琉球に來舶す……………一〇八

琉球王の貿易謝絶(一〇八) 琉球警備兵派遣(一〇八) 佛艦再來(一〇九) 佛艦  
長の要請(一〇九) 威嚇的返事の催促(一〇九) 琉球王の返事(一一〇) 英米の  
通商要求また拒絶(一一一)

二二 佛人と琉吏……………一一二

琉球官吏の國勢實情通告(一一二) 殘留二佛人(一一三) 佛人琉吏に機密相通  
を求む(一一四) 佛人の要求(一一四) 鎖國法の一角崩壊(一一五)

二三 佛英船琉球に至る……………一一六

英船渡來(一一六) 測量等拒絶(一一六) 右の理由(一一六) 弘化三年英船再來



〔一二七〕 同年佛船再来〔一二七〕 佛人の和親強請〔一二八〕 薩摩の出兵〔一一八〕 島津齊彬の處置方策〔一一九〕

註 佛船琉球渡來に就き島津齊興の報告〔有所不爲齊輝錄〕……………一二九

二四 琉球に於ける外人關係に就ての

島津齊彬の意見……………一二一

齊彬の大勢利導主義〔一二二〕 阿部正弘に意見陳述〔一二二〕 貿易一箇條を許さんとす〔一二二〕 阿部倚井等の賛成〔一二三〕 齊彬意見の要約〔一二四〕 無理せぬ方針〔一二五〕

二五 幕府琉球に於ける外交を島津に一任す……………一二五

意見合致の結果〔一二五〕 齊彬に歸國處置を命ず〔一二五〕 幕府の齊彬信頼〔一二六〕 齊興の願書差出〔一二六〕 即日幕府の允許〔一二七〕 阿部老中の依囑訓示〔一二七〕 調所笑左に沙汰〔一二八〕 琉球交易默認〔一二八〕 勝海舟の批評〔一二九〕

註 異國船風説〔巷街贅説〕……………一三〇

二六 琉球の外交問題と水戸齊昭……………一三〇

齊昭意見の開陳〔一三一〕 正弘に贈れる書〔一三一〕 徹底的鎖國論強調〔一三二〕 右要約〔一三三〕 正弘答書〔一三三〕 造船著手の意見〔一三三〕 正弘齊彬合致の意見〔一三四〕

二七 島津齊彬の水戸齊昭に答ふる書(一)……………一三五

齊彬温言の答辯〔一三五〕 齊昭書狀の権幕〔一三六〕 齊彬琉球措置の大綱〔一三六〕 齊彬轉禍爲福の策〔一三六〕 琉球と日本との關係〔一三七〕 日人應接致し難き理由〔一三七〕 當時の處置寛ばかり〔一三八〕 長崎手當の充分を要求〔一三八〕 齊昭の逆襲〔一三九〕

二八 島津齊彬の水戸齊昭に答ふる書(二)……………一四〇

齊彬意見開陳〔一四〇〕 猜疑辯解〔一四一〕 防禦手筈〔一四一〕 必勝時機を待たん〔一四二〕 齊彬の婉曲〔一四三〕 齊彬の心配〔一四三〕 對外策の興起〔一四四〕 識者の對外問題攻究〔一四四〕

第五章 天保改革關係者の處分……………一四五



二九 水野再罷後の處分……………一四五

水野と阿部(一四五) 羽翼無き水野(一四六) 水野再罷と鳥居高嶋(一四六) 鳥居審問懲罰の理由(一四七) 高嶋審問の責任(一四七) 鳥居の捲添(一四八)

三〇 水野忠邦最後の懲罰……………一四九

鳥居黨與の引致收檻(一四九) 其の理由(一四九) 澁川六藏揚屋入(一四九) 本庄茂平治召捕(一五〇) 後藤三右衛門屋入家宅搜索(一五〇) 水野懲罰(一五一) 不正呼ばはり(一五一) 水野金五郎申渡(一五二) 堀大和守申渡(一五二) 堀親義仰渡(一五二) 水野氏移封(一五三)

註 本庄茂平次の最後(巷街贅説)……………一五三

三一 鳥居忠耀の處分……………一五四

忠耀宣告文(一五四) 敷光院事件(一五四) 阿闍陀使節關係の事に就き(一五五) 機密漏洩(一五五) 右要項(一五六) 鳥居の探偵政策(一五六) 鳥居の人物(一五七) 鳥居の煩累の一事(一五七)

註 かみのやつかい(天言筆記)……………一五八

三二 澁川六藏等の處分……………一五八

鳥居連類(一五九) 澁川宣告(一五九) 天保改革智囊の一人(一六〇) 金田故三郎宣告(一六一) 探偵政治の盛行(一六二) 探偵政治の危険(一六二)

三三 群小雜輩の處分……………一六二

群小保身の計(一六二) 石河崎之丞申渡(一六三) 濱中三右衛門申渡(一六四) 其他の處分(一六五) 天保改革暗黒面の暴露(一六六)

三四 後藤三右衛門の處分……………一六六

喰へぬ代物(一六六) 三右衛門申渡(一六七) 鳥居との惡關係(一六七) 當代誹謗(一六八) 死罪取行ひの原因(一六九) 水野との關係(一七〇) 少しく過酷の處置(一七〇) 憐むべき末路(一七〇)

三五 澁川六藏の口供(一)……………一七一

互に反噬(一七一) 新見身上の探偵(一七二) 擁護者をも探偵(一七二) 上知一件に就き鳥居の意見(一七二) 澁川の中止論水野に斥けらる(一七三) 上知問題の謎れ(一七三) 鳥居同僚の探偵(一七四) 恐るべき陰謀(一七四)



三六 澁川六藏の口供(二).....一七五

敵味方紛亂(一七五) ヒ知徹底論者(一七五) 鳥居と堀田新見の不和合(一七六) 石河に内談(一七七) 黨同異伐の盛行(一七七) 澁川水野に出入禁止せらる(一七七) 身分掛念(一七八) 水野に對する鳥居澁川反噬(一七八)  
註 刑場の狗(抱菴遺稿).....一七九

三七 高島秋帆の處分.....一八〇

高島羅織の張本人(一八〇) 鳥居本庄の同惡相濟(一八一) 高島死罪を中追放とす(一八二) 鳥居失脚により秋帆一命繋がる(一八二) 高嶋罪名(一八三) 多數連座(一八三) 泰山鳴動鼠一匹(一八四)

第六章 英米船頻りに來る.....一八五

三八 英船長崎に來る.....一八五

英國軍洋貿易の進歩(一八五) 支那五港を開く(一八五) 英人眼を日本に轉す(一八六) 和蘭國王忠告の一因(一八六) 幕府當局の無準備(一八六) 英測量船

の長崎入港(一八七) 日本に大印象なし(一八八)

三九 英船浦賀及び下田に來る.....一八九

マリナー號來航(一八九) 奉行上陸を斷る(一九〇) マセソン下田に赴く(一九〇) マセソン上陸(一九〇) 日本側警固(一九〇) 只奔命に疲るゝのみ(一九一) 英の米に後れし所以(一九二)

四〇 米船浦賀に來る.....一九二

米勢西漸の勢(一九二) マーカトル號(一九三) 江戸よりの通達(一九三) 薪水支給(一九四) 灣外引出し(一九四) 送還漂民(一九四) 幕吏届出(一九五) 阿部聞老の奉行論書(一九五)

註 弘化二年乙巳二月、浦賀表江亞米利加合同國  
ネプヨルグ船渡來之手續(己酉雜談).....一九六

四一 土岐丹波守の意見書.....一九八

權道取扱の因(一九八) 土岐建言(一九八) 糧船特別の實意(一九八) 漂流人受取の糧當(一九九) 御方の強と成る所以(二〇〇) 途中護送の困難(二〇一) 右



意見幕府許容(二〇二)

四二 米國ビッドル提督浦賀に来る……………二〇二

幕府の安心(二〇二) 米船出帆報告(二〇二) 浦賀奉行以下の賞賜(二〇三) 米國國論動く(二〇四) 議員フラットの提案(二〇四) 米政府の艦隊司令官訓令(二〇四) 米艦瑪港出發(二〇五) 浦賀入港(二〇五) 米船差出書簡(二〇六) 通商開始の目的(二〇七)

四三 幕府米艦に鎖國の諭書を與ふ……………二〇七

米艦來航始末(二〇七) 米船模様(二〇七) 通商願不許可(二〇八) 幕府諭書(二〇九) 當時の模様(二〇九) 米船武器引渡を拒絶す(二一〇) 幕府防守の備(二一〇)

註 ビッドル來航〔大日本文明協會編日米交渉五十年史〕……………二一一

四四 米艦來去に關する雜事……………二二二

米司令官侮辱さる(二二二) 書簡受授の紛紜(二二二) ビッドル日本船に至る(二二三) 小艇に突戻さる(二二三) 日本官吏の陳謝(二二三) 稗便落著(二二四)

四) エツエレットの痛嘆(二二四) 日本供給の食料品(二二五) 米船出帆受書(二二五)

四五 米艦浦賀來去に關する水戸齊昭と

阿部正弘との往復書簡(一)……………二二六

齊昭の要求(二二六) 姑息手段の不利(二二七) 諸大名勝手痛み(二二七) 夷狄の心(二二八) 寄付さるが第一(二二八) 無理なる注文か(二二九) 阿部閣老答辯(二二九) 打拂復舊の困難(二三〇) 海岸備向の不充分(二三〇) 亂妨狼藉の場合(二三一)

四六 米艦浦賀來去に關する水戸齊昭と

阿部正弘との往復書簡(二)……………二二二

食料薪水供給申譯(二二二) 不得止食品相渡(二二二) 幕吏十二分の引目(二二三) 阿部申譯の反駁(二二三) 喧嘩仕懸の異船(二二四) 一圓打拂の達し(二二三) 齊昭意見の要略(二二五) 齊昭の強硬意見(二二五) 實行不可能の策(二二六) 不可能を以て幕府を責む(二二六) 幕閣諸侯共に人なし(二二六)



第七章 長崎に於ける米艦……………二二八

四七 米艦ブレブル長崎に来る(一)……………二二八

遭難米船乗員の拘留(二二八) 右の遭遇(二二八) 米領事の本國政府報告(二二九) 右に就き日本記録(二二九) 米船ラドガ號乗員(二二九) 蘭人の食料贈與(二三〇) 蘭船にて送還の期を失す(二三〇) プレブル號來る(二三一) 右司令官覺悟(二三一)

註 米漂流民の長崎護送(通航一覽續輯)……………二三一

四八 米艦ブレブル長崎に来る(二)……………二三三

ブレブル號入港(二三三) 日本官吏の上船接衝(二三四) 監視船に對する米艦長苦情(二三四) 水夫引渡條件(二三五) 水夫拘禁始末(二三五) 水夫同志喧嘩(二三五) 長崎送致(二三六) 水夫マッコイ(二三六) マッコイ斷食(二三六)

四九 米艦ブレブル長崎に来る(三)……………二三七

水夫の我儘(二三七) マクドナルドの執待(二三八) 十字架を踏ます(二三八)

ピツドル司令官の階位(二三九) 米益々修交必要痛感(二三九) 外國船來往の類纂(二四〇) 鎖國制度衝破の先懸(二四〇)

第八章 北米合衆國の日本に對する畫策……………二四二

五〇 北米合衆國と日本の開國……………二四二

米國の太平洋面進出の所以(二四二) 北太平洋の捕鯨事業(二四二) 捕鯨船の不便(二四三) 米の日本開國の要(二四三) 米支交易(二四三) 加州金銀(二四四) ニカラガ運河開通(二四四) 支那貿易志望劇増(二四五) 運輸交通機關の發明(二四五) 鎖國制嚴守不可能(二四五)

註 米人競ふて西方に至る(開國起原)……………二四六

五一 北米合衆國新聞の日本に對する

計企及び風説(一)……………二四七

米國輿論を傳へらる(二四七) 聊かの錯誤(二四七) 風説書(二四七) 漂流民非道應接(二四八) 米政府者の意志(二四九) 蘭人に日本を忠告せしむ(二四九) 日



本貿易業者の希望(二五〇) 薩摩人の貿易(二五〇)

五二 北米合衆國新聞の日本に對する

計企及び風説(二).....二五二

外民圍圍の厄(二五一) 船員共の備待を求む(二五二) 武力開港論(二五二) 日本  
本の富と人民の勉勵(二五三) 日米修好の利益(二五三) 貿易以外に他意なし  
(二五四) 右要領(二五五)

五三 北米合衆國新聞の日本に對する

計企及び風説(三).....

嘉永四年日本發向の企て(二五六) 米海軍の強盛(二五六) 武力もて和親遂行を  
欲す(二五六) 日本人の米捕鯨船虐遇(二五七) 提督ペルリ(二五八) 只石炭を  
憂ふ(二五八) 日本開國の利益(二五九) 幕閣感動せざりし理由(二五九)

註 蝦夷地上陸外人送還の達書(通航一覽續輯).....二六〇

第九章 和蘭再度の忠告.....二六一

五四 和蘭國王第二回の忠告書.....二六一

咬嚼吧總督筆記の差出(二六一) 其翻譯本文(二六二) 右要領(二六三) 蘭王忠  
告書呈出趣旨(二六三) 變通の方便(二六四) 使節人物の特選(二六四) 實意申  
報(二六五) 孤立鎖國の困難(二六五) 開國拒否の結果(二六六)

五五 和蘭甲比丹の提出したる對米具體案(一).....二六七

新甲比丹の書面提出(二六七) 右書本文(二六七) 日本安全の計策(二六八) 時  
日遅延の不本意(二六八) 米國志願(二六八) 航海者必要の事(二六九) 蘭國用  
意の周到(二六九) 米國要求許容の利益(二六九) 國法相背かざる程(二七〇)  
和蘭の特權放棄(二七〇) 右の理由(二七一)

五六 和蘭甲比丹の提出したる對米具體案(二).....二七一

和蘭忠告の眼目(二七一) 日本祖法改變なし(二七二) 右個條提出の眞意(二七  
二) 外國交易日本商人の範圍(二七三) 長崎番所建立の事(二七三) 手形取引  
の事(二七三) 運上規定の事(二七四) 葛藤解決の事(二七四) 石炭置場の事  
(二七五)

註 和蘭王再び開國を促す(村上直次郎著、日蘭三百年).....二七六



第十章 幕府の對外無事無爲主義……………二七七

五七 幕府の傳統的對外政策……………二七七

幕府鎖國の目的(二七七) 一説の誤謬(二七八) 幕府の事勿れ主義(二七八) 禮便の爲の鎖國(二七八) 外國防備の緩怠(二七九) 幕府の對外軟(二七九) 幕府の主一問題(二八〇) 對内問題に勢力消磨(一八〇)

五八 何故に準備を怠りたる乎(一)……………二八一

左抵右藉の理由(二八一) 祖法嚴守の傳統策(二八二) 鎖國の當然視(二八二) 攘夷宗の本山(二八三) 幕府板挟みの事情(二八三) 幕閣當局の責任(二八四) 準備の必要(二八四)

五九 何故に準備を怠りたる乎(二)……………二八五

亦已むべからず(二八五) 大船不許可の理由(二八六) 世界閉却の政策(二八六) 姑息偷安の根本原因(二八六) 幕府自強策の弊(二八七) 幕府中心主義の禍(二八七) 對外準備殆ど無關心(二八八) 只當座當座の對外策(二八八) 傳統策

辨慶

六〇 對外政策に於ける松平定信と阿部正弘……………二八九

定信の對外意見如何(二八九) 露使返還の理由如何(二八九) 開國意見者なりしか(二九〇) 經對的打拂主義に非ず(二九〇) 曖昧の指令(二九一) 定信の底意(二九一) 厚岸にて貿易開始の心(二九二) 曖昧摸稜の手段(二九三) 定信正弘同一手段(二九三)

六一 寛政以降に於ける幕府の對外政策(一)……………二九四

大なる過渡期(二九四) 外交長策決定の要(二九五) 定信の海防焦慮(二九五) 定信の海防意見(二九五) 用意周到(二九六) 嚳海舟の批評(二九六) 開鎖決定の見識無し(二九七) 外船に勝つの法(二九七) 野郎自大を戒しむ(二九八) 鷹鷲比喩の股府(二九九) 是れ代表的賢明意見(二九九)

註 樂翁老侯蠻船圖戲歌(甲子夜話續篇)……………三〇〇

六二 寛政以降に於ける幕府の對外政策(二)……………三〇〇

従來の外船擊退(三〇〇) 外船何れも温順歸還(三〇一) 防備遅緩の一理由(三〇一)



〇一 防備の急に氣付く(三〇二) 江戸湾口の砲臺築造(三〇二) 寛永打拂令の緩和(三〇三) 卒備行動禁止の事(三〇三) 消極的防備(三〇三) 目的鎖國にあり(三〇四)

六三 江戸湾の防備……………三〇五

江戸湾防備の始め(三〇五) 定信方策の繼紹者(三〇五) 申譯の江戸湾防備(三〇六) 井上佐太夫等見分(三〇六) 海防指令(三〇六) 松平容衆指令(三〇七) (松平定信指令(三〇七) 江戸湾口臺場構築(三〇八) 松平定永賞賜(三〇九) 註 銃臺六座(一話一言)……………三〇九

六四 打拂令も緩和令も其の目的は一……………三一〇

申譯的防備(三一〇) 姑息の文政打拂令(三一) 打拂令の裏切られ(三一) 抜ける刀か鞘に納む(三一) 總て事勿れ主義(三一) 阿部の其日主義(三一) 水戸に對する辯解(三一) 水戸齊昭當初の對外心(三一)

六五 根本的病原……………三一四

阿部の信條(三一四) 幕府積弱外力に勝て得ず(三一四) 事勿れ主義益々必須

第十一章 幕府群僚の對外意見……………三一九

六六 長崎奉行伊澤政義の伺書及び其の指令……………三一九

歩一歩づゝ退却(三一九) 伊澤伺書本文(三一九) 右に關する指令(三二) 伊澤第二條(三二) 右指令(三二) 伊澤第三條(三二) 右指令(三二) 伊澤第四條(三三) 右指令(三三) 其日暮し分明(三二四) 註 幕府の因循姑息(小林庄次郎著、幕末史)……………三二四

六七 枝葉形式の問題……………三二五

枝葉問題にのみ没頭(三二五) 何れも手から口への手段(三二六) 來迫緩和を欲する爲のみ(三二六) 他の一理由(三二七) 閑却し得ぬ齊昭意見(三二七) 齊昭の眞意(三二七) 齊昭正弘の相違(三二八) 阿部の優柔不斷(三二八)

六八 幕府の二令評定(一)……………三二九



筒井政憲答申書(三二九) 海岸土著兵を置く議(三三〇) 幕閣の議(三三〇) 再び筒井意見(三三〇) 筒井詰問書(三三一) 沿岸諸藩の疲弊(三三二) 土著兵の使用(三三二) 武士階級破壊の端(三三三)

六九 幕府の二令評定(二).....三三四

農兵募集の觸面取調(三三四) 打拂復古の事(三三四) 半表半裏(三三五) 幕府病症(三三五) 打拂復古の口實(三三五) 領主入費多大(三三六) 手の下し様なし(三三六) 復古機會の目途なし(三三七) 斷然打拂とすべきか(三三七) 防備嚴重の事(三三八) 措置窮狀歴然(三三八)

七〇 幕府二令を群僚に諮問す.....三三九

幕府意見の要約(三三九) 再諮問(三三九) 賦歛重く領内疲弊の因(三四〇) 外船頻至(三四〇) 沿岸測量(三四〇) 姑息の議(三四一) 突然改革却て争端を招くか(三四一) 機會何時來らん(三四二) 今日に處するの策(三四二) 幕閣無策(三四三)

七一 筒井政憲の答申書.....三四四

答申者乏少(三四四) 政憲の賛成論(三四四) 農兵の利益(三四四) 打拂復古贊

成(三四六) 打拂復古の利益(三四六) 筒井の本音(三四七) 穿草出蛇の弊を恐る(三四七) 奉使紀行の記事(三四八) 筒井の打拂復古口實(三四八) 外國來迫益濃厚(三四九)

註 筒井正憲の老練(木村芥舟著、燭斎記).....三四九

第十二章 特色ある對外論.....三五二

七二 宇内混同の意見.....三五二

代表的對外意見(三五二) 三様の思想(三五二) 佐藤信淵混同秘策(三五二) 信淵の根本主義(三五二) 日本中心主義(三五三) 神州の雄威(三五三) 萬國使令の天理(三五四) 信淵の地理學(三五四)

七三 其の實行方法.....三五五

支那滿洲奪取策(三五五) 内地經綸策(三五五) 節度大使と諸大名(三五五) 實際度外視の經綸策(三五六) 滿洲奪取の容易(三五六) 支那全國平定の容易(三五七) 仙臺府の北地經營策(三五八) 少數日本人懷抱の思想(三五八)



七四 會澤安の新論……………三五九

混同秘策との前後(三五九) 會澤の學(三五九) 新論著作動機(三五九) 新論の勢力(三六〇) 信淵著作との比較(三六〇) 水戸人士の文章(三六一) 水戸學の思想(三六一) 水戸學立論の不做底(三六一) 水戸の攘夷論(三六二) 半上落下の論(三六二) 水戸學代表の新論(三六二)

七五 新論の要項……………三六三

同じく日本中心主義(三六三) 混同秘策との相違點(三六四) 日本と萬國との關係(三六四) 安の憤慨(三六五) 新論要諦(三六五) 國體論(三六六) 水戸學の卓越點(三六七)

七六 新論の對外觀察……………三六七

宇内の七雄(三六七) 見當違ひの論(三六八) 天險今は賊衝(三六八) 露英提携來侵の猜(三六九) 萬里來侵の計(三七〇) 西洋船制(三七〇) 根據地創定の猜(三七一) 是杞憂ならず(三七一)

七七 攘夷及び其の防備……………三七一

和戰策決定の要(三七二) 豫めすれば即ち立つ(三七二) 新論述作の時(三七三) 水幕兩打拂論の相違(三七三) 水幕不一致の根本點(三七四) 安守禦の策其一(三七四) 其二(三七五) 其三(三七五) 其四(三七五) 蝦夷獲得論(三七六) 註 水戸哀公の先見(水戸紀年續篇)……………三七七

七八 國家防備の策……………三七七

防備第五條(三七七) 屯兵設置の理由(三七八) 邊戍の備へ(三七八) 斥候を明かにす(三七九) 消極的斥候論(三七九) 水兵を繕ふこと(三七九) 巨艦制作の事(三八〇) 蒙古役に於ける經驗(三八一) 船制の得失(三八一) 彼の長を採ること(三八二) 鄂羅伯得勒の例(三八二) 巨礮鑄造の事(三八二)

第十三章 水戸藩の尊攘論……………三八四

七九 尊皇攘夷の經典……………三八四

水戸派の特色(三八四) 水戸派の尊皇攘夷(三八四) 安の攻勢的防禦論(三八五) 退守鎮國策に不服(三八五) 夷を服する策(三八六) 安の國體論(三八七) 安の結論(三八八) 宇内混同論との類似(三八八)



八〇 水戸學と尊皇攘夷……………三八九

兩論の影響(三八九) 水戸學の時代精神鼓吹(三九〇) 水戸學綱要(三九〇) 藤田東湖の釋義(三九〇) 水戸學卓越の點(三九一) 家康の尊皇攘夷(三九二) 水戸學の弱點(三九二) 所謂盡忠報告の大計(三九三)

八一 水戸派攘夷論の口實……………三九四

水戸尊攘論有力の因(三九四) 常陸帶(三九四) 攘夷論解説(三九五) 家光の鎖國(三九六) 水幕攘夷說異同(三九六) 齊昭の海防憂慮(三九七) 水戸尊攘口實(三九七)

八二 對外三說……………三九八

徹底的攘夷說(三九八) 開國進取論(三九九) 右說公唱者少し(四〇〇) 方便的交易論者(四〇一) 最も多く行はれたる說(四〇一)

八三 極端なる鎖國論……………四〇二

齊昭の批判(四〇二) 幕閣逃げ口上(四〇三) 齊昭また逃口上認定(四〇三) 齊昭の航海遠略說(四〇四) 交易の害(四〇五) 要するに孤立論(四〇五) 齊昭の

徹底的鎖國論(四〇五)

註 水戸の攘夷熱(水戸史談附録)……………四〇六

八四 天保弘化年度に於ける水戸派の

對外論の真相……………四〇七

水戸派の堅艦製造說(四〇七) 目的は沿岸防禦(四〇八) 航海遠略の考なし(四〇九) 夷狄防禦の法(四〇九) 露國南侵の憂ひ(四一〇) 齊昭の野心(四一一) 齊昭の口と腹(四一一)

第十四章 名分論の勃興……………四一二

八五 大義名分論と國體論……………四一二

尊皇攘夷論醜聞(四一二) 幕府瓦解の端啓かる(四一二) 幕府の餘病惹起(四一三) 遺法遵守に能はず(四一三) 尊攘論苗圃(四一四) 尊皇と倒幕との相違(四一五) 倒幕論未だ起らず(四一五)

八六 中井竹山の名分論……………四一六



時代精神の力(四一六) 萬國超越の國體(四一七) 天子行幸(四一七) 將軍上洛(四一七) 處晶履(四一七) 江都恭順の徳(四一八) 天二日無し(四一九) 竹山の山崎派反對(四一九) 名分に就き江戸學者の妄を辯ず(四二〇) (白石袞衣申下しの事(四二〇) 觀瀾の憤慨(四二二))

八七 菱川大觀の正名緒言 …………… 四三二

名分論者(四二二) 大觀また白石に不服(四二二) 白石と安石(四二三) 竹山説と異同(四二三) 大君は婉王號は直(四二四) 關雎の不可(四二四) 正名緒言の幕府恭順(四二四) 政權復古の不可(四二四) 徂徠春臺との比較(四二五)

八八 尾藤二洲の稱謂私言 …………… 四三六

二洲の幕政隨喜(四二六) 稱謂私言の著(四二六) 用字の區別(四二七) 從來稱者の爲(四二七) 征夷將軍の稱(四二七) 征夷册命の重(四二八) 尾藤の微温(四二八) 委任の大權(四二九) 名分論と尊王倒幕論(四三〇)

註 尾藤二洲の學説〔海録〕…………… 四三〇

第十五章 國學者の名分論 …………… 四三一

八九 國學者の代表的意見(一) …………… 四三二

朱子學國學の影響(四三二) 國學者の尊皇思想(四三二) 本居宣長の思想(四三三) 三) 大將軍の職(四三三) 朝廷の爲の幕府(四三三) 朝廷を畏敬すること(四三四) 四) 水戸西山公(四三四) 公卿官人尊敬の事(四三四)

九〇 國學者の代表的意見(二) …………… 四三五

本居の本領(四三五) 本朝の皇統(四三五) 萬國の本元太宗(四三六) 道の本源日本に在り(四三七) 神勅の大本動くべからず(四三七) 朝廷衰へ天下亂る(四三八) 本居説の穩當中正(四三八) 本居の幕府隨喜説(四三八) 聊か幕府擁護論に庶幾し(四三九) 國學者代表(四三九)

註 學問して道を知ること〔玉勝間〕…………… 四四〇

九一 村田春海の時文摘紙(一) …………… 四四〇

幕府反抗氣分無し(四四〇) されど名分論は嚴正(四四一) 華夏中國の稱(四四一) 一) 僧徒等稱謂の誤り(四四二) 宿學名儒尙氣付かず(四四二) 右説の根元(四四三) 四三) 風氣變遷(四四三) 時代精神の發動(四四三)



九二 村田春海の時文摘紙(二)……………四四四

徂徠一派を評す(四四四) 徂徠一派の狂愚(四四五) 共主の文字(四四五) 春臺を非難す(四四六) 正名を先となす(四四七) 春海の結論(四四七) 林述齋の奥書(四四八)

註 徂徠の思想に對する一見解(中根香亭遺文)……………四四八

九三 平田篤胤の古道大意……………四四九

篤胤の著述及び門下(四四九) 宣傳者としての篤胤(四五〇) 古道大意の出版(四五〇) 古道の定義(四五〇) 古道學の由来(四五一) 水戸義公と古道學(四五二) 禮儀類典(四五二) 本居宣長の推獎(四五二) といつて宣長を推賞して居る(四五三) 東照公の古書蒐集(四五三) 尾張敬公の業(四五四) 古學紹述者(四五四) 家康古書蒐集の功(四五四)

九四 平田篤胤と國體及び尊皇思想の鼓吹……………四五五

篤胤退去命の原由(四五五) 林大學頭答申書(四五六) 絶板無用(四五七) 穆便の見(四五七) 問題惹起(四五七) 大扶桑國考(四五八) 漢學者の疑問(四五九) 自ら招ける著述差留(四五九)

註 篤胤の信長贊(玉澤)……………四六〇

第十六章 水戸の名分論……………四六二

九五 藤田幽谷の正名論(一)……………四六二

水戸派尊攘論根元(四六二) 大義名分論と藤田幽谷(四六二) 正名論著述動機(四六三) 幽谷根本思想(四六三) 名分の大切(四六四) 春秋時代の周室の例(四六四) 日本皇統の悠遠(四六五) 幽谷の本領(四六五)

九六 藤田幽谷の正名論(二)……………四六六

天子垂拱の由来(四六六) 武門政治(四六六) 秀吉の恭順(四六七) 家康と文王(四六七) やゝ比喩を失す(四六八) 尊皇崇禱論(四六八) 水戸の傳統的精神(四六八) 天皇國事に與らず(四六九) 幕府王を稱すべからず(四六九) 時代精神の一端(四七〇)

九七 水藩の尊皇攘夷と藤田幽谷(一)……………四七〇

尊皇攘夷の首唱者(四七〇) 外舶來航(四七一) 外人斬殺(四七一) 幕使を責め



んとす(四七三) 幕使詰實條件起草(四七三) 實行的攘夷家(四七四) 水藩尊攘論近因(四七四)

九八 水藩の尊皇攘夷と藤田幽谷(二)……………四七五

幽谷攘夷説の特色(四七五) 幽谷の理想(四七五) 幽谷封事(四七五) 藩主の問に答ふ(四七六) 和漢蘭學者の弊(四七六) 武人一同の憤激(四七七) 姑息の害(四七七) 幽谷所論の効果(四七八)

第十七章 頼山陽の史論……………四七九

九九 尊皇説と頼山陽……………四七九

社會運動と群集心理(四七九) 朝廷尊皇論の盛行(四七九) 幕府顛覆論未だ起らず(四八〇) 皇朝鼓吹の有力者(四八〇) 山陽思想の穩和(四八〇) 山陽の幕府に對する思想(四八一) 革命家にあらず(四八一) 山陽著作の感化力(四八二) 其の因由(四八二)

註 山陽の日本外史述作の抱負(山陽書簡)……………四八三

一〇〇 頼山陽と復古的思想……………四八三

時代精神の代表(四八四) 復古思想の勃興(四八四) 改進黨古兩思想の交錯(四八四) 復古思想の勇將(四八五) 日本外史の感化力(四八六) 山陽の現代安著の仕方(四八六) 古代愛慕の情(四八七)

一〇一 頼山陽と日本歴史……………四八七

天皇親政の詠嘆(四八七) 讀者の感想(四八八) 讀者著者銘々の思惑(四八八) 大勢推移の力(四八九) 復古豫言となる(四八九) 山陽の對南朝思想(四八九) 正成正行復活(四九〇) 武臣の罪(四九〇) 足利氏論(四九一) 足利義滿論(四九一) 暗に白石を攻撃(四九二)

第十八章 幕府勢力失墜の根本事情……………四九三

一〇二 實力の上に立つ徳川幕府……………四九三

所謂朝廷御委任の實體(四九三) 移封却つて勢力増大(四九三) 第二人者(四九四) 關原役の幸(四九四) 大阪城の處分(四九五) 苦心只實力維持に在り(四九



五) 一切幕府中心主義(四九六) 對京都の用意(四九六) 京都密封策(四九六)

一〇三 幕府朝廷を密封す ..... 四九七

制馭の要ある四者(四九七) 幕府と朝廷との間柄(四九八) 朝廷密封策の強制(四九九) 後明天皇の崩御(四九九) 歴代天皇の御辛抱(四九九) 至尊思召の中止(五〇〇) 反對大勢の激成(五〇〇) 朝權恢復の開始(五〇一) 朝廷の自主的運動開始(五〇一) 禁裏様御胸より起れる事(五〇二)

一〇四 諸大名の自主的行動 ..... 五〇三

幕府の絶大威力(五〇三) 綱吉將軍の威歴(五〇三) 諸大名の去勢(五〇四) 諸大名と對朝廷(五〇四) 大名朝廷と直接關係を生ず(五〇四) 諸大名の貧弱策(五〇五) 幕府の諸大名課役(五〇五) 諸大名の貧弱(五〇六) 幕府自身の大貧弱(五〇六) 貧弱の親玉(五〇六) 大名自主行動の初め(五〇七) 註 幕府衰亡の徑路(黒板勝美著、國史の研究) ..... 五〇八

一〇五 浪人者の繁昌 ..... 五〇九

浪人者の注意(五〇九) 浪人者の處分(五一〇) 浪人者の大打撃(五一〇) 言論漸次自由となる(五一二) 日本外史の歸著點(五一二) 一部東方勤王書(五一二)

浪人者の擡頭(五一二) 浪人者繁昌時代(五一二) 幕府滅亡と浪人者の力(五一三)

一〇六 鎖國制度の破綻 ..... 五一三

幕府最大禁物(五一三) 鎖國令の完全遂行(五一四) ケンフェルの嘆美(五一四) 寛政文化の小葛藤(五一五) 英國の對日本策(五一五) 米佛の來航(五一五) 内情亦開國歡迎(五一六) 變改の形勢漸次急迫(五一六) 幕府支持力を失ふ(五一七) 總ては實力(五一七) 實力失墜の幕府(五一七)

年表及人物概覽

其一年表 ..... 一一九  
其二 人物概覽 ..... 一〇—三六

索引 ..... 一—一〇

挿入繪圖

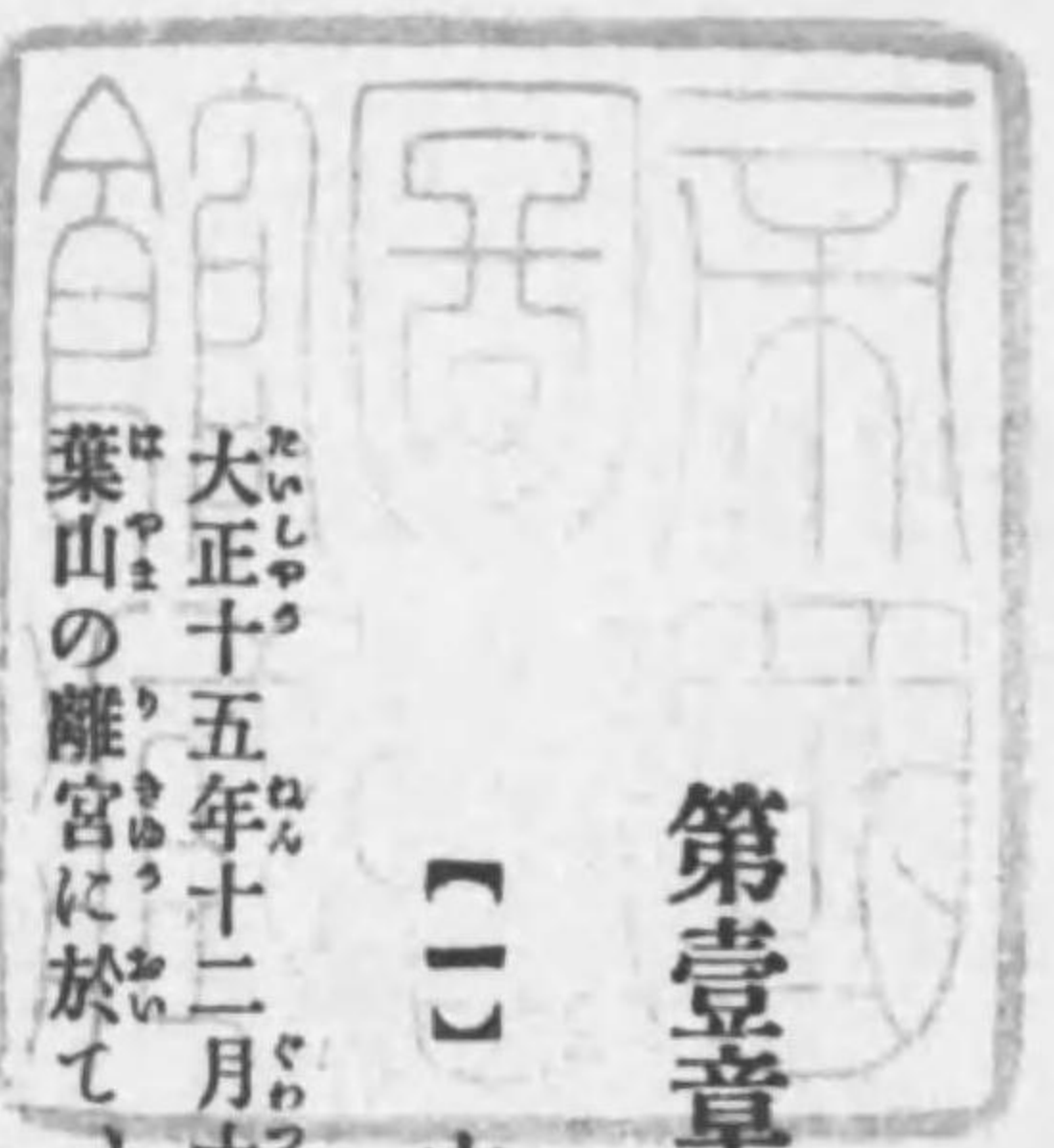


- 一 阿部正弘畫像……………卷首
- 一 和蘭軍艦長崎港碇泊之圖〔一六〕幕府の反翰……………八一
- 一 會澤安筆蹟〔七四〕會澤安の新論……………三五九
- 一 本居宣長畫像〔八九〕國學者の代表的意見〔一〕……………四三二
- 一 賴山陽書簡之一節〔二〇〇〕賴山陽と復古的思想……………四八四

近世日本 國民史 幕府實力失墜時代

蘇峰學人

第壹章 庄内藩轉封事件



〔一〕 中央政府鼎の輕重

大正十五年十二月十日、大森山王草堂に於て、稿を起す。正に是れ 今上天皇、葉山の離宮に於て、御不例に在らせらる。人心洶々、恐懼の至に勝へない。

水野忠邦 失敗の原 扱ても水野忠邦の改革は失敗した。その失敗の責任の一半は、固より水野忠邦



庄内移封一件

其人が、其の任用したる者を誤り、且つ其の施設の宜しきを得なかつた爲めでもあらう。されど他の一半は當時の幕閣に、其人なかりしことに歸せねばならぬ。然も幕閣其人ありと雖も、幕府壞崩の趨勢は、之を挽回するに、頗る困難であつたらう。

如何に當時の幕府の勢力が、徳川氏の盛時に比して衰へたるかは、出羽庄内酒井家移封に於ける一件を見ても、之を知るに難くない。事件の根原は、天保十一年十一月朔日、松平大和守齊典を、出羽庄内へ、酒井左衛門尉忠器を、越後長岡へ、牧野備前守忠雅を、武州川越へ、三方所替を命じた。元來川越藩主松平齊典の養子齊省は、當時の大御所家齊の寵姫お糸の方の出た。而して庄内の地は、東北に偏在するも、其の封土富饒にして、酒井家は、其の藩邸江戸神田にあつたから、神田大黒と稱せられた程であつた。されば彼を川越より庄内に移したのは、大御所の意であつたと、少くとも庄内藩では猜定せざるを得なかつた。

酒井徳川の關係

酒井家と徳川家とは、君臣と云ふばかりでなく、互ひに本支相倚る、血縁上の關係がある。

酒井氏元

酒井忠次は、家康の伯母婿にして、家康の初期に於ける殊勳者の一人であつた。其の嫡子家次、其孫宮内大輔忠勝に至り、元和八年信州松代より出羽鶴岡の城に移り、爾來十三萬八千石一藩翰譜には十四萬石と云ふ一を領してゐた。然もそは公稱にて、其の實收は、頗る大であつた。他の垂涎を惹きたるは、固より之れが爲めだ。

酒井家の富

宮内大輔忠勝より九代目の忠徳に至り、庄内の藩政は、藩主の明君であつた爲めに、大いに擧つた。彼は寛政八年には、その貸下米六十萬俵、金百萬兩、其の他一切を下げ切りとして、封民を賑はした。然も此の如き政治は、其の藩府の財政が、豊饒でなければ、とても實行は出来ない。

移封命下

然るに忠徳の子、忠器の代に至りて、移封の命は下つた。此の移封は果して當時の執政の筆頭たる、水野忠邦の方寸より出でたる乎、彼は唯だその意志の執



忠邦實行を覺悟す

反抗運動起る

幕府實力の消耗

行者に止つた乎、それは猝かに斷言は難い。されど命令一下すれば、之を徹底的に執行するは、彼の本分であり、且つ本色であつた。

されば彼は百難を排しても、之を執行す可く覺悟したに相違ない。然も彼は果して當初から、此の移封事件が、大事件となる可きを先知したる乎、否乎。或は左までの面倒や、困難をば豫期しなかつたであらう。

そは兎も角も庄内に於ては、此の移封の命傳はるや否や、猛然として反抗運動が出来た。假りに斯る運動が、三代家光時代、若しくは五代綱吉時代に出で來りたりとせば如何。如何に酒井家が、將軍家と由縁の多く且つ長く、厚き家柄にせよ、少くとも改易は間違あるまい。徳川幕府は、その法を行ふに於ては、貴戚、懿親も、決して用捨はしなかつた。駿河大納言忠長でも、越前參議忠直でも、それぞれ處分せられたではない乎。それに比すれば、一の酒井家を處分するには、決して遲疑す可きものではあるまい。

然るに斯る幕府の一譜代として、一旦移封の命の下りたるものを、反抗運動の

爲めに、中止するに至つては、如何に徳川幕府側の輕重が知らるゝよ。一方から見れば、酒井藩主が民心を得たる證據とも云ふ可く、亦た民衆運動の勝利とも云ふ可き様であるが、他方から見れば、從來絕對專制的の中央政府が、此に至りて如何に其の實力の消耗したるかを、雄辯に物語るよ。

### 【三】 庄内藩民の運動

反抗運動の激烈

運動の中的人物

移封の報、庄内に傳るや、反抗運動は直ちに出来た。五百個村の領民共は、處々に集合し、種々の評議を廻らした。或は神明に祈るとか、或は公儀に直訴するとか、或は御老中其他に訴願するとか、或は隣國の領主に、其の同情的援助を請ふとか。何れも必死の覺悟もて之に當らんとした。

此の運動にも、固より中心人物が在つたに相違ない。それには出羽—今は羽後



―飽海郡江地なる玉龍寺住職文隣和尚や、石垣兵藏などを擧げてゐる。(庄内藩轉封事件の中心人物 笹川臨風著)又た川南馬町の本間辰之助、十文字村肝煎伊之助、文隣和尚、弟加茂屋文治、大庄屋今野茂兵衛、齋藤隼之助、加藤金四郎等の名も、其の重なる者として掲げられてゐる。而して訴願運動の首謀者は、本間辰之助にして、田川郡西郷組の百姓十二人は、姿を變じ、風雪を冒し、千辛萬苦の末、江戸に達するを得た。彼等は隨處に障礙に出會した。固より天下の公道を、大手を振うて旅行するものと、同日の論ではない。而して本間辰之助は、尙ほ國に在りて、後詰の人数を驅り催し、川北の者二十一人も亦た續て繰り出した。彼等は途中にて、引き戻されたが、その内の遊佐郷上野新田の善三郎、南遊佐村中島の信右衛門外九名は、歸ると見せかけ、様々の辛苦もて、遂ひに江戸に達するを得た。

彼等は、大老井伊、老中水野、太田、土井などの駕籠側に待ち構へて、訴狀をつき附けた。而して其他或は水戸齊昭に、或は仙臺、或は會津、或は秋田、或は

運動の方

米澤などに向て、移封反對の衷情を訴へ、其の援助を請うた。其の運動者の一人、遊佐郷向宮田村石垣兵藏が、秋田行の日記に曰く、

あやにく父の病中を見捨て、百里の外に去る事難く、一と先弟敬太を江都の訴訟には登しぬ。(移轉訴願の事)是より先如月の始めには、掛長くも出羽國一の宮と仰ぎ奉る兩所山に、一七日の轉讀を修しめ、五月中間は本水山玉龍寺に於て、大祈禱を始め、遊佐にある所の各寺院を請じて、茶菓香華の施主とは成ぬ。且六月も同じき半は、湯殿山、月山、羽黒山の三山を順拜し奉るも、只御永城を祈るの外他事なし。剩さへ希代の識者數多侍て、江都の愁訴は四度五度に及び、水戸、仙臺、會津の三侯へも、夫々歎願奉ると雖も、吉いよく遠ざかりて、凶旦夕に迫るは、其いふ藥瞑眩せしにや、然れども今は秋田へ忍び下りて、佐竹の御家に縋り奉らんと、同姓善九郎、兵太に耳語せば、何かは以て猶豫すべき、三志一時に熟談して、本水師(文隣和尚)に斯く語れば、其所より十人、彼所よりは五人三人と、立所に記す、誠者



佐竹侯に頼る

廿九人、本水師願書を認む。とある。即ち文隣和尚が其の訴願書の執筆者である。彼等は此の訴状を携へて、秋田に入り、佐竹侯の駕籠側に平伏して、之を呈せんとしたが、顧みられなかつた。

此時兵藏心中に三社を念じ、件の願書を左りに差上げ、中腰にして、御駕籠へ籠り奉り「恐れながら庄内の百姓願奉る」と繰返し申上るも、願書は更に取受及ばず、只脇よれくと御側衆小聲にて制す。然れども身命は固より塵芥の如く思ひ込みたる直訴なれば、さのみ恐れず、一町許り駕籠に籠り奉るも、願書は終に御取請なし、詮方なく連中の控へ居る所に立戻る。〔兵藏日記〕

所々鍋懸

とある。然も此事の爲めに、兵藏等はやがて、秋田侍衆詰所に召連られた。此處にて兵藏は、其訴願の大意を陳述するを得た。如何に此の運動が激甚であつたかは、彼等の江戸登りは、一番、二番より七番

困苦江戸に上る

に及んだ。七番登は、仙臺より水戸を経て江戸に上り、伊勢大神宮を始め、國の神社佛閣へ立願の目的にて、鍋懸向と稱し、鍋釜一切を用意して出掛けたる大團體であつた。然るに仙臺領に入ると差止められ、國境迄役人附けて送り戻された。されども遊佐郷百二十二人の内七十四人、荒瀬郷百十二人の内七十七人、平田郷二十三人の内二十一人、川南西郷組四十五人の内二十五人、中川組五十一人は、遂ひに役人の目を忍び、由利郡鹽越から船に乗りて越後路へ上陸し、江戸へ上つた。

熱烈の訴願者

遊佐郷上江地村の権治郎は極貧のもので、三年前に女房に死別れ、娘兩人を養育したが、お國替の沙汰を聞くとひとしく、日夜憂ひ歎き、十五歳になる次女を酒田今町よし屋といふ遊女屋に奉公に遣し、其給金を路銀として、江戸へ二度、仙臺へ一度哀訴に出かけた。下長橋村の理助は所持の



雜談を賣拂ひ、其代金を旅費として轉封中止の運動に遊々と上つたのである。

〔莊内藩轉封事件の中心人物〕

### 【三】百姓惣代の歎願書

文隣和尚  
作の訴狀

庄内藩民が、移封反對運動の理由は、前に記したる文隣和尚が、石垣兵藏等の爲めに、秋田藩主の援助を請ふ可く、代作したる訴狀（参照 二）が、最も詳悉に語つてゐる。其文は甚だ長さも、一切の事情は、此によりて明々瞭々たれば、今茲に掲ぐるととする。

乍レ恐以ニ書 面ニ奉ニ御 歎願一候。酒井左衛門尉 領分羽州庄内、田川、飽海兩郡百姓總代の者共一同、奉ニ申上ニ候。去子（天保十一年）十一月、中、領主所替へ仰を蒙り候。趣、承知仕り、一同驚入り奉り、悲嘆愁傷に沈み

當領主の  
高恩

巳年兇作  
の救恤

罷在申 候。元來當御領主の儀は、二百二十年以前御入國、初て鶴ヶ岡御再興有之候程の儀に承知仕候。右兩郡の儀は、濕地多にて最上川其外川々數多有之、荒地同様にて全御高丈無之程の所、御丹精を盡され、御手許御入費にて、右川々屈曲して、水吐き宜しからざる場所は、夫々堀通、或は海邊へ切落し、種々御手入有之、水溢の災害無之様に被成、追て新田畑切開、その上往昔よりの變難これあり候。年柄は、莫大の御高恩を蒙り、領内の者共、安堵相續仕り、就中近年に至て、去る巳年（天保四年）當領の儀は、前年未聞の大凶作にて、一同餓死にも可及之處。領主役場にて、惣家中に格外の省略被ニ仰付、右餘米を以て、兩郡百姓共精力衰へざる様にと、鹽鮭、鮒等まで、村々家別人數掛を以て被ニ下置、町のものには、日々米穀御手擬又は殘借等被ニ仰付、諸國より米穀莫大に御買入、御救護被ニ成下候に付、孤獨に至る迄、餓死に相成不申、誠に以て御恩澤の程、重々難レ有一同感涙を流し候。



右御高恩報じ奉りたく心掛け、農業相勵み候得共、連年凶作打續き、別して去申(天保七年)年は、當領の儀は、冷氣強く、諸作皆無の村々難溢至極仕り、此上は乍レ恐御領主様にても、如何被成下候哉と、奉存候。然るに當領主様は京都御名代をも兩度まで御勤め被爲遊、その上御役向にて、御物入多き中、連年の凶作にて、御救ひ旁、莫大の御借財成せられ候由に御座候へ共、猶尙役領に於て、諸國身元宜きもの共より、金銀御借入被成下、其上御年貢は、格別の御取立不足に相成候。猶又極難溢の者共には、御救米その外、古著まで被下置、誠に以て莫大の御仁恵、筆紙に難盡申上。難有仕合と奉存候。此上は農事に粉骨碎身、聊づも溜錢仕り、少しは御恩徳に奉報度、一同心掛罷在候處。此度不存寄御所替仰せ蒙らせられ候に付、領内の百姓共、闇夜に燈火を失ひ、生れ子母に離れし如く、老若男女悲嘆に沈み罷在候。右奉申上候通り、御恩君に離れ奉り候儀は難忍、兩郡の者、一同

精進潔齋仕居り、お鎮守は不レ及申、領内靈山靈社佛閣に祈誓を掛け、只管御領主御永城在らせられたく、猶また御嘆願の爲め、領内嚴重の御締方を犯し、去子(天保十一年)十一月下旬、嶮難の深山雪中を潜り、漸く出府仕候處、領主屋敷へ御差留に相成り、嚴重の御手當て、宣敷時差下しに罷成、その上慎み被仰付。猶又御境目口々には、増御役人指し遣はされ、嚴重に御締相成候へ共、心外止むを得ざる事に付き、同十二月下旬より、當丑(天保十二年)二月まで、四度忍び出で、江戸表へ罷出で、御役家様方に籠り、御愁訴奉申上候處、御受更に無御座、御諭を蒙りて領主屋敷に御引渡相成り、空く御差下に相成候も、御恩君に離れ奉り候義は難忍。兩郡の者共、一同申合せ、所々の廣場へ、或は二萬人餘、又は三萬人餘、追々數ヶ所へ相集り、此既御參府被遊候は、再び御歸城無之事と相歎き、愚昧の百姓共、御參府御差留可ニ申上旨にて、何卒御永城被成下、領内一同の百姓安堵に永領仕候様被成下度、只管御歎願申上候へ共、御取上げ



六度の愁  
断皆空し

止むなく  
佐竹侯に

無<sup>レ</sup>之。此時節柄大勢打寄候ては、廢立の姿に相成、第一公儀に對し奉りて、濟ませられ難き旨にて、嚴重に仰諭せられ、深く慎み能在候得共、兎角不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>止事、御參府後は組々、村々密に申合はせ、嶮岨の深山幽谷を越え、日數の野宿等仕り、兩度出府仕り、重き御役家様方御駕籠に縋り、御愁訴奉<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候へ共、此又御取受無<sup>ニ</sup>御座<sup>一</sup>、一同敷ケ敷、彌々沈み伊勢代參、諸國神社佛閣祈願拜誓、國內靈山靈社寺院祈禱怠惰なく、執行仕候儀に御座候間、定て神佛の靈驗も可有<sup>ニ</sup>御座<sup>一</sup>と奉<sup>レ</sup>頼候も、未だ御永城の被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>も無<sup>レ</sup>之候は、時至り不<sup>レ</sup>申候哉。是迄六度の愁訴も空く罷成候上、縋り奉るべき方も無<sup>ニ</sup>御座<sup>一</sup>、(中略)彌々日限杯の御催促在せられ候趣承知仕候に付、國中人氣荒々敷能成り、愚昧の百姓、此何等の儀出來可<sup>レ</sup>仕哉も難計奉<sup>レ</sup>存候。乍<sup>レ</sup>恐御當代御治世より二百五十餘年來、靜謐に相治り候御代、此庄内より如何の次第も出來可<sup>レ</sup>申哉。右に付當御屋敷様(秋田藩主佐竹侯を云ふ)へ御縋り奉<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候より外無<sup>ニ</sup>御座<sup>一</sup>と、先頃

籠る

より兩度も罷出候處、山越道にて御指留に相成、其上浦々獵船迄も御指留に相成候得共、不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>止事と罷出、乍<sup>レ</sup>恐爲<sup>ニ</sup>惣代<sup>一</sup>私共許り御國內へ參り、御歎願奉<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候。乍<sup>レ</sup>恐格別の御憐愍を以て、當領主御永城被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>成、兩郡百姓共永く安堵相續仕候様、以<sup>ニ</sup>御慈悲<sup>一</sup>御救被<sup>ニ</sup>成下<sup>一</sup>候は、郡中一同無<sup>ニ</sup>此上<sup>一</sup>難<sup>レ</sup>有仕合奉<sup>レ</sup>存候。以上。

天保十二年六月

酒井左衛門尉領分  
田川飽海兩郡

百姓惣代

以上陳述したる所を見れば、如何に此の反抗運動が、底強き力を以て、出て來りつゝあつたか、判知るであらう。



【四】移封令取消

移封令中止

兎に角庄内藩民の藩主移封反對運動は、日一日と激甚を加へ來つた。而して内外にかけて其の同情者も少くなかつた。此に於て天保十一年十一月朔日の發令は、その儘實行せられず、同十二年六月十二日に至り、將軍家思召の旨にて、之を止むるととなつた。而して川越城主松平大和守齊典には、特に二萬石を加増した。云ふ迄もなく齊典の養子齊省は、大御所家齊の子にして、將軍の弟である。

中止経緯

此の中止事件に就ては、水野忠邦と、將軍家慶との間には、少からざるゆきよつがあつた。六月七日將軍は水野忠邦を召して、左の書を賜うた。

將軍親筆

此度存する旨ありて、大和(松平大和守齊典)左衛門(酒井左衛門尉忠器)備前(牧野備前守忠雅)所替、又三方元の如く所替可ニ申付一候。出羽國酒田港、越後國新潟港は、不取締の趣も聞ゆるに付て、夫々替地の場所あらば、改革の趣意

庄内藩祖の功績

を以て、皆領地に收、夫々替地遣すべく間、早々取調可ニ申聞一候。又た曰く、

川越藩の不如意

庄内領の義は、往古最上出羽領分の所、左衛門尉先祖拔群の武功に依て、元和年北國藩鎮の爲に被下候は、神祖御深慮被爲在候儀と存候。然るに僻遠の土地、人心偏固にて、數年居合はず。三代の久を経て、漸く領内一圓歸依し、追々豊饒の國柄になり、收納も方今は三四十萬石にもあふる由。然るに外にて十四萬石相當の地遣はし候ては、家來扶助にも差支可レ申哉。村民共騒ぎ立候は、敢て舊主を慕ふのみにあらず。大和(川越藩主)兼々勝手向不如意之趣、庄内村民共聞傳へ、所替の上は、いかなる苛政もあるべしやと、安堵不致より偏固の頑民不穩聞え候。右の如く、もとより不歸依の新主、其上用度乏しくては、逆も仁政を以て治むることはなるまじく、遂には捨置がたく、又所替爲レ致候歟。谷など申付る様にては、詮もなき事に候間、庄内騒立の風説、又は左衛門嘆願等の意には、更に不拘、幸



只酒田新  
湯替地

未だ引渡以前の事に候間、存寄を以て、只今之内、早々下知せしめ、三方元の如く、本城安堵いたさせ、庄内領の酒田港、長岡領の新潟港は、海防備場改正の主意にて、領地にいたし、夫々相應の替地遣し候はゞ、一旦申出候義を改候とて、國體に拘り候義はあるまじく、天意人望にも叶ひ、又一同も難有可存哉。

強て行ふ  
は不可

一旦下知せしめ候事とて、強て行ふ時は、却て人望に背き、此上萬一騒立時は、不を得已最寄の大名へ防の人数申付る様の事に至るに於ては、世の動靜にも關り不穩、却て國威を損すまじきものにも無之間、幸此度政事向復正の場合にて、改め候はゞ、主意も立べく間、申渡方等の義、早々取調可ニ申聞一候。

一 海防の備改革の意に付ては、酒田、新潟の兩港にかぎらず、私領の内に、海防要害になるべき湊あらば、一同此度替地を遣し、上地にいたし候方、主意も貫く可くと存候間、是亦可ニ取調一候。

川越藩加  
増の事

一 大和守元來領分收納高薄く、不如意の上、續柄(將軍家の縁邊)等にて、別て物入多く、餘義なき譯にて、所替にも成候處、今度大藏大輔歸家故、又元の如く申付候と申様に、世上へ響き候ては不レ宜。又大和守も面目を失ひ可申間、時節柄不レ容易一事には候得共、兵部大輔見合を以て、加増遣し候方可然と存候間、此所早々評議いたし、確と可ニ申聞一候。

忠邦の反  
對

忠邦は固より幕府一旦三大名へ所替を命じつ、庄内藩の百姓が騒ぎ立てたからとて、之を取消すが如きは、幕府の威信を損するものとして、同十日意見書を上りて、極力其の不可を縷述した。然も將軍は其の翌十一日、更らに左の如く親諭あつた。

將軍再命

此度存する旨ありて、大和、左衛門、備前所替の事、如レ元可ニ申付一候義は、存意相決候間、何れも早々申渡候様可致候。左衛門身分、又は國政等に不レ宜次第も有之候はゞ相糺し、追て明白に沙汰に及候様に可致候。



此の如くして遂に幕府の敗北、庄内藩百姓の勝利となつた。

### 【五】幕威凋落の兆

一件落著

容易ならざる幕府の損傷

水野忠邦は、將軍の台旨もて、一旦所替を發令したるものを、今更ら取消すなどは、幕府の威信を損するものとして、大いに其の不可なる所以を論争したが、言行はれなかつたから、六月十三日（天保十二年）右取消令發布の翌日、胸痛と稱して出仕せず、書を同僚土井大炊頭利位に致して、辭職を申し出でた。大炊頭は之を將軍に取り次いだが、將軍は親諭して即日出仕せしめた。忠邦も將軍の恩命に感泣して、登營し、此にて一件は全く落著した。併し此一件は、實に幕府の勢力凋落と云はずんば、少くとも其の兆候を示したるものにして、幕府に取りては、容易ならざる損傷であつた。水野が之を不可

中止主原

幕府査察何

としたのも、流石に彼はそれに氣付いたのであらう。併し如何に隠蔽せんとするも、凋落し始めたものは、如何とも仕様がなない。天下を擧げて、此の一件の爲めに、幕府其物が、未だ必らずしも不可抗力でなく。若し與みし易しと云ふ程でないとするも、場合によりては、反抗して勝利が得らるゝ實物教育を、天下一般に與へた。

惟ふに幕府をして此に至らしめたる所以は、種々の事情があつたとしても、之が爲めに天下の騷擾を惹起するとが、其の重なる理由であつた。例せば庄内の百姓三百人が、境を踰えて仙臺領に赴くや、仙臺藩主松平（伊達）陸奥守は、之に關して、左の如き伺書を幕府に呈した。

先達家來の者より申達候通、庄内の百姓共二百餘人、領内へ罷越し、漸く申含爲ニ納得致一歸村候へ共、此上幾數百人群立可申儀難計、一體世上の噂候には、無筋所替と申事に候。公儀御政務向に、某口入儀には無之候へ共、酒井左衛門尉、何等の不調法無念有之候ての所替に候



百姓申分に同情

哉。委敷爲二聞詰一候へ共、無二其謂一左候はゞ無レ故所替と申も、無レ謂事とも不レ被レ存候。百姓共、騒立候も、下心全く夫より出來候哉に被レ察候間、永く日延にも被レ仰付一候はゞ、必定百姓共靜穩に相成可レ申候間、左様被レ仰付一候、儀出來申間敷哉。右百姓共申分承候へば、心底誠に不愆の至、及レ聞毎レ度及ニ落涙、手當申付候へ共、幾群立ち參り候節、如レ此毎度無レ限取扱候事にては、國用も行達不レ申及ニ迷惑一候。不筋の儀なれば、於ニ關所一差留め、一人も相入間敷候へ共、存寄至極の者を不實にあいらしらひ難レ致候上は、愁訴又は祈願の所有レ之節承届次第何百人何千人にても、無二差構一領分通行爲レ致候ても苦しかる間敷哉。必右様に御日延難レ被レ仰付一御譯入にて、身命を抛ち二郡一致いたし候上は、如何様に企及可レ申哉。甚心元無様子相見え、近國の事に候へば、領分不安塔に被レ存候間、御暇相願、歸國の上、夫々手配等申開度候間、御暇願書差出候ても苦しかる間敷哉、此段奉二伺申一候。

六月十七日（天保十二年）

松平陸奥守

〔庄内藩轉封事件の實際と意義〕

此れは宛も庄内藩民に同情して、幕府を威嚇したるものと見られないこともない。

山國喜八郎の報告

又た水戸藩の山國喜八郎が、水戸齊昭への上書中にも、風聞御届には凡三四萬人と承知仕候處、内實は十四人申合、悉皆不レ惜ニ身命一死地に入り、已に左衛門尉殿被レ致二出府一候途中待請け、是れ領主を相留、永く在城被レ致候様仕度と目論見候處、内評相洩候哉に付、左衛門尉殿御役人共を被レ差出、何事に付ても、公儀を奉二敬承一候譯柄、都て御奉公筋は、上を敬ひ候を、第一とする理を叮嚀に教諭を加へられ、畏りて承伏致し、一旦は鎮まり候由。

第一章 五 幕威凋落の兆



一人押張の者

井伊家を始め、外老中衆は、左衛門尉殿所替不<sub>レ</sub>宜歎に被<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>候哉の處、今一人口上に大御所様(家齊)御頼みにて取扱<sub>レ</sub>候儀にて、今更相變候儀は、決して不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>旨被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>候由、畢竟違變有<sub>レ</sub>之候ては、公儀御威光不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>、故の儀は表向にて、内實は今一人退役も被<sub>レ</sub>致候儀故、押張被<sub>レ</sub>居候哉に、問者の者密々申聞候し

不可侮農民の力

と云うてゐる。此の今一人とあるは、水野忠邦を斥すものだ。二百二十年來善政に育ち候良民に御座候故……如何様に諭し候ても安心屈服仕候儀有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>間敷、下愚の不<sub>レ</sub>移所、不<sub>レ</sub>惑至極無<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>次第に奉<sub>レ</sub>存候。殊に後榮を不<sub>レ</sub>求儀に御座候故、萬一に蜂起致候は、輕々しく可<sub>レ</sub>侮歎、小事には無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存候。……土民と乍<sub>レ</sub>申、無<sub>二</sub>双<sub>一</sub>の要害に據り、殊に必死の百姓と申し、旁由々敷大事に可<sub>レ</sub>及と奉<sub>レ</sub>存候。此れは天保十二年四月十八日附である。斯る次第にて、庄内藩民の運動は確かに幕府を威嚇して、その効を奏した。徳川氏幕府ありて以來、移封の沙汰は、

一葉落ちて天下を知るの秋

決して少くなかつた。然も未だ一度び發令して、それを取り消すが如き例は無つた。然るに今や此事あり、是れ實に一葉落ちて天下の秋を知るものと云はねばならぬ。

一般の評判

殊に神祖の治世以來、古今珍ら敷事といへるは、出羽庄内十七萬石酒井左衛門尉 武州川越十五萬石松平大和守、越後長岡八萬石牧野備前守の三方國替(川越と庄内、庄内と長岡、長岡と川越)は、急度台令ありしが、終に無沙汰となり。此扨擇にて徳付しは、松平大和守二萬石譯もなく加増は、泣寢入の褒美とや云はんか。上古より國替、所替、沒收、斷絶、改易、半地など、様々其例少からず、然れども一旦觸定めし事の、沙汰止に成たるは、無類の事にて、譬へば論言汗の如しと、其後又々仕直すとも、其儘等閑に置とは、餘りに不思議の事と専ら風評す。(五月兩草紙)

此れが一般の評判であつた。



## 第二章 阿部正弘出身の當初

### 【六】 阿部正弘の出身

兩極代表者

扱も水野の改革は、見事に失敗したが、彼の後に來つた者は、實に阿部伊勢守正弘であつた。此の兩人は均しく幕末の政治家にして、松平定信以後、最も注意に値ひする者共であつた。而して彼等は總ての點と云はざる迄も、多くの點に於て、其の兩極の代表者とも云ふ可き程、互ひに反對の性格を持し、互ひに反對の方向に政務を取り扱つて行いた。

阿部の概

吾人は既に水野に就て記す可き丈けを記した。今や阿部の執政時代に入るに際し、先づ彼に就て、其の概念を得る必要がある。

先正弘の祖

阿部は參河武士の後にして、徳川家譜代、備後福山十萬石の城主である。其の祖先正次は、元和九年に老中に列し、八萬六千石岩槻の城主となり、其子重次

受正精

寛永十五年老中に列し、慶安元年父の遺領を併せ九萬九千石餘を領し、同四年四月將軍家光の逝くや、之に殉死した。其子定高、定高の子正邦に至りて、岩槻より宮津に移り、更らに宇都宮に移りて十萬石となり、寶永七年閏八月福山城に移封せられ、爾來正弘に至る迄、その城主となつた。正邦の子正福、正福の子正右亦た明和二年十二月老中に列した。正右の子正倫、彼亦た天明七年老中に列した。正倫の子正精は、實に正弘の父である。

正精は文化十四年八月老中に列し、文政六年十月辭し、同九年六月逝いた。彼は其の同僚水野出羽守忠成が、専ら威福を弄しつゝあるを見て、不快であつたが、之を匡正するの力なく、怏々として樂しまなかつた。文藝の嗜みあり、大名藝としては、書畫に巧みであつた。平戸侯松浦清、林大學頭衡杯、其の交遊であつた。彼は兼ねて蘭學をも修め、其の揮洒したる蘭文字や、又た油畫風の風景繪なども殘存してゐる。而して菅茶山などが、詩人及び學者として用ひられたのも、亦た彼の時代だ。



正弘の幼少時代

正弘は正精の庶子にして、文政二年十月十六日江戸に生れた。彼は幼より父正精の認むるところとなつた。曾て松浦清、林衡などを招き養つた。正弘が庭園に嬉戯するを見て、兩人に告げて曰く、此子は後來望を屬す可きものであるとの（阿部正弘事蹟）彼は其兄正寧多病の故を以て、恐らくは豫じめ其の繼嗣たる準備として、他家を嗣がず、留りて家に在つた。而して天保七年十一月、彼歳十八にして、兄正寧の養嗣となり、十二月朔日將軍家齊に謁し、廿五日正寧隱居し、正弘福山城主となり、十萬石を領するととなつた。

正弘立身の始め

斯くて天保九年九月朔日、奏者番となる、時に歳二十。是れ正弘出身の始めである。彼は少にして其志天下に在つた。奏者番は彼が官途の第一歩のみ。彼は僧某を介して、當路に請托するあらんとしたが、其臣關平治右衛門の諫にて、思ひ止つたと云ふ。（懷舊紀事）而して他日彼が寺社奉行となりて、中山法華經寺事件を審判したる際、深く其の諫に従うたる事の爲めに、自由手腕を揮ふを得たとを覺り、關平に金時繪の諫鼓鶏の印籠を贈りて、之を謝したと云ふ。然も

正弘の手腕

彼は決して其の青雲の志を、閑却しなかつた。斯くて天保十一年五月十九日には、寺社奉行見習を命ぜられ、十一月八日には寺社奉行となつた。寺社奉行は、町奉行、勘定奉行と併び稱する三奉行の一にして、決して閑職ではない。各地に於ける寺社の所領、僧尼神職の進退、法會、祭祀に關する事務を管掌し、而して寺社の訴訟を審理す。而して寺社奉行は、自邸を公衙に充て、訴訟事件を聽斷す。

天保十二年八月十八日には、將軍家慶吹上苑に於て、寺社奉行稻葉丹後守正守、阿部伊勢守正弘、戸田日向守忠温、松平伊賀守忠温、町奉行遠山左衛門尉景元、矢部駿賀守定謙、勘定奉行佐橋長門守佳富、松平豊前守政周等の訴訟審理を臨聽した。此れは御前公事と唱へて、將軍自から下情を直接に察するが爲めのみならず、云はゞ奉行の口頭試験とも云ふ可きものなれば、三奉行も之を難事とし、豫じめ留役（書記）と謀りて、務めて事件の易きものを選定する例とした。而して正弘は故らに某神職の難訴十七年に互りて、未だ決せざるものを、將軍



の面上にて審理し、能く其の情狀を盡し、一座をして、其の明斷を稱せしめたと云ふ。(阿部正弘事蹟)

### 正弘の好學

正弘深く學を好み、未だ家を繼がざる時より儒臣の講讀を聽き、奏者番在職中に至るまで、毎月六回貞觀政要、唐鑑等を講讀せしめ、重臣をして傍聽せしむ。別に毎月三四書の講讀を行ふ。正弘又處士東條文藏を招ぎ聽講す。賓師の禮を以て之を遇し、肩衣を著し、其出入毎に、次室廊下まで送迎す。聞老に列し、日勤となりても變することなく、毎月三回輿を以て從者を附し、此老儒を送迎す。其學者を敬すること以て觀るべきなり。  
時に安中藩主板倉勝明も亦學を好み賢名あり。正弘之と親み善し。因て書を贈り(板倉時に大坂城番たり)林銑を聘して學を講せんと欲するの意を述べ、其紹介を求む。板倉は正弘の年少就職の爲に學を廢せんことを憂ひしに、今此事あるを喜び、仕官の爲に志を奪はれず、益聖賢の學を講せんことを忠告す。正弘答書を贈りて之を謝し、其厚意を空うするなからんことを言ふ。(阿部正弘事蹟)

### 〔七〕 阿部正弘と中山法華經寺事件 (一)

正弘の才幹發起

法華經寺僧の奸淫

大奥に關係

阿部正弘の寺社奉行として、其の才幹の尋常ならざるを發揮し、やがて老中となる下地をなしたるは、中山の法華經寺事件を裁判したる一事だ。  
今ま其の顛末を略叙せんに、天保十二年、下總中山村法華經寺中の智泉院日向(二十四歳)及び同院に屬する守玄院日啓(七十一歳)兩人は、祈禱に托して愚民を迷はし、更らに千代田城の大奥に取り入りて、數多の婦女と淫行を恣にし、更らに貴重品などを取り出して、奢侈に耽り。又た民間の婦女と奸するなど。到底幕府も之を看過し難き情態に立ち到つたから、幕府は正弘に命じて之を審理せしめた。當時の閣老筆頭は云ふ迄もなく、水野忠邦であつた。  
正弘は兩人を逮捕して江戸に致し、鞫問したが、事件は實に大奥に關係して、若し之を調べ上ぐるに於ては、容易ならぬ醜體を、世間に暴露することゝなる。されば彼は其の事實を具して、内慮を伺うた。それによれば、其の關係の



大奥向の婦人は、左の通りだ。

名 前 書

關係婦人  
連名

大奥向女中之内、守玄院日啓歸依之淺深厚薄同人相糺候趣、左之

通御座候。

文恭院(前將軍家齊)様老女 伊佐野事

文化十三年子年七月廿四日病死之由

野の本 性 院

去々亥六月中病死之由

村

右同斷後

廣大院(家齊御臺所)様附

去子八月中病死之由

瀧 山

右同斷當時

御本丸勤

瀬 山

文恭院様 御客應答

天保三辰年十月頃病死之由

花 澤

廣大院様附老女

三拾ヶ年程以前病死之由

花 崎

御客應答

天保辰三年四月頃病死之由

波 江

三拾ヶ年以前病死之由

文恭院様表使

岩 井

三拾ヶ年程前病死之由

瀧 澤

當四五月頃剃髮之由

右同斷當御本丸勤

島 田

御中臈

第二章 七 阿部正弘と中山法華經寺事件(一)



御伽坊主  
 當二月中御暇に相成候由  
 右格別之信仰にて、朝夕御祈禱向之儀、都て引受取計、又は諸事之吉凶占考等の儀をも申越、近來守女院身分厚く引立吳候旨申之候  
 文恭院様御中藤

御次頭  
 御右筆

美代  
 榮嘉  
 てりう  
 入る  
 勝井  
 重と

御伽坊主

廣大院様附御中藤頭

御中藤

去子十二月御暇に相成候由

御右筆頭

御本丸 老女

御客應答

第二章 七 阿部正弘と中山法華經寺事件(一)

と 長 ちやう  
 す 島 杉  
 山 濱  
 村 岡  
 澤 岡  
 浦 榮  
 5



御右筆頭

志賀山

三六

峰壽院様附 老女

濱田

松榮院様附 老女

久米浦

溶姫様附

染村

染山

右いづれも信仰にて、毎月護符守札等差遣、其上てう外三人は、御方々様御祈禱等之儀に付、内々文通等をも差越、とう、濱田、長榮は前書野村、瀬山より申越候、御祈禱之儀にも相携、其餘之もの共は、別段召仕女等差越、或は外々え差遣候、月並護符等取次、一と通よりは信仰と相心得候

旨申之候

廣大院様附 老女

花町

右大將様附 老女

岩浦 岡尾

當春下宿之由

御客應答

園田

右夫々御祈禱之儀、重々引受取扱、別て花町は深相携候哉に候得共、月並護符守札等定式に差遣候儀も無之、其身信仰之淺深等を暇と難ニ申立旨申之候

右 美代召仕

ひ わ



勝井召仕

志賀山召仕

染山召仕

元中の口番

谷津會助後家

麴町三丁目萬屋直右衛門娘

右兼々懇意にて、れん、まちは部屋方へ立入、用向等聞込、ひわ外三人も同  
様祈禱等之儀に付、中山表へも罷越、又者守玄院出府之節は、旅宿等へ、節  
々罷越、面會致候者の由申之候。

右之外、兩丸(本丸と西の丸)並御守殿(將軍の女、諸大名に嫁したるもの)御住居向等  
女中の内、毎月護符、守札等差遣候分、當時凡八十人餘の外、御附の老  
女始、御客應答、御中臈、御錠口御中年寄、後右筆、御伽坊主、使番等、臨  
時加持祈禱を致遣候得共、別段強て信仰とは難申立、且御役名並病死  
等、年月の儀は、荒増前書之通相心得居候旨申之候。  
丑(天保十二年)七月

關係の年  
月

亦天保改  
革に關係

惟ふに此の事件は、歲月を以てすれば、三十年以上に互りたるものであらう。  
何となれば三十年以前に病死したる老女等の中にも、其の連累があるからだ。  
而して其の關係者は、大御所家齊、將軍家慶、將軍の相續者家定の奥向に及び、  
而して更らに其の子女の諸大名に嫁したる奥に迄及んだものだ。  
斯る大びらなる醜惡事件を旁觀して、何等手を著けなかつたのは、大御所家齊  
を憚かつた爲めであらう。然も家齊が天保十二年閏正月逝くや、數月の後、  
愈よ此の事件は、持ち上つたのだ。惟ふに此の事件も亦た天保十二年、水野忠



邦の改革に、何等かの干係あつたものと、認めねばなるまい。

【八】阿部正弘と中山法華經寺事件(二)

正弘の苦心

其の關係を以てすれば、幕府大奥から、將軍家縁邊の奥筋に及び、其の年代を以てすれば、三十年以上に亘る。されば若し之を爬羅摘抉せん乎。其の醜體を天下に暴露し、徳川將軍家の威信を損するもの、頗る多大なるものあらむ。さりとは是程罪跡明白なるものを、其儘放擲す可きでもない。されば阿部正弘も、此に就ては、頗る苦心する所あり、遂に左の意味を以て、内慮を伺うた。

將軍内慮  
何書

別紙名前書(參照 七)之儀は、日啓申口迄之儀にて、素片言には候得共、兼て取上置候留帳類、又は文通之趣にても、格別歸依之段は、無相違一相聞、此上又者之分等呼出相糺候様にては、矢張信仰之廉より、奥向へ手を懸

處分仕方

候趣意に有之、半途に見合候儀も、容易に難ニ相成、旁如今般一件にいたり候ては、強ち事實を以吟味致し候而已を、正道潔白之御處置とは難ニ申上、實以不容易一筋と奉存候に付。此上奥向へ相拘候廉は、更に吟味不仕、日啓並日尚不屈之次第は、當前女犯一條を以吟味詰、夫々御仕置申付、御取締之儀は、前書日啓申上候趣、並別紙名前書歸依淺深之譯を以、夫々厚御勘辨被爲在候方可然哉。左候は、差當り奥向始、世上歸依之者共も、悉恐怖致し、擧て當時之御盛徳を奉讚美、不容易一第も不顯して、自づから今般之御趣意に相叶、奥向御取締之筋も、相立可申哉と奉存候。右は元來御渡被成候風聞書之趣にても、一體之趣意不容易一件に有之候處、聊無二酌可及吟味との御趣意に御座候得共、心附候儀は、無二腹臆可申上旨之御沙汰も有之候儀に付、前書之趣申上候條、厚御評議被成下候様仕度奉存候。

丑(天保十二年)七月三日



阿部伊勢守

正弘の本

如何にも老練、慎重なる思付と云はねばならぬ。二十三歳の少壯政治家として、或は餘りに分別が多過ぎると思はる、程である。されど此れが阿部正弘其人の本色だ。彼が他日閣老となりて、天下の大政を掌つた際にも、恒に此の本色を發揮してゐる。此れが彼の水野忠邦と、其の趨趣を殊にする所以の重なる一であらう。

處斷宣告

此の如くして彼は、大奥其他の筋には一切手を著けず、却て民間に於ける女犯一件を以て、之を處斷し去つた。其の手際は寔に鮮かと云はねばならぬ。

下總國中山村日蓮宗法華經寺地中智泉院持入幡別當

守玄院

日啓

日啓

其方儀智泉院住職中、同國田尻村文藏後家リモ事、尼妙榮を境内へ止宿爲レ致、密通之上度々及ニ女犯一次第、御祈禱御法用取、扱節の儀には無之とも、清僧殊一寺住職の身分有レ之間敷儀、殊露顯を恐れ、一旦立退始末、旁不届に付、

遠島申付る。

智泉院

日啓

日啓

日啓

其方儀清僧殊御祈禱御法用取、候身分、下總國船橋九日市村、旅籠屋長兵衛方へ罷越、同人下女マスを酒の相手に致し、密通の上、度々及ニ女犯一段、住職以前の儀に有レ之成共、右始末不届に付、晒の上、觸頭へ引渡、寺法之通取計可レ受。

同國田尻村百姓文藏後家リモ事

尼妙榮

尼妙榮

其方儀中山村法華經寺地中智泉院持入幡別當守玄院日啓、智泉院住職中より年來立入能、同人を清僧と乍レ辨、度々及ニ密通、殊露顯を恐れ、一旦立退始末不届に付、押込日、申付る。

同國船橋九日市村百姓仙之助女房

マス

マス

マス



其方儀村内旅籠屋長兵衛方酌取奉公中、中山村法華經寺地中智泉院日尙儀、右長兵衛方へ止宿の節、酒の相手に罷出、清僧と乍辨度々及ニ密通一始末不埒に付押込日申付る。

日尋

法華經寺 日尋 導

其方儀地中智泉院持入幡別當守玄院日啓、右智泉院住職中、同國田尻村文藏後家リモ事尼妙榮と及ニ密通一儀は、不ニ相辨一共、引續同人を院内へ爲ニ立入、又は智泉院常住日尙儀、船橋九日市村旅籠屋長兵衛方へ罷越、同人下女マスと及ニ密通一を、リモ不存罷在候段、不埒に付、逼塞日申付る。

谷中妙法寺

觸頭 谷中妙法寺

右中山法華經寺儀、先達て御祈禱所被ニ仰付、地中智泉院へ右御法用取扱被ニ仰付一處、向後一切御祈禱は不レ被ニ仰付一問、御祈禱並御法用所等の儀、決して相唱問敷。且智泉院持入幡の儀は、今般思召有レ之に付、取拂被ニ仰付一社領被ニ召上一問、其旨相心得、先達て被ニ下置一御朱印一同、早々可ニ差上。

尤別當守玄院に附有レ之本尊、又は什物類も有レ之ならば、法華經寺へ引渡遺す間、其旨可レ存。右評席に於て、調役侍坐申渡。此の如く泰山鳴動、鼠一疋。如何にもあつけなきことにて其の局を了した。然も是れ則ち阿部の阿部たる所以と云はねばならぬ。

【九】阿部正弘の入閣

天保十四年閏九月十一日、阿部正弘は、二十五歳にして、老中に任せられ、加判の列に連つた。阿部家は其の家柄として云へば、老中に任せらるゝは、決して異數ではない。されど二十五歳の少壯者としての拔擢は、極めて稀れの事であつた。彼が平昔の志は、此に於て始めて酬られたと云はねばならぬ。但だ

正弘推薦者



幕府大奥の勢力

彼は何人によりて然るを得たる乎。將軍家慶の知遇によると云へば、それ迄であるが、恐らくは彼を將軍に推薦したる者無くてはならぬ。そは恐らくは大奥の或る勢力が、預りて力あること、思はれないこともない。

幕府大奥の勢力が、政治上に勢力の及んだことは、決して新らしきことでは無かつた。家康の駿府隠居中の如き、阿茶局は、本多上野介正純と相ひ並んで、女執事の趣きがあつた。慶長十八年以後御隠密之御用向、從レ奥執政え、傳達を蒙る」と記せられたる通り、大阪役前後に於ては、彼女の働らきは決して少くなかつた。二代將軍秀忠御臺所崇源院夫人は、政治的夫人ではなかつたが、然も秀忠は怖婦將軍であつた。三代家光に至りては、大奥に於ける春日局の勢力は、實にすばらしきものであつた。又た其の縁類の祖心尼の如きも、若干の勢力家であつた。降りて將軍家齊時代に於ても、賢相松平定信の如きも、大奥の勢力の爲めに排斥せられたと云ふ説がある。それが實際に於て、幾許の程度まで有力であつた乎、將た有効であつた乎知り難きが、然も多少の邪魔物であ

家齊時代の  
大奥

忠邦亦大  
奥に因縁

老女姉小  
路

つたことは、争はれない。而して家齊の後半の政治が、其の大奥の勢力の爲めに攪亂せられたることは、極めて明白の事實であつた。されば水野忠邦の如きも、其の進仕に就ては、大奥の援引に頼つたと云ふ説もある。

濱松侯も最初は、此お美尾の方（家齊の寵姫）に倭を献じて、加判列までに其志を得しが、すでに文恭公（家齊）神去り給ふの後は、速かに慎徳公（家慶）の御寵女に阿諛を轉じて、公の傾顧を取りしと云ふ。（燈前一睡夢）

水野が果して然る乎否乎は、姑らく疑問とするも、彼の改革が、大奥の爲めに妨げられたるのみならず。彼の失脚が之に基ゐしたりとの説の如きも、決して一笑に附し去る可きものではあるまい。將軍家慶の大奥には、老女姉小路なるもの頗る威福を弄してゐた。彼女は伊豫子と稱し、十五六歳の折、京都から江戸に來り、大奥に仕へ小上臈となり、其の才色兩絶をもて、將軍家慶の殊寵を得た。將軍御臺所は、有栖川家の姫君であつたが、天保十一年正月かくれさせられて以來は、姉小路が殆んど御臺所の代理をつとめた。



正弘と姉小路

此時水野越州は既に老中を罷められて、之に代るに阿部伊勢守といふ人が出ました。この勢州はなか／＼の才子でありますから、とても奥の事は手を出すことは出来ない。殊に姉小路といふ上臈に取入らなければ、何事も出来ない。將軍の意を得ることも、此上臈に依らなければ、いけないと早く悟つたために、勢州は大變姉小路に媚びた。賄賂遣問は申すに及ばず、始終贈物して、其の驕心を失はない様につとめた。勢州は年は若く、二十二三(二十五歳)で老中になつて、殊に美男子であつたといふ事で、それが今の通り姉小路に媚びたから、姉小路も水野と違つて、大層親密であつた。其事は姉小路が自分の部屋に、一の男の人形を飾つて置いた。其人形に著せる著物の紋も、羽織の紋も、上下の紋に至るまで、悉く阿部家の定紋鷹の羽の打違へを付けて、自分の座右に置いて、朝夕翫弄して居つたと云ふ。(名家叢談)

此れは阿部の入閣以後の話であるが、其の入閣に際しても、恐らくは幾許か大奥の勢力に、便りたる事が無いでもあるまい。何れにしても幕府の末期の政治を観察するには、此の大奥の勢力を看過することは出来ない。而して阿部の成功も、能く此の機關を操縦したる事が、唯一と云はざる迄も、重なる一の理由であつたらう。

正弘成功の一因

### 1107 入閣後の阿部

阿部と水野

阿部と水野とは、本来如何なる關係であつた乎。水野が閣老である際に、阿部は御奏者番たり、寺社奉行であつた以外に、殊更ら親密の間柄とも覺えない。但だ阿部と水野とは、其の天下の大政を握らんと欲する志は同じかつたが、之を行ふ道に於ては、自から趨を殊にした。而して恐らくは阿部は水野の遣り口を、下から眺め、側から眺め、局外から眺めて、其の是非得失に付き、自から得たるものがあつたであらう。云はゞ水野は阿部の爲めに、其の瀕蹈み



同役期間  
僅かに二日

の役をつとめたと見るも、大なる差支はあるまい。阿部の閣老に任せられたるは、天保十四年閏九月十一日にして、其前三日—閏九月八日—閣老堀田正睦罷め、其後二日—閏九月十三日、水野忠邦罷めた。されば正弘と忠邦とは、同役であること僅かに二日—然も其際水野は引入中にてあつたれば、同僚としては、全く没交渉と云ふ可きであらう。水野の去るや五十歳、阿部の来るや二十五歳。兩人の年齢は、當時に於ては、寧ろ親と子同様の相違があつた。

正弘の同僚

阿部の同僚としては、古河城主土井大炊頭利位、松代城主真田信濃守幸貫の二人であつた。眞田は松平定信の子にして、眞田家を嗣いたが、實明の大名として、評判善かつたが、閣老としては、別に此れと云ふ仕事をも成さなかつた。而して土井に至りては、尋常一様の並び大名と見るを適當とす。而して同年十一月三日に至り、長岡城主牧野備前守忠雅、京都所司代より、老中に任せられ、而して同日宇都宮城主戸田山城守忠温寺社奉行より老中に任せられ、西丸附と

水野仕組  
を全くは  
變ぜず

水戸齊昭  
處分

なつた。當時土井は閣老の首座を占め、御勝手掛—會計總裁—を勤めたが、然も年少新參ながら、其の重きを做すは、阿部であつた。而して同十二月廿二日、御側御用人堀大和守親鸞を、老中格に任じた。堀は元來水野の親縁にして—其子親美は、水野忠邦の妹婿—水野と同腹の一人であつた。彼が水野と共に斥けられずして、却て老中格となつたのは、如何なるいきさつによる乎、一寸見當がつかぬが、彼が將軍家慶の爲めに調法がられて、此に至つたとは疑を容れない。兎にも角にも、水野忠邦の股肱となり、腹心となつて、所謂天保の改革を、善にもあれ、悪にもあれ、厲行したる鳥居甲斐守忠耀の如きは、其の最後に於て、水野を裏切り、水野去つて後依然町奉行の職に止まり、榊原主計頭忠茂の如きは、目付より勘定奉行に任せられた。當時の形勢は、水野の使用したる人と、その仕組とを、悉く皆な一掃する程には至らなかつた。要はたゞ其の甚しきものだけを更革するに止つた。

而して其の翌弘化元年五月五日には、水戸中納言齊昭の譴責處分が行はれた。



〔參照 天保改革篇、一〇一—一〇七〕此れは固より水野の意でもなく、水野の仕業でもなかつた。水野は固より齊昭を好まなかつたであらう。されど彼を敬遠し、彼を或る程度迄承掣し、時としては彼を壓迫して、それ以上には及ばせなかつたであらう。されど水野の老中を罷めて以來は、事の此に至つたのは、餘儀なき勢であつたであらう。それに齊昭は個人的に、將軍家慶の感情を傷け害うたる事も多少あつたと云へば。

本丸造營奉行とな  
弘化元年は水戸處分以外、大なる事件と云へば、五月十日に江戸城本丸の焼失であつた。正弘は率先して其急に趨き、消防を指揮し、濡れたる衣服を更ふる二回、破れたる草鞋を更ふる三度に及んだと云ふ。而して其の六月十三日には、正弘本丸造營總奉行に任せられた。彼は當時既に君寵を得、其の位地亦た隨て鞏固となり、漸次其の才幹を發揮したるものであらう。而して同日眞田幸貫亦た老中を罷めた。されば首席は土井であるも、其の中樞人物としては、年少新參ながら、阿部を推さざるを得ない。

### 第三章 和蘭國王忠告書事件

#### 〔一〕 水野忠邦の再起

再起の理由如何

水野忠邦の斥けられてより、未だ十箇月に満たざるに、更らに起用の事があつた。抑も水野の失脚は、決して一通りの免職ではなかつた。『御勝手取扱不行届有之』との罰名を付け、鴈之間席差控を命せられた。而して天下を擧げて、殆んど皆な之を痛快とした。然るに其の再び彼を起用するに至つたのは、何事である乎、何故である乎。將た何の爲め乎。

二三の臆

そは外交問題が出で來らんとする模様あつたから、水野でなくては之を處理するものがないとの、將軍の思召にて、然かしたと云ふ説がある。又た水野の親縁老中格堀親密が、中より其の運動を爲したと云ふ説がある。又た水野に此の難題を振りかけて、兎も角もやらせて見るも一策だとして、之に賛成したものと



外交不安  
が一因

水野再起  
の機會

云ふ説もある。或は水野自から再起の志望あり、將軍の寵姫に頼り、又た堀に頼りて運動したと云ふ説がある。又た阿部正弘が、水野起用の張本人だとの説がある。諸説紛々何れとも一定し難い。

されど外交上甚だ不安の件生じ、その爲め將軍家慶は、水野を再起せしむる氣になつたとは、此中に於て最も明白なる事實だ。水野が其の儕輩に比して、幾許外交上の知識が卓越したるかは、疑問だ。されど文政八年の打拂令を更めて、寛政度の緩和令に復したのは彼であつた。〔參照 天保改革篇、四七一—五一〕而して彼が其心を海防に用ひ、其眼を海外に及ぼしたるや、聊か他に數歩を抽んで、ゐた。されば將軍が此際に、彼を起用せんとしたのは、將軍としては寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

外交上の不安と云へば、天保度に於ける渡邊崋山、高野長英などの獄も、此れから發し來つた。〔參照 天保改革篇、二二—二七〕モリソン渡來の風説の如きは、一時人心をして動搖せしめんとした。然るに弘化元年五月長崎に入港したる、

忠邦慨然  
拜命

阿部の再  
起反對

和蘭商船の齎らす報によれば、和蘭國王は、將軍に當てたる忠告書と、許多の贈物を送る爲めに、軍艦ハレムバン號を特派し、艦長ハーレスコーフを使節として出帆せしめた。されば右の軍艦は六月下旬乃至七月上旬には、入港するであらうとのことであつた。長崎奉行は、直ちに之を江戸に急報した。此れが水野再起の機會となつた。其の發議者は將軍であつたにせよ、閣老であつたにせよ、將た他にあつたにせよ。

忠邦再起の命を聞くや、彼は容易に腰を揚げなかつた。或は堀親審をして彼を説かしめたが、彼は今更ら再勤とは思ひも寄らぬとて、之を謝絶した。然も將軍から若年寄大岡主膳正を上使として、差向けたに就ては、彼は慨然として其命を拜した。彼は固より一身の利害などを、此際に於て考慮するに遑なかつたのだ。斯くて弘化元年六月二十一日、彼は再び加判の列に入り、其の首座となつた。

彼が再起して登城するや、其の行装は、供廻りの末に至る迄、何れも鮮美を盡



して、人目を驚かした。彼は何事も人の意表に出づるとを好む性質であつたら  
 しい。彼の再起は、實に天下の人心に少からざる衝動を興へた。而して老中阿  
 部正弘は、水野を斥けて十個月を経ざるに再起せしむるは、幕府の威信を損す  
 る所以、大官の進退常なきは、政道を立つる所以にあらざるを陳して、之に反  
 對したが、その聽省せられざるを以て、病と稱して登城しなかつた。然も將軍  
 は内旨を傳へて、出仕を促がしたから、已むを得ず出で、事を見たと云ふこと  
 だ。(懷舊記事)

以上の事實によりて、彼の再起は、必らずしも阿部正弘の意見でなかつたが  
 判る。而して水野彼自身の本意でもなかつたことが判る。要するに彼を再起せ  
 しめたのは、將軍家慶と、他の二三者であつたであらう。而して其の動機は、  
 正しく外交上の不安であつたらう。

忠邦再起の由來

忠邦さきに老職を免ぜられしに、此に至り僅に十ヶ月にして再任したること其故を知るものなし、  
 或人の説に和蘭の使節、近きころに長崎に來りて申立る所あるよし、又英國佛國の船しきりに琉球  
 に來りて迫る所あれども、他の宿老これを制すること能はず、將軍家これを憂ひ給ひ、再び忠邦を  
 起して其處置を命ぜられんとて、少老大岡主膳正を使とし、其旨を諭されしに、忠邦固辭して出ず、  
 尙再三の懇諭ありければ、忠邦已むことを得ず命に應ぜんとするに、其家士等みな諫む。忠邦の云  
 く、汝等我爲を思ふの切なるは猶我上の爲を思ふが如くなり。故に他日いかなる不幸ありとも、吾  
 顧るに違あらずとて竟に命に應じたれど、後九ヶ月にして又職を奪はれ、譴責を得られき。いよく  
 恠しむべきことなりし。(徳川太平記)

【三】 再起後の水野忠邦

水野再起  
 後の人事  
 變動

水野忠邦の再起は、少からざる衝動を、幕府の吏僚に興へた。彼は當然閣老の  
 首座となつた。而して曾て彼と同僚であり、且つ彼を排斥したりと云はんより



も、寧ろその排斥者仲間より推されて、隠然首領となりたる土井利位の如きも、自から安んずる能はず、病を移して出仕せず、屢ば退職を請うた。此に於て十月十二日其請を許されて、鴈間詰を命せられた。而して曾て水野の股肱腹心であり、上知一件に就き、彼を裏切つたる鳥居甲斐守忠耀の如き、九月六日町奉行を免せられて寄合となり。八月二十二日勘定奉行榊原主計頭忠茂は、職を免せられた。此の如く水野に不利であつた人物は、漸次相接して去つた。然らば水野は果して、舊時の勢力を恢復したる乎。

否々再起後の水野は、最早前日の水野ではなかつた。土井利位が閣老を辭したる後は、勝手掛の職は、當然水野に來る可きであつた。水野が前度に於て、其の威權の赫々であつた所以の重なる一は、其の勝手掛を兼ねたが爲めであつた。然るに水野は再起の當初、勝手掛を命せられざるのみならず、土井の去後も命せられなかつた。而して此の重任は却て阿部正弘と、堀親密とに歸した。徳川十五代史には、土井の辭職を八月五日とし、阿部、堀の勝手掛任命を八月朔日

水野勢力  
舊來の如  
からず

堀阿部  
勝手掛と  
す

水野の仕  
事局限

水野の再  
辭職

としてゐる。而して懷舊紀事には、阿部正弘七月廿二日勝手用掛を命せらるゝある。其の時日は何れにしても、此の重任が、老練にして、經驗に富みたる水野に與へられずして、却て新進年壯の阿部に與へられたるは、意外と云へば、意外と云へないともあるまい。

要するに將軍の彼を再起したる所以は、水野をして、燒眉の急に迫りつゝある、外交の難局に當らしめんとするにありて、恐らくは一般の政務に就ては、彼に信賴する所は、従前の如くではなかつたであらう。而して其の同僚の如きも、恐らくは水野を驩迎するよりも、寧ろ彼の仕事を、外交に局限し、云はゞ毒を以て毒を制せしめんとするに、外ならなかつたものではあるまい乎。

何れにしても再起後の水野は、其の双手をもぎ取られたる茨木童子であつた。水を離れたる水虎であつた。彼は碌々として閣老の一人として、御用部屋に出仕する以外に、何等新奇の施設する所無かつた。而して弘化二年二月廿二日には、愈々其職を去つた。



廿二日宿老水野越前守、病によりて職とかん事請ふまゝに免され、席は快く出勤の折り伺はるべしと傳へらる。(續徳川實紀)

乃ち彼は再起以來八個月にして去つた。彼は何故に去つた乎。恐らくは周邊の雰圍氣が、彼に取りて甚だ面白くなかつた爲めであらう。即ち彼は留らんと欲するも、留まる能はざるものあつた爲めであらう。而して其の争點は、云ふ迄もなく、外交問題であつたと思はる。

水野の外  
交上議見

水野は外交問題解決の爲めに、再起せられたものとすれば、其の外交上の意見が、將軍の思召に叶はず、若しくは多數同僚の反對し、若しくは賛成せざるに於ては、當然幕閣を去るの他に道はない。然も彼は如何なる點に於て、意見を殊にしたる乎。云はゞ外交上の意見なるものに就ては、何等此れと云うて、詳細に徴す可きものはない。但だ彼には世界の大事を洞察して、變通の策を講せんとする心掛けはあつたに相違ない。而して此の一點に就ては、當時に於ける國防的施設の先覺者として、且つ先鞭者とも云ふ可き水戸齊昭と、互ひに兩極

水戸齊昭  
と相容れ  
ず

を代表するとまでは行かなかつたにせよ、其の相ひ容れ難きものがあつたとは、齊昭の自から筆記したるものが、能く之を語つてゐる。乃ち、

第一に越前守(水野忠邦)等と論の不都合義は、異國船防禦の義にて、打拂止ら

れたる義、不便宜よし建白せし所、一切御取用に不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>。「不愠錄」  
と云うてゐるを見ても判知る。されば水野は開國論者とは行かざるも、打拂一

水野辭職  
の一原因

點張りでなかつたとは、明白だ。  
彼は和蘭國王の國書を贈呈し來りたるに就て、如何なる對策を講せんとしたる乎、將た如何なる點に於て、將軍及び同僚と、其の趣を殊にしたる乎。そは今ま精しく之を徴す可きものがない。されど彼が幕閣に於て、怏々として其の志を得なかつたことは、疑ふ迄もない。而して將軍も再起は再起させたが、案外見込外れの事もありて、旁た將軍の方からも、水野の方からも、嫌氣がさしたのであらう。

水野また  
打拂

但だ水野は和蘭國王に對する返書に、斷然其の忠告を容れて、開國の意味を以



てす可しと云ひ、將軍及び同僚は、之に反對したるが爲めに去りたりとの説もある。是れも一説だが、果して水野がそれ程徹底的の開國論者であつた乎、疑はしくある。彼の文政打拂令緩和に就ては、水戸齊昭は、彼を目の敵の如く云ふが、其實は彼も亦た齊昭同様、打拂論者であつたと云ふ説がある。

天保十三年長崎奉行柳生伊勢守久包より急使を以て、申越せる趣は、我國の漂流を助け、先年英國モリソン、船を浦賀近海に寄する處、是非を問はずして、打拂はる。夫より薩摩地に至り、又砲撃せられ、清國廣東に歸る。モリソン願意他なし、漂流を送り、貿易を請ふのみと、書を蘭船に托し、長崎に達す。久包飛札を以て、江戸閣老に呈せり。此時にあたり、水野越前守忠邦、土井大炊頭利位、堀田備中守正篤(正睦)眞田信濃守幸貫來書を披見す。幸貫は海防の掛りなれば、専ら其件に従事せり。既にして閣老評席を相議す。忠邦始め外二人は、砲撃を主張す。獨幸貫趣を異にす。我國の漂流を送る、有無を問はずして打拂は不仁なり。若外船漂流送致を名とし、日本地方へ乘

柳生久包  
注進

眞田幸貫  
の溫和論

互に氣ま  
づき思

寄る時は、一應其趣旨を尋問し、國禁を論し、薪水缺乏品を助け、我國の至誠を知らしむるにしかずと。閣老各意見を將軍家慶公に伺ふ。元來將軍家には仁慈深き御方なれば、尤幸貫の見込當然也と決議せられ、先年觸達し置處の外船を見れば、直打拂ふべきの令を改め、眞に漂流を送る船ならば、長崎港へ可ニ送届旨を諭し、薪水缺乏の品を與へて歸す可き旨を、改めて浦々を守る奉行其他諸大名へふれ達せり。(奥右筆宮重久右衛門信愛手録)

是れ果して信據す可き乎、否乎。それも確でない。されど先づ一説として見る可きものであらう。斯る次第であれば、天保十三年から、未だ二年を経ざる弘化元年に、水野の意見が、急に開國説に豹變したとも受取られない。

此の如く水野の再度の退任の眞因は、何とも明白に判定す可き事實がない。されど彼と將軍及び同僚との間に、互ひに氣まづい思をなしたとは、疑ふ餘地なき事實であつたらう。而して此の互ひに氣まづい思をなしたる結果が、或は和蘭國王の忠告に對する、意見の不一致となりて、出で來つたかも知れない。要



するに水野をして、外交の難局に當らしめんとして起用したる將軍は、其の理山は焉くにあるにせよ、其の責任は何れに歸するにせよ、兎に角當てが外れたことだけは確であつた。

【三】 和蘭國王の忠告書 (一)

那翁戰後  
歐洲列國  
の趨勢

歐洲に於けるナポレオン戦争平定後は、列國何れも富國強兵の務に従ひ、其餘勢の及ぶ所、航海遠略を事とするに至つた。而して英國の如きは、其魁であつた。乃ち支那と事を構へ、清朝積弱の虚に乗じて、大いに其志を逞らし、更らに一步を轉じて、日本に來り逼らんとする勢を示した。和蘭國王よりの國書は、此の形勢の危急を見て、到底鎖國制度の維持す可らざるを、日本の幕府に忠告したものだ。

所謂和蘭  
の忠告

忠告の眞  
意

此時に和蘭國ウイレルム第二世は遠識有之、且篤志之性質、那氏之亂、其國を奪はれ、後回復舊に因り國王たり。我國代々の因有之を以て、天保十四卯年軍艦バレンバングを發、國書を齎し、歐洲各國之形勢を陳述し、我國鎖國之維持すべからず、宜しく其の制度を改め、國福を保たしめ、不測の禍亂を避け、永遠の名譽を失しめざるに基く可きを陳述す。從今是を見れば、國王懇篤の誠意感謝爲すに堪へたりといふべし。(開國起原)  
以上は勝海舟の記する所、果して和蘭國王は此の如く眞醇なる心もて、我國に忠告したるものである乎。寛永の古に於ては、他國を排斥して、己獨り日本との貿易の利を専らにせんとをつとめたる和蘭が、天保の今に於ては、日本を開らき、列國共通の利益に均霑せんとするは、聊か意外の感なしとせざるも。世界の大勢は、到底和蘭對日本の關係をして、舊態に安んせしむる能はざるものあるを見、寧ろ我より進んで日本をして、國を開かしむるの得策なるを覺り、遂ひに此舉に出でたるものであらう。或は曰く、當時日本に於ては、海外取引



機宜に適合する忠告

和蘭國王書簡和譯

の密商大いに行はれ、出島に於ける和蘭貿易は頗る減退の姿であつた。されば和蘭國王は此の情態を見て、進んで日本を開らさ、一定の關稅の下に、列國と均霑するを以て、寧ろ得策と考へたものであらうと。此れも亦た一説だ。

要するに日本の國內に於ても、事實に於ては、鎖國の殻を破りて、外商若しくは外船と、國法を犯して密貿易するもの、頻々出で來りつゝあり。而して海外列國の形勢は、駭々乎として日本に來り逼りつゝあれば、其の動機は何くにあるにせよ、和蘭國王の將軍に對する忠告書は、如何にも機宜に適したる措置にして、日本政府—幕府—は之に對して、十二分に感謝す可き理由ありと云はねばならぬ。されば、今更其の國王書簡の全文を左に掲ぐることにする。而して此書の和解は、實に澁川六藏が爲してゐる。

和蘭國王書簡並献上物目錄和解

鍵箱之上書和解

澁川六藏

この印封する箱には、和蘭國王より、日本國帝征夷大將軍をさし奉るなり。に呈する書簡の箱の鍵を納む。この書簡の事を司るべき命を受くる貴官の開封し給ふべし。

曆數千八百四十四年二月十五日 天保癸卯の年、十二月廿七日に當る。瓦刺汾法瓦和蘭國の都に於て記す。

和蘭國王密議廳主事名花押  
文字讀み得べからず

鍵箱之封印和解  
書箱外箱上書和解

日本國王殿下

和蘭國王

神德に依頼する和蘭國王兼阿郎月拂郎察國の地名ナスソク獨逸國都の地名のブリス 爵名ニヤセムブルグ和蘭國の地名のコロトトヘルトフ 爵名イルレム第二



世謹で江戸の政廳にましまして、徳位最も高く、威武隆盛なる大日本國君殿下に書を奉じて、微衷を表す。冀はくは殿下觀覽を賜ひて、安靜無爲の福を享け給はん事を祈る。

從來の關係

一 抑今を距る事二百餘年前に、世に譽高くましませし烈祖權現家康より信牌を賜り慶長五庚子の年、和蘭の舶、初て本邦に來り、同十四己酉の年七月廿五日 神祖より御朱印を賜はる。己酉より今茲に甲辰に至り、貳百三十六年なり。我國の貴國に航して、交易する事を許されしよりこのかた、その待遇淺からず。甲必丹も年を期して、殿下に謁見するを許さる。古へは甲必丹の江戸拜禮毎年なりしに、寛政二庚戌の年より、五年目となれり。此の年を期してといふは、蓋し近代の事をさして云へるなり。聖恩の隆厚なる、實に感謝に勝へず。我も亦信義を以て、この變替なき恩義に答へ奉り、いよゝゝ貴國の封内をして、靜謐に、庶民をして、安全ならしめんと欲す。然りといへども、今に至るまで、書を奉るべき緊要の事なく、且交易の事及び

觀望し難き一大事

尋常の風説は、拔答非亞瓜哇島の府名なり。元和五己未の年、和蘭の人、全島を奪ひ、閩瓦答刺城を改めて、拔答非亞と云ふ。及び和蘭領亞細亞諸島和蘭國の人、印度地方の數島を併せ奪ひて、これを領す。是を和蘭領亞細亞諸島といふ。の總督より告げ奉るを以て、兩國書を相通ずる事あらざりしに、兩國書を通ずることなしといふは誤なり。慶長四己酉の年七月廿五日、同十七壬子の年十月、神祖より和蘭國王への御復書あり。蓋し和蘭歴代治平の日少きを以て、文献の徵すべきものなきによるのみ。今爰に觀望し難き一大事起れり。素より兩國の交易に拘にあらざ。貴國の政治に關係する事なるを以て、未然の患を憂ひ、始めて殿下に書を奉ず。伏て望む、此の忠告に因りて、其の未然の患を免れ給はん事を。以上は國書を送る緒言である。而して所謂其の註釋は、譯者たる澁川六藏等が加へたるものである。何れにしても此の國書の委曲を盡してゐることは、以下掲ぐる所を見れば、諒會するに餘りある。

譯及註釋者



【二四】和蘭國王の忠告書(二)

忠告書の  
眼目

此れからが、和蘭國王忠告書の眼目とも云ふ可き點である。

英清戦争

一 近年英吉利國王より、支那國帝に對し、兵を出して、烈く戦争せる本末は、我國の船(和蘭船)毎年長崎に至りて呈する風説書にて、既に知り給ふべし。威武盛りなる支那國帝も、久く戦ひて利あらず、歐羅巴洲の兵學に長せるに辟易し、終に英吉利國と和親を約せり。是よりして、支那古來の政法甚だ錯亂し、海口五所を用ひて歐羅巴人交易の地となさしむ。五所の地方は、即ち廣州、福州、寧波、厦門、上海を云ふ。其の禍亂の原を尋るに、今を距る事

禍亂の源

三十年前、歐羅巴の大亂治平せし時(註 寛政の頃に當りて、佛郎魯國にナポレオンなる者あり、國の内亂を攘ひ、自立して王たり。是に於て、兵を四方に出して、諸國を併吞せんとし、歐羅巴大に亂る。文化十二乙亥の年、諸國相謀りて、ナポレオンを擒にして流竄し、數年の兵亂治平せり。乙亥より今茲甲辰に至り、正に三十年なり。) 諸民皆永く治化に浴せん事を願ふ。其

列國商賈  
蔓延

時に當りて、古賢の教を奉ずる帝王は、諸民の爲に多く商賈の道を開きて、民蕃殖せり。しかりしより器械を造るの術、及び合離の術、萬物を離合して、其質を究理するの術をいふ。に因りて、種々の奇巧を發明し、人力を費さずして、貨物を製するを得しかば、諸邦に商賈蔓延して、反て國用乏きに至りぬ。中に就きて武威世に耀ける英吉利は、素より國力豊饒にして民心巧智ありといへども、國用の乏しき特に甚し。故に商賈の正路に據らずして、速に利潤を得んと欲し、或は外國と爭論を起し、事勢已むべからず。故を以て本國より力を盡し、其の爭論を助くるに至る。これらの事によりて、其の商賈支那國の官吏と、廣東にて爭論を開き、終に兵亂を起せしなり。支那國にては、戦甚だ利なく、國人數千戦死し、且數府を侵掠、敗壞せらるゝのみならず、數百萬金を出して、火攻の責を贖ふに至れり。以上は英國が、支那との葛藤を叙し、其の何故に英國をして、此に至らしめたる乎の原因に溯りて、詳かに語りてゐる。



驚心駭魄  
の文字

一 貴國（日本）も今亦此の如き災害に罹り給んとす。凡そ災害は倉卒に發するものなり。今より日本國に異國船の漂ひ浮ぶ事、古よりも多くなり行きて、是が爲に其船兵と貴國の民と、忽ち爭論を開き、終には兵亂を起すに至らん。これを熟察して深く心を痛ましむ。殿下高明の見ましますれば、必ず其災害を避る事を知り給ふべし。我も亦安全の策あらんを望む。

幕閣神經  
の遲鈍

此の一段は、眼目中の眼目にして、實に驚心駭魄の文字だ。當時の幕閣が此の如き文字に接して、何等の考慮を拂はなかつたのは、何たる遲鈍の神經であらう。何たる國事に不親切なる仕方であらう。

天保十三  
年の令書

一 殿下の聰明にまします事は、曆數千八百四十二年天保十三壬寅の年に當る。貴國の八月十三日、長崎奉行の前にて、甲必丹に讀聽かせし令書に因りて明なり。令書に曰、異國船日本沖合へ渡り來るの時、打拂方之義をこそかに取計ふに付、阿蘭陀船も、長崎の外へ乗よする事有る間敷にも無之、船の形似寄候へば、兼而其旨相心得、不慮之過ち無之様心懸、通船いたすべき

旨、文政八年申渡候處、當時何事によらず、御仁惠を被レ施度との難レ有思召に付、外國のものにても、難風に逢ひ、漂流等にて、食物薪水を乞ふ迄に渡り來り候を、其事情にか、はらず、一圖に弓鐵砲等を打放候ては、外國へ對し、信義を失はれ候御處置に付、今より以後は、異國人渡り來り候とも、食物薪水等を乞ふの類は、打拂はず、乞ふ旨にまかせ、歸帆可レ爲レ致事に取計ふの間、よつて阿蘭陀人共心易く通船致すべく候。外國の者たりとも、ケ様までに信義を厚く思召難レ有義を、よく々々相わさまへべく候。

尙未だ盡  
さず

其書中に異國船を厚遇すべき事を詳に載するといへども、恐くは尙いまだ盡さざる所あらんか。其主とする處の意は、難風に逢ひ、或は食物薪水に乏しくして、貴國の海濱に漂著する船の處置のみに在り。もし信義を表し、或は他にいはれありて、貴國の海濱を訪ふ船あらん時の處置は見へず。是等の船を冒味に排擯し給はゞ、必ず爭端を開かん。凡そ爭端は兵亂を起し、兵亂は國の荒廢を招く。二百餘年來、我國の人貴國に留り居て、恩惠を謝し奉



らんが爲めに、貴國をして此災害を免れしめんと欲す。古賢の言に曰、災害なからんと欲せば、險危に臨む勿れ、安靜を求めんと欲せば、紛冗を致す勿れ。

其の忠告や、如何にも鄭寧親切を極めたものと云はねばならぬ。

### 【一五】和蘭國王の忠告書 (三)

開國已むべからず

此より愈よ開國の已む可らざる所以を説き來る。

一 謹で古今の時勢を通考するに、天下の民は、速に相親む者にして、其勢以人力のよく防ぐ所にあらず。蒸氣船は水車と蒸氣筒を設け、石炭を焼き、蒸氣筒中の水を沸騰し、其の蒸氣によりて、水車を旋轉せしめ、風雨に拘らず、自由に進退する船なり。文化四丁卯の年に創造すと云ふ。を創制

賢者の常

せしよりこのかた、各國相距ると遠きも、猶近きに異ならず。かくの如く互に好みを通ずるの時に當り、獨り國を鎖して、萬國と相親まざるは、人の好みする所にあらず。貴國歴代の法に、異國人と交を結ぶ事を嚴禁し給ひしは、歐羅巴洲にて遍く知る所なり。老子曰、賢者位に在れば、時により治平を活躍す。此意に當つべき語老子に見へず、後考を俟つ。故に古法を堅く遵守して反て亂を醸さんとせば、其禁を弛むるは、賢者の常經のみ。これ殿下に丁寧に忠告する所なり。今貴國の幸福なる地をして、兵亂の爲に荒廢せざらしめんと欲せば、異國人を嚴禁する法を弛め給ふべし。これ素より誠意に出る所にして、我國(和蘭)の利を謀るには非ず。夫れ平和は懇に好を通ずるにあり。懇に好を通ずるは、交易にあり。冀くは叡知を以て、熟計し給はん事を。

全文の主旨は此の一節に存す。

一 此の忠告を採用し給はんと欲せば、殿下親筆の返翰を賜るべし。然らば

將軍親筆



返書の求む

又腹心の臣を奉らん。此書には概略を擧ぐ。故に詳なる事は、其の使臣に問ひ給ふべし。

一 我は遠く隔りたる貴國の幸福治安を謀るが爲に、甚だ心を痛ましむ。これに加ふるに在位二十八年にして、四年以前に讓位せし我父微爾列謨第一世遠行して、悲哀に沈めり。微爾列謨第一世は安永元壬辰の年に生れ、文化十癸酉の年に、和蘭國を復興し、同十二己亥の年、王位に封せられ、天保十一庚子の年、今王に位を譲り、同十四癸卯の年、卒せり。癸酉より庚子に至り、在位二十八年、壽七十二。

肖像物品を呈す

殿下亦これらの事を聞しめ給はば、我と憂勞を同ふし給はん事明なり。一 此書を奉ずるに軍艦を以てするは、殿下の返翰を護して歸らんが爲のみ。又我肖像を呈し奉るは、至誠なる信義を顯さん爲のみ。其餘別幅に録する品は、我が封内に盛んに行はる、學術によりて、致すところなり。不腆といへども我國の人、年來恩遇を受候しを聊謝し奉らんが爲に献貢す。向來

不易の恩恵を希ふのみ。

一 世に譽れ高くましませし父君の世、久々多福を膺受し給ひしを眷佐せる神徳によりて、殿下も亦多福を受け、大日本國永世疆りなき天幸を得て、靜謐敦睦ならん事を祝す。

即位より四年、曆數千八百四十四年二月十五日天保十四癸卯の年十二月廿七日にあたる。瓦刺汾法瓦 和蘭國の都宮中に於て書す。微爾列謨  
テ、ミニストル、ハン、コロニエン 外國の事を司る官名

瑪陀

贈呈品目録

以下は即ち贈呈物の目録だ。

日本國王殿下へ和蘭國王より奉獻候貢物目録

一 和蘭國王委書

一枚

但身之丈正寫、周に金縁を付け、和蘭國高名の畫工ハンデルヒルスト 人名の筆御座候。



地理、木  
草書類

- 近世日本國民史
- 一 水晶大燭臺
- 但五方に火燈候様拵有之候
- 一 同大花生
- 但造花添有之候
- 一 六挺込短筒
- 但箱入
- 一 カラベイン筒
- 但短筒一種の名一箱入
- 一 新刊地圖
- 但歐羅巴洲諸國之圖集有之候
- 一 同大
- 但和蘭國領分東印度之圖も有之候
- 一 シユリナメ 人名の道中記

大  
一冊  
一  
一  
一  
一  
一  
二本  
七八

天文星學  
書類

- 和蘭國領所東印度風土記
- 東印度草木之繪圖
- 瓜哇草木之繪圖
- 日本草木之繪圖
- 同 獸類之繪圖
- 星學に拘候地理書
- 地理書
- 天文書
- デカヲーフ 人名星學書
- ハンカダンス 人名之星學書
- 惣世界之風土記
- 萬物之說錄
- サテルラス 星名之輪之說錄

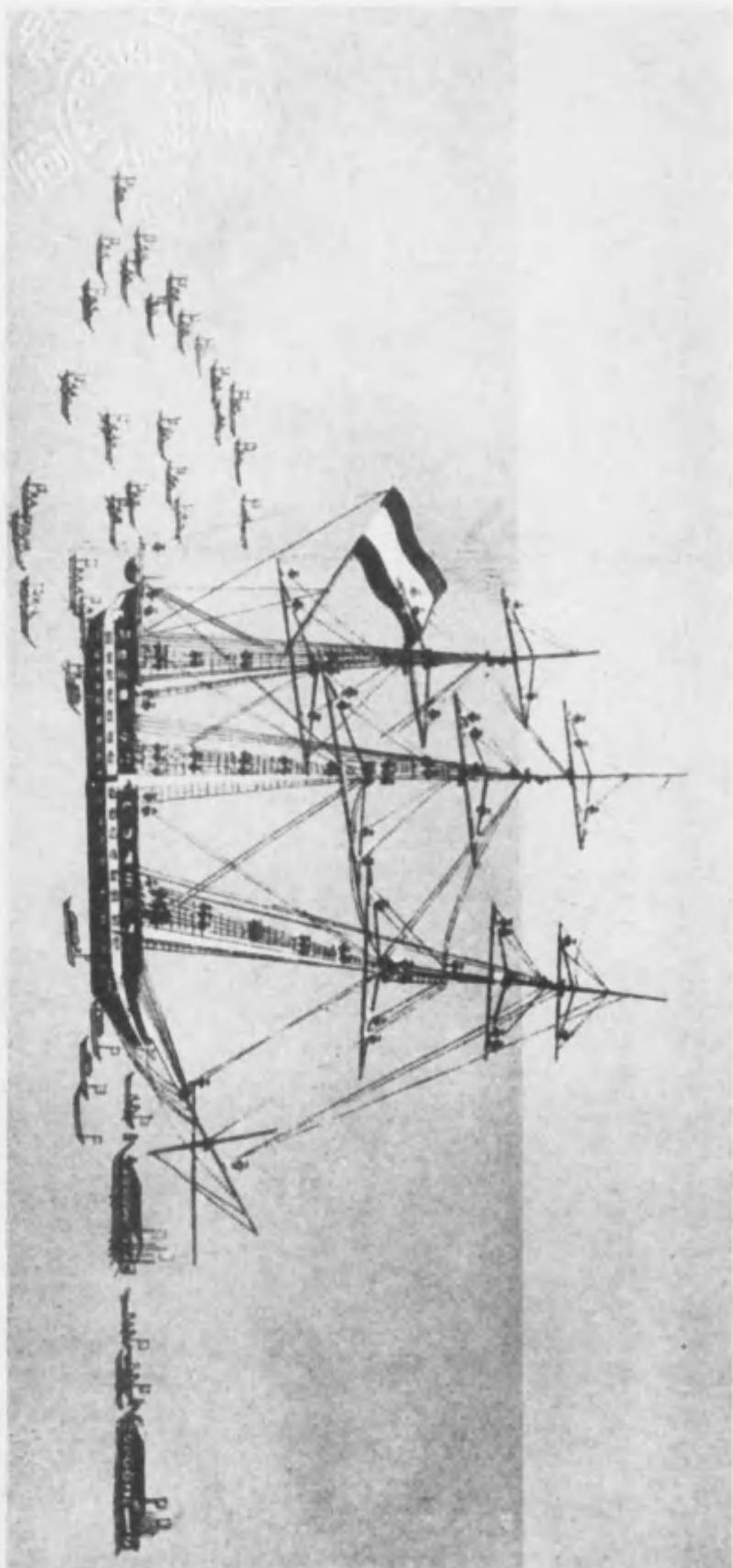
小 小 小 小 小 小 中 中 中 中 大 大 大  
一 一 一 一 一 五 一 二 四 一 三 二 三  
冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊  
七九



- 一 エンケ之彗星說錄 小冊
  - 一 星學稽古書 小冊
  - 一 ハルレイ之彗星說錄 小冊
  - 一 天文書 小冊
  - 一 彗星觀察之書 小冊
  - 一 萬物之記錄 小冊
- 右之通和解仕候處相違無御座候以上。
- 巳四月

森山源左衛門印  
森山榮之助印

延引せる  
巳四月とあれば、弘化二乙巳の年にして、其の書簡及び品物等、何れも弘化元年七月長崎に來著してゐる。されば茲に巳四月とあるは、其の翌年にして、餘りに延引してゐる。併し其の返翰を弘化二年六月朔日附にて、與へたるから



(部一の巻畫門訪船蘭正直島錦) 圖之泊碇港崎長艦軍蘭和



見れば、正さに然る可きものであらう。固より書簡の大意は、直ちに閣老には和解して示されたるものと思はる。

### 【一六】幕閣の返翰

人心安定の觸

和蘭使節船の渡來は若干の衝動を世間に與へた。幕閣は此事を世間に吹聴せざらんとしたが、とても其事の不可能なるを見て、弘化元年十月十九日附にて、堀大和守の名を以て、大目付、目付等に、

當七月 中長崎 表え和蘭陀國より使節軍艦一艘渡來、書簡差上候。右大意は外國通商相願候義を申立候迄に而、外別條なき事候。世上におゐて彼是雜説も可有之哉候間、心得罷在候様、向々え無急度可被咄置候事。



長崎市中  
への觸

と達した。如何に當時の人心が、外患に就て、既に神經を惱ましてゐたか、判知る。

而してその前六月にも、長崎奉行は、市中に向て、預じめ和蘭船入港の事を告げ、「右船は、全商賣船には無レ之候得共、凡事柄も相分り、聊以子細無レ之事に付、市中並諸商賣之義、安心之上平常之通、無二危殆一致ニ商賣、浮説申觸間敷候」と觸れた。

幕閣評定  
の遅延

然も幕閣の評定は、頗る長かつた。弘化元年十月には、長崎奉行伊澤美作守へ、阿蘭陀國王書簡並貢献物之義に付、委細被申越一候趣、令ニ承知一候。彼船歸帆差急候段、入ニ御聽一候處、海上旬季等有レ之難儀之段、尤之筋候間、早々歸帆候様被仰出一候。且書簡は當地え未ニ相達一候得共、御爲筋之義申上候趣にも、候間、御披見有之候は、御満足之義にも可レ有レ之候。貢献物は海外之諸州より御受納無レ之御國法候間、其旨申諭候様可レ被致候。且使節其外之者共え爲ニ御手當、相應之品致ニ勘辨、遠海渡來太儀之

所謂幕閣  
返翰

段、御沙汰之趣は、追而在留之かびたんえ相達に而可レ有レ之旨、可レ被ニ申渡候。如何に往來不便の當時とは云へ、七月長崎に齎らしたる國書を、十月になりて未だ江戸に達せずとは、餘りに遅延と云はねばならぬ。そは兎も角も幕閣の評定は、頗る手間取つた。彼等は漸く弘化二年六月附にて、其の返書を送るととなつた。

祖法在ぐ  
べからず

去歲七月、貴國の使价船、國王の書翰を齎らして、我が肥前長崎港に到る。崎尹(長崎奉行)伊澤美作守受けて而して之を江戸府に達す。我主親しく之を讀む。貴國王二百年來通商の故を以て、遙かに我國の利病を察し、忠告せらるゝの一事、其言極めて懇款と爲す。且つ別に珍品若干種を惠まらる。我主良とに用つて感荷す。理宜しく布報すべし。然も今更然る能はざる者有り。我祖創業の際、海外諸邦へ通信、貿易、固より一定無し。後ち通信の國と、通商の國とを議定するに及び、通信朝鮮、琉球を限りとし、通商貴國と支那とを



再三尙受  
すくる能は

限りとす。此を外にしては、即ち一切新たに交通を爲すを許さず。貴國我に於て、從來通商有りて通信無し。信と商と又各別也。今之が布報を爲さんと欲す。則ち祖法に違碍す。故に臣等をして此意を、公等に達し、之を國王に稟せしむ。事不恭に似たるも、亦た祖法の嚴、此の如し。已むを得ざる所以、請ふ之を諒とせよ。惠まる、禮物に至りては、亦た辭す可き所あり。然り而して厚意の寓する所、還方送り致す。尙し並せて返納せば、益不恭に涉らむ。因りて今尙領受し、薄く土宜數種を晋めて以て報謝を表す。具さに別幅に録す、却くる勿んば幸甚。

抑も祖法一定、嗣孫遵はざる可らず。後來往復幸ひに停られよ。或は其れ然らず、再三に至ると雖も、受くる能はず。幸ひに訝りを爲す勿れ。公等の書翰に至りても、亦た此に準じて報を爲さざる也。但だ貴國通商は、則ち舊約に遵ひ替る勿し。亦た是れ慎んで祖法を守るのみ、幸ひに之を國王に稟せよ、忠厚誠意は則ち我主も亦た深く感銘す、敢て疏外せざる也。因りて今臣

等をして具さに陳べしむ。言は意を盡さず、千萬諒察せよ。不備。(以上漢文)

阿蘭陀國政府諸公閣下

日本國老中

阿部伊勢守正弘 判  
 牧野備前守忠雅 判  
 青山下野守忠良 判  
 戸田山城守忠温 判

贈品目錄

弘化二乙巳年六月朔日

書 柵  
 料 紙 硯  
 文 臺 硯  
 提 重

第三章 一六 幕閣の返翰

但黒蠟色若松詩繪  
 但梨子地吉野山之景詩繪  
 但吉野龍田之景詩繪  
 但梨子地蜀紅螺詩繪



但四季花鳥住吉内記弘定筆

一	一	一	一	一	一
八	龜	文	紗	綸	屏
丈	島	島	綾	子	風
島	綾	島	模	子	風
以	上				
二十	二十	二十	二十	二十	一
反	反	反	反	反	反

尙ほ同時に和蘭甲必丹に與へたる諭書がある。そは次に掲ぐるであらう。

【一七】幕府失策の第一著

大正十五年十二月二十五日午前五時、恭しく筆を執る。本日午前一時二十五

分、大正天皇には、葉山離宮に於て、崩御あらせられた。嗚呼悲哉。然も新天皇は直ちに踐祚在しぬ。萬世一系、皇統綿々、天壤と與に疆り無し。是れ實に我等日本國民の意を強うする所以。

和蘭甲比丹諭書

扱も幕閣は、和蘭國政府に向て與へたる答書と、殆んど同一の意義及び文句の諭書を、和蘭かびたんに與へた。

我國往昔より海外に通問する諸國少からざりしに、四海泰平に治り、法則や備り、朝鮮、琉球の外は、信を通ずるとなし。その國(和蘭)支那は年久しく通商するといへども、信を通ずるにはあらず。然るに去秋其國王より書簡さし越といへども、厚意にめでて、夫が爲に答れば、則信を通ずる事にして、祖宗の嚴禁を侵す。是我が私にあらざ、故に返簡の沙汰に及がたし。然といへども多年通商の好みを忘れず、至誠の致す處、祝著これに過ず。其懇志いささか會釋に及ざれば、禮節を失ひ、且誠意に戻る。依てその重役え



慎重審議の結果か

書を送り、其厚意を謝す。又品々贈越といへども、返翰に及ばざる上は、請納めがたし。然れども厚意のもだしがたき故に、その意に任て納めとせむ。就ては是よりも會釋として、國産の品々送り遣也。然は後來必ず書簡さし越事なかれ。もしその事ありとも、封を開かずして、返し遣すべし。正に禮を失ふに似たるといへども、何ぞ一時の故を以、祖宗歴世の法を變ずべけむや。爰を以て他日再び言を費すとなかれ。此度書簡相贈候とて、其返翰も堅く無用たるべし。此旨能々心得、本國え申傳ふべし。

惟ふに此の如き返翰及び論書を裁するに至りたる迄には、定めて慎重に審議を凝したものであらう。彼等は果して祖宗鎖國の法を唯一の武器として、外國から來り通りつゝある、其の大勢を支持し得可しと信じたる乎。さりとして武力を以てしても、鎖國の制度を維持し得るの確信ありたる乎。

何れにしても其の答書及び論書を見れば、彼等は唯だ苟且姑息、一日の安を偷むを事としたるものと、見做すの他はあるまい。彼等にして若し和蘭國王忠告

唯だ苟且姑息のみ

幕府一日に降下

の眞意を諒とし、之に對して自から進んで開國の準備を做すが如きあらば、縱令此れが爲めに、内地に於て多少の紛擾を醸し來るとも、我が開國の歴史は、其の面目を殊にするものがあつたであらう。幕府の威信は、一日と降下に傾いた。寛政は文化文政に勝り、文化文政は天保に勝り、天保は弘化に勝り、弘化は嘉永に勝り、嘉永は安政に勝つた。弘化の初期に於て、幕府が開國の國是を立つることは、未だ京都の干渉を俟たずして、未だ諸侯の議論を俟たずして、之を斷行し得たであらう。

唯だ苟安

然るに幕府は一日と、其の安を偷み、愈よ國策を改めねばならぬ場合に際しても、自から大責任を取りて、之に當るを敢てせず。上は朝廷に奏聞し、下は諸侯に諮問し、幕府彼自身は只だ朝命と、群議との交換所であり、取引所であるが如き觀を呈したるは、如何にも附甲斐なき次第であつた。

風法の問

元來幕府は二百幾十年、大政執行の權を掌握し、上は朝廷の干渉を容れず、下は諸大名の意見を徵せず。自己の權能を、自己の責任もて執行した。されば鎖



政策を誤る第一著

國の法を變じて、開國とするを以て、若し祖法を變ずるものとせば、天下の大政に就て、自から決する所なく、朝廷に奏聞するやら、諸大名に諮問するやらするものも、亦た祖法を變ずるものと云はねばならぬ。

若し均しく祖法を變せざる可らざる場合に立ち到りたりとせば、何故に幕府從來の權能もて、開國の國是を定めなかつた乎。當時一たび其の國是を定めたらんには、朝廷と雖も、諸大名と雖も、恐らくは縱令少小の苦情はありとて、それに反抗し、それを引くり返すが如き勢力は、未だ無つたであらう。それを思ふと、幕閣は其の第一著に於て、其の政策を誤りたりと斷言せねばならぬ。

その政策とは、之を大にしては、日本の對外政策であり、之を小にしては、幕府の自衛政策である。

和蘭船歸帆報告

阿蘭陀本國船 江 御下知之趣申渡候處致 出帆一候儀申上候書付

蘭船出帆差急ぎ

伊澤美作守

蘭書被下物等相渡

蘭船出帆

阿蘭陀本國船之もの共、歸帆之時節相後候由に而、出帆差急候付、追々其段申上候處、去月中兩度に御書取を以、御下知被二仰渡一候通、歸船之旬季相後候而は、難儀之旨に而、差急候段、尤之筋違御聽、歸帆被二仰出候趣、國王よりの書面は未御披見不三相成候得共、御爲筋之儀申上候由は、御満足被二思召一御儀、貢獻の品々は御受納難レ被遊、御國法之旨をも使節其外之もの共、江 申諭、以二別紙一申上候品々被レ下候義は、遠海渡來大儀之至等御沙汰御座候次第申渡、尤書簡御披見之上は、在留かびた江 御達可レ有レ之趣共、御下知書之御趣意に相基、或通に認分候上、私より猶又會得いたし候様に、諭書一通相認、且先年より海外 相渡候書面に相用候奉行居附之印判相居、夫々蘭解申付、被レ下候品も、追々相揃候付、去ル十日使節かびたん其外之もの共御役所 呼出、在勤御目付遠山半左衛門立會之上、右之趣申渡候處、御趣意之段奉レ畏、歸帆之上、具に國王 江 可二申聞一候得共、獻貢物御受納無二御座一候上は、船中一同 江 被レ下候品々之儀も頂戴いたし兼候旨申拒候に付、右は獻貢物に相拘り候儀には無之、使節其外遠海渡來大儀之譯に付、爲御手當被レ下候儀に有レ之候間、諭書之趣篤と熟讀候得ば、會得可二相成二旨、再應理解申諭候處、承伏いたし、此上御辭意申上間敷段申レ之。同十二日猶又前書のもの共、御役所 呼出、半左衛門立會に而、被レ下物相渡候處、一同難レ有仕合奉レ存候旨御禮申述、且船支度相整、同十八日出帆いたし度段申立候に付、其段承届、昨十八日聊以障之儀無二御座一當港出帆仕候。將又諭書認方之儀、御下知之趣而已に而は、萬一疑惑相生じ、種々難澁筋等申出、出帆及二延引一候様に相至候而は、萬端失體可二罷成二哉に付、御書取に見合候得ば、少々文義も相増、其上承伏之一助にも可二相成二心得を以、前書之通役印等相用候儀に御座候。尤此段



一應可レ奉レ何管御座候得共、左候而は、彌出帆之機發取失可レ申儀に付、御趣意に相基、右様差路取計候儀御座候。依レ之別紙申渡書並謄書寫共三通、其外使節かびたんより差出候請書添書等横文字和譯共六通相添、此段申上候。以上。

十月十九日(弘化元年)

伊澤美作守

(戊申雜綴)

### 〔一八〕水戸齊昭と和蘭國王忠告書 (一)

昭和改元の翌朝—十二月廿六日—大森山王草堂に於て筆を執る。

幕府崩壞の最有力者

若し個人として幕府の瓦解に、最も與りて力ある者を求めば、水戸齊昭に若くものは少いであらう。彼は徳川三家の一にして、固より徳川幕府を滅亡せしめん杯の心ある可き筈はない。されど彼の最硬の攘夷論は、直接幕府に難題を持

ち掛けたるばかりでなく、朝廷を始めとして、世間一般攘夷の氣運を煽り立て、その極幕府をして、外内から板挟みの姿に立ち到らしめた。即ち外國からは開國を迫られ、内國からは攘夷を迫られ、既に強なる能はず、又た弱なる能はず。外に對しても、内に向いても、唯だ當座通れの、其日暮らしの、虚偽、胡魔化しを以て、一時を瞞過せしめ、其極遂ひに此れが爲めに、野垂死を爲すの已むなきに立ち至らしめた。

齊昭最硬攘夷論

此れは固より幕府の當局其人無かつた爲めでもあらうが、主として水戸齊昭の最硬の攘夷論が、與りて力大いに居るといはねばならぬ。されば幕府側より云へば、彼程厄介のものは無かつたが、然も倒幕側から見れば、彼程調法のものは無かつた。而してそれが果して齊昭の本志であつた乎、否乎は、自から別問題だ。

齊昭の謹慎宥免

扱も齊昭は、弘化元年五月五日、將軍家慶の不興を被りて、駒籠屋敷に謹慎を命ぜられたが、同年十一月廿六日其の謹慎を宥免せられた、然も政事向には携



隱然一敵國

はらぬ様との沙汰であつた。併し齊昭は決して無爲に安著する漢ではなかつた。彼は所謂の活動家であつた。而して閣老の阿部正弘も亦た、彼を懐柔するに意あつた。此に於て幾許もなく、兩者の間に書信の往復が行はれ、而して齊昭の要望によりて、和蘭國王の書翰及び返翰をも、内見するを得た。そは何れも事後の事であれば、幕府の處置には、何等の影響は無かつたが、然も彼が幕閣に對して、隱然一敵國の看を做したることは、争ふ可らざる事實であらう。

齊昭和蘭忠告書を見る

彼は弘化三年二月朔日附の書翰もて、阿部に向ひ、異國人は三親藩より、御親き儀は有之間敷候得ば、外國より之願書並御返答、献上品等、伺申度事に候。〔新伊勢物語〕と申し遣はした。而してその爲め彼は其の望み通り、之を見るを得た。彼は決してその儘看過する漢ではない。直ちにそれに批評を加へ、二月十八日附にて、阿部に與へた。其の批評中には、頗る尤なる意見もあつた。

齊昭の回答書批評

此度被レ遣候御回答〔參照 一六〕僅か一枚半有かなき中に、我等見候ても、所々申分有レ之。

一 我主親讀レ之ケ様認候上は、追而不レ宜節、申直も出來兼可レ申候。其上我主と指候者、老中よりは、幕府に候半が、日本國を指て來り候上は、我主と申候而は、禁裏に無レ之ては如何に有レ之候。かたゞ日本中へ聞え申候ても、又外國へ聞え申候ても、不レ宜認方也。

一 通信限ニ朝鮮琉球一通商限ニ貴國與ニ支那ニ云々、朝鮮琉球一同に無レ之事。一 但し貴國通商則遵ニ舊約ニ云々、以後共交易を止候事不ニ相成、極を渡し遣候と云物也。先方より問も無レ之に如何也。

一 敵對の意なく、日本海岸に近よる所の舶は云々、此答に指支候哉、答なし如何。先にては是が第一の問なり、故に又々承りに來るとも無レ已か。

一 夷狄よりは、敬文無レ之に、同拜と認候事。是迄承り及不レ申、尙又品物御取受は如何也。たとへば賄賂の品、取受候とても、願事不レ叶ば、誰かは



悦び可申哉。

尤もの批

以上の批判の如き、如何にも尤なる筋もある。我主と云へば、幕府でなく、禁裏である。朝鮮と琉球とは、同一視す可きでないとも勿論だ。琉球は島津の領分となつてゐる。されば齊昭も、別に此の返翰の欄外に、

朝鮮琉球は、紅毛と唐土とに對する爲に認たれども、本より琉球は皇朝の屬國なるを、如レ此認候は如何也。文をかざり候爲に意を害する事也。

酷評

と云ふ書入をなしてゐる。但だ同拜の二字に就て、

日本開けたるよりこのかた、夷狄へ拜したるよしを認たる事、未レ覺如何との欄外評の如きは、餘りに文字に拘泥し過ぎたる酷評と云はねばならぬ。但だ文句の末は何れにもせよ、齊昭は和蘭國王の忠告書に就て、寧ろ極端なる反對的態度を示してゐる。此の態度が、如何ばかり幕府の對外政策を、牽掣したるかを詳にせざるも、幕閣は決して此を無視せず、又た無視する能はな

齊昭反對  
態度の影

つたであらう。而して其の結果は、依違、苟且の其日暮らしの政策を、遂に瓦解の間際迄も行ひ來つたのである。幕閣の微力固より其の重なる責任者たるも、然も水戸齊昭たるもの、その硬論をもて、斯く迄幕閣を引ずりたるに就ては、其の責任を分配せらる可き理由が無いでも無い。

### 【一九】水戸齊昭と和蘭國王忠告書 (二)

紅夷の利

水戸齊昭は、尙ほ弘化三年二月十八日附の書中にて、左の如く云うてゐる。

紅夷(和蘭)も頗利口中々弓斷は相成不申。諺に所謂御爲ごかし、入らざる世話とやら申ものに御座候。少しも私の利心無之と申候得共、顯に不貪、陰に浸潤貪、彼是の謀略一穴の狐、三穴の兔と洞察無疑、書中に含蓄致候事と存候。



齊昭素論

彼は此の如き眼孔もて、和蘭王の忠告書を讀んでゐる。其の見當違ひの論評を加ふるに至つたのも、決して不思議はあるまい。彼は此の機會に於て、其の素論である、打拂令廢止の不可なるを、繰り返してゐる。

何に致候ても、打拂の御止めは遺憾不レ少候。此後清夷蘭狄たり共、崎陽(長崎)之外へは、一切寄付不レ申が、第一の御良策に御座候。萬一夫にても戰闘出來申候も難レ量候得共、其害は薄く可レ有レ之、通信を許候上の戦闘は、大害に可ニ相成一候。

打拂復舊論

而して彼は又た左の如く、前意を繰り返し、更に一步を進めてゐる。打拂御止は、近來之大不出來と拙老は毎度歎息致候。乍然何を申も、御仁恵にて云々等、聖人臭き御達出候上は、今更御仁恵を御止め被遊候と申も相成兼候。半故、度々船を寄候とか、又は何か一事有レ之節、夫を擧に以前之通、打拂に御復しが可レ然候。

鎖國令履行の勸告

彼は此の如く、近くしては文政打拂令によりを戻し、遠くしては寛永鎖國令を履行せんことを當局に向て勸告した。

大日本國、是迄夷狄の窺竄無レ之事は、本朝の人心、神道を崇敬いたし、人々其君を大切に奉レ仰候。故之儀、第二には小國に合せては人民多き故之儀、第三には交易を不レ濟儀、第四には是迄互に言語不レ通、文字不レ分故之儀、第五には義勇にして輕レ死故之儀に候得ば、此先共、此箇條は益 大切に固守致度事に御座候。

逐條反對

而して彼は二月廿九日附にて、更らに前文の意義を繰り返し、閣老の反省を促がしてゐる。(參照 一六一一八)

一 蘭夷書翰に

此他の事にて敵對の意なく、日本海岸に近よる所の船は、如何の遇待を蒙るべきや云々。

此御答は御回答之中に見え不レ申候へば、又々此かど如何と申來り候ても、



無レ已様に被レ存候○(原註 拙考にては此義彼方の肝要と存候。如何となれば、打拂は御止に相成候へ共、此かど分り兼候故、少しく遠慮も致し、船を寄不レ申に可レ有レ之、彌打拂に不ニ相成一との事に候はゞ、段々船を寄可レ申候。是にて考候ても、打拂有レ之候へば、船を寄せ難き事相分り申候。)

一 御回答に

通信は限ニ朝鮮琉球、通商は限ニ貴國與ニ支那ニ云々○朝鮮琉球と、清夷蘭夷とを對に致候得ば、於ニ文章一は、宣敷候半が、於ニ實事一は朝鮮は清夷の屬國、琉球は本朝の屬國にて、薩州と縁組候位之義に候へば、朝鮮と一つ物には有レ之間敷候處、右様認候ては、此先萬々一、蘭夷等、琉球へ上陸致候節、存分此方より指込み兼可レ申候○日本の屬國に無レ之候はゞ、支那にて承知故、上陸致候よし申開候へば、差込兼可レ申候○されば何れ迄も、琉球は日本本の振に認不レ申候ては、不ニ相成一事に御座候か。

一 御回答に

但貴國通商は則遵ニ舊約一勿レ替、亦是守ニ祖法一耳云々○

蘭國通商

琉球屬國の事

舊約に遵ふこと

信牌迄も被ニ下置候上は、本文之通りには可レ有レ之候へ共、先より問もなきに、求て此先共益交易を御止被遊難さ極を遣し候と申者に可レ有レ之哉に被レ存候○

右之外同拜は、先日申進候通りに(參照 一八)有レ之候○如ニ拙老一無學不才の者、一覽致候てさへ、直に心付申候へば、御役々有志之衆評御聞被成候はゞ、まだ一拙老の不ニ心付義も色々可レ有レ之と存候○此上共夷狄の使等來り申候は難レ計候處、兎角衆評御尋、三家共は勿論の儀、たとひ外様大名たり共、有志の者へは、御内々了簡振御かけにて、有志の者皆々相考、共に力を盡して、日本の御爲に相成、又恥辱無レ之様に致度事に御座候○

幕府當局の迷惑

以上水戸齊昭の意見は、如何にも尤の次第と思はる、點が少くない○其の琉球に關する點などは、頗る要領を得てゐる○されど彼が根本思想とも云ふ可き打拂令を、即時即刻とは云はざるも、或る機會を捉へて、實行せんとするの一



事に於ては、幕府の當局に取りて、迷惑至極の助言と云はねばなるまゝ。

### 第四章 琉球に關する外交問題

#### 〔二〇〕 外交上に於ける琉球の位置

異船寄せ  
附け來る

外國との交渉は、先づ露國の北門を叩いたより始つたことは、既記の通りだ。(八) 照 幕府分解接近時代、二一六九 天下の人心は何れも、北方へ向つた。此れが寛政から文化頃の事だ。然るに此の方面が小康を得て以來、外患なるものを、極めて少數の識者を除けば殆んど打忘れたる趣があつた。併し其の實は、從來北方に殆んど局限せられたものが、今や何れの方角からも、皆な異國船が、日本を指して寄せ附け來る情態となつて來た。而して其の最も著しきは琉球であつた。

林子平の  
琉球注意

然も琉球と云ふことには、多くの人は氣が附かなかつた。而して獨り琉球に就て、其の注意を惹起せんと試みたのは、林子平であつた。彼が天明丙午(六



琉球と支那との關係

琉球と日本との關係

年、西曆一七八六年、三國通覽を著すや、その三國とは、朝鮮、琉球、蝦夷であつた。朝鮮以外の二者は、何れも我國の屬邦若しくは領土であれば、之を三國と稱するは、聊か穩妥を缺くも、然も此の偏陬の地域に目を著けたのは、礫石に先見の明ありと云はねばならぬ。然も彼れ林子平さへも、果して外國との交渉が、眇たる此の島嶼に於て始まる可きとは、恐らくは豫期しなかつたであらう。琉球が支那と交通を始めたのは、隋の煬帝の時と云ふ、併しそれは唯だ隋から兵を率ゐて、其國を侵したと云ふに止まる。其の支那から冊封を受くるに至つたのは、明の洪武年間の事だ。爾來清朝に至る迄因襲絶ゆること無つた。我國との關係は、彼國の口碑によれば、鎮西八郎爲朝、琉球に入り、其子舜天王、天孫氏に代りて王となると云ふ。〔三國通覽圖說〕そは兎も角も足利時代に至りて、日本と交通し、兵庫に來りて、交易した。その琉球から明に入貢するに際し、其の齎らす摺子扇は、日本品であつたと云へば、琉球人が日本から得て、之を支那に轉輸したること以て知る可しだ。

琉球に於ける日本の勢力

秀吉時代及其後の状態

日支兩國間に介在

明神宗萬曆元年に（日本正親町天皇天正元年）支那の冊封使等還りて、琉球に日本館あり、日本の人數百人、利刀を執て往來す、其の國人の心愼み懾る由を奏す〔新井白石琉球國事略〕とあれば、當時已に日本人が琉球に於て、其の威勢を振ひつゝあることが判知る。

秀吉の時代となりて、琉球王尙寧を招撫し、尙寧亦た使を遣して、秀吉に貢物を献げた。而して朝鮮の役あるに際し、秀吉は萬人の兵の三年の糧を載て、朝鮮に至る可きを命じたが、琉球王は使を遣して、其の不可能を陳謝した。萬曆三十二年、（慶長九年）支那冊封使は還りて、琉球には、日本人已に千人に近し、其國必らず日本に併せらる可しと奏した。果然萬曆三十七年、我が慶長十四年、島津家久は、徳川幕府の公認を経て、琉球を攻め、國王尙寧を捉へ、之を薩摩に措く三年にして歸國せしめた。而して萬曆四十年十一月（慶長十七年）再び明に朝貢を修め、歸國の旨を奏した。

福建の巡撫丁繼嗣奏して、日本の將、琉球をして互市を請はしむ。琉球す



に日本の爲めに併せられて、其の貢物も亦日本の産也。琉球の心、測り知る可らずと申す。海道參政石崑玉、其の貢物を驗むるに、日本の産物相雜りしかば、其使入朝の事をとめて、其貢物ばかりを收めて、物多く賜りて賞せらる。

〔原註〕慶長十七年の也。此時島津陸奥守家久、中山王に命じて、福建の軍門に書を贈らせて、日本大明互市の事を請はしむ。其書は僧南浦草。南浦は四書集註に點を加へて薩摩の文之といひし僧、即ちこれなり。〔琉球國事略〕

日支兩屬の姿

此の如く琉球は、日本と支那とに兩屬の姿となつてゐた。其國小にして、日本、唐山、兩大國の間に攝る。然る故に兩國に服従して、兩朝え聘使を奉る。日本え聘するには、日本の年號を用ひ、唐山え聘するには、唐山の年號を用ゆ。其の國力不足也。然れども唐山え聘することをば、日本え不秘。日本え聘することをば、唐山え秘す。是を以て見れば、唐山の威權、日本より重しとも言ふべき歟。〔三國通覽圖說〕

日本文化の普及

然も又た、清主よりは、冊封使を遣し、印璽を與へらるれども、只一代一度の大禮のみにして、平生唐山に馴親まざる故に、唐の事は習はざる也。本邦とは境も近く其上薩琉の交りしげき故、自然に大國の風に化せられ、今は其國にて謠をもうたひ、能囃子をも興行し、或は大橋、玉置等の日本流の書法も行はれ、又本邦の平假名を其國一統用る也。然る故に和歌をもよみ覺へし由也。〔同上〕此の如く琉球は、其の名目にては、支那の冊封を受けつゝあつたが、然も其の實際は、殆んど全く薩摩島津氏の支配に歸してゐた。而して島津氏は、琉球を介して、南支と交通を繼續してゐた。而してそれが島津重豪の時代に於ては、最も盛んに行はれてゐた。文政元年頼山陽が、鹿兒島に赴きたる際、此事に就て、極めて鮮明なる印象を受けたことは、彼が詩に於ても十分に證據立てらる。

島津氏支配



【三二】佛艦琉球に來舶す

琉球王の  
貿易謝絶

果然天保十五年甲辰年（弘化元年）三月十一日、佛蘭西軍艦一風帆船一隻來舶し、通信、貿易、布教の三事を要望した。應接再三、琉球王は之に向て、洋中の一孤島、土瘠せ、地薄く國用足らず、人民衣食に究乏す。僅に日本薩摩の備給を仰ぐ。到底他邦と貿易の有餘なし。宗教は元來孔孟の教を以てす、故に布教を許さずとの意味もて、謝絶したが、要領を得ず。佛艦は居ること九日、宣教師佛人ホールンカシメント、支那人通譯澳吾思兩人を、琉球語學習の爲めに留て去つた。

琉球警備  
兵派遣

琉球の役人は、直に飛舟（琉球國の報知船にて、獨木舟だ。一舟を連結して航海す）もて事由を、薩摩の藩廳に具申した。藩廳は直ちに之を江戸なる藩主齊興に通じ、其の指揮を請うた。此に於て齊興は之を幕府に告げ、且つ長崎奉行に報告し、警備の兵を、琉球に派遣した。

佛艦再來

然るに佛艦は重ねて來り、再三書翰もて、通信、貿易、布教の三事を迫つて止まなかつた。而して書中その得策なる所以を條陳し、清國戰破の餘、償金割地の事情を叙し、速かにその要求を容るゝの利なるを告げ、其の條約の如きは、頃ろ締結したる英清條約に準據す可しとて、其の譯文さへも添へて、之を促がした。

佛艦長の  
要請

今又佛國艦長と琉吏との間に往復したる書翰の要旨を掲載せんに、然者二百年來、我佛蘭西皇帝中國と好を結び、常に船を仕出し、軍船の總兵へ申付、中國近隣の諸國へ遣し、右國々の大國と好を結び、互に通商致す歟否歟を爲見廻、且諸國の大王、心に惡む者は、或は外國の地方を騷亂し、其心好みを願ふ者は保護し、仁義公道を以て、小き者は以て大にし、弱者を扶け、強に敵し、公義當要之時は、力を盡して救助するをしらしめ候。と云ひ。更らに一歩を進めて、

威嚇的返  
事の催促

之に之り本總兵ホールンカシメント貴國大王と好を結ん爲めに、仰を蒙り



罷越候處、頃日返答間に合不申様見請候。若し再三勘辨無之而は不  
 全美。且拙者當地滯留難致、數月の後、大船にて佛國大總兵都督參り可申  
 候。又候以來參り候諸軍艦へ、貴國の王より御返答可被成、就ては彼  
 大總兵、貴國へ罷越候は、通辯の儀肝要に候得ば、拙者彼の令を請け、  
 佛蘭西役人ホールンカシント今脇通事澳吾思、且つ貴國へ殘し置度候  
 付、萬事世話被致、日用事缺不申様頼入候。都て入用高は公道に致返納  
 貴國の法度爲ニ相守一候様可致候。

琉球王の返事

此の如く頗る威嚇的の文句を並べて、琉球王の返事を促がした。而して其の返  
 事の要旨は、左の通りであつた。

然處貴國より交易被致度は、好を結候思召にて、忝仕合奉存  
 候。乍併當國は海邊の邊鄙にて、土地も悪敷、米穀も拂底にて、誠に金銀  
 銅鐵等も無之、國中は士民日日の食事も不行届、諸道具も不揃の事故、古  
 來より寶島(寶島又は渡佳良とも唱ふ、薩摩を斥す)え致ニ通商、當國出產の荒物を

英米の通商要求の拒絶

以て、同所の米穀其外諸品と交易し、可也に用辨致し、夫さへ大風旱魃の年  
 は、物産拂底にて、交易も甚不自由に候處、又貴國と致ニ交易一候而者、  
 國力に難及。殊に當國は、元來清國屏藩にて、代々王爵を繼献上物差  
 出申候間、都而取行ひ候儀、勝手に難決。夫故癸亥、丁酉、壬辰の  
 比、孟牙利、亞米利加、英吉利三國の船、當國へ參り、交易致し度との儀に  
 候得共、右の次第を以て、致ニ辭退一候。依之總兵大人實情御鑑察被成下、  
 出格の譯を以て、好みを結び、互に致ニ交易一候儀、御差止被下、猶又御歸  
 國の上、程能御奏聞被成下、願通御許容被下候は、國中の士民幾久敷  
 御恩忘却致間敷候。

道光廿四年(弘化三年)三月十六日。

此にて見れば、享和三癸亥の年、天保三壬辰の年、天保八丁酉の年には、英米  
 諸國より通商を要め來つたことが判知る。其の孟牙利とあるは、何國を斥した  
 のか未だ詳かでない。何れにしても佛艦の來舶は、琉球に取りては、容易なら



ぬ一大事であつた。

〔三三〕佛人と琉吏

佛蘭西軍艦長は、琉球官吏の書に（参照 二）答へて、先づ納得の旨を告げた。此に於て琉球官吏は、更らに左の書を送つた。

當國は邊鄙の小國にて、土地惡敷、物産拂底にて、古來より中國え致ニ從屬ニ世々封爵を請、代々献上物差出候。則兩年に一度の献上にて、其軍船二艘（漁貢接貢と唱ふ）献上物取整候。軍船一艘宛差出候儀勅許を以て、定例と相成居候。素より諸品は、中國より相求め、入用相辨じ候。且日本の地、寶島（薩摩）へ致ニ通商、献上物を整へ、並に當國出產の黒砂糖、焼酎、芭蕉布等を以、被地出產の諸品に致ニ交易、當國年並惡敷節は、米穀を被地よ

琉球官吏の國勢實情通告

り借請、國民の命を致ニ救助一候。百姓 共右様困窮致居候得者、今貴國え對し、失敬可ニ相成、當國毎度大事有レ之節は、何れ中國え申立候て執行ひ、中國に當國より忠順を盡し候儀、久敷定例と致居候。若差圖を不レ請、交りを絶ち、或は寶島へ渡海を相止候。而は、當國は必竟獨立難レ致。是以官吏驚懼して、評議難ニ相決、進退兩難の間に罷在候儀に御座候。道光二十四年（弘化元年）四月十四日

右は前書同様、何れも中山布政大夫向永保の名を署してゐる。以上は如何にも琉球の實情を吐露したるものにて、彼等の當惑は知る可きであつた。

琉留二佛人

斯くて琉球では國禁なれば、外人を留むるを得ずと斷つたが、然も佛艦出帆の際、二人を小舟に移し去つた。此に於て琉球の官吏は、薩摩在番の者と相談し、那覇なる天久寺に措いて、之を取締つた。當初は謹慎したが、やがて其の附近を跋渉し、或は人家に立ち入りて、教法を勧めなどした。而して強ひて琉語の教師を雇はんとを要め、遂ひに三四箇月にして、土人と言語を通ずるを得る



佛人琉吏  
に機密相  
通を求む

に至つた。而して後には日本字又は日本文をも學ばんとしたが、果して其志を達し得たる乎、否乎は、明白でない。

或時彼は琉吏に面して、機密を通せんとを陳べた。その要旨は、曾て英國の刊行物に、琉球は、日本中國の中に當りて、兩國産物交易の便宜の地であるとの記事があつた。佛國大總兵艦將、之を見て功を貪り、皇帝に奏して、當國に來航せんとしたが、事故の爲めに果さなかつた。今回の艦將は、寛大の人にて、當國の憐れなる實況を視て、同情したれば、一先づ歸帆して、大總兵艦將の來るを止めんとした。されど若し大總兵艦將が來るあらば、當國の事情を明らかにせんが爲めに、我等兩人（佛人と清人を當地に留め置いたのである。平和の談判にして、干戈を用ひざれば、決して心配する勿れ云々と。（照國公感舊錄）

佛人の要  
求

此にて琉吏も聊か心を安んじた。併し爾來彼は更らに、英吉利當國を併略の志がある。追次必らず來り迫るであらう。若し佛國の要求を容れ、其の保護を受

鎖國法の  
一角崩壞の

けなば、斯る心配もあるまいと云ひ。且又た布教の允許を要むる切であつた。此に於て琉吏は惶恐措く所を知らず、或は薩摩藩廳に請ひ、或は使節を清國に派遣し、若しくは神佛に祈るなど、百方を盡して、彼等を退去せしめんとしたが、然も遂ひに之を如何ともする能はなかつた。

當時薩摩の在番警吏は、上下を擧げて百餘人、而して新たに派遣の人員も百五十餘人に過ぎなかつた。幕府の届書には七百餘人と稱したるも、それは只だ幕府に對して取繕うたる、紙上の人員に過ぎなかつた。斯る次第であれば、如何に鎖國は祖宗の遺法である杯と稱して、外國の交通互市を要むるを拒絶しても、宛も水が掌の中から漏る如く、琉球では、既に漏り始めた。却説此の琉球を如何せんとする。此れが焦眉の問題となつて來た。



【三三】佛英船琉球に至る

英船渡來

佛國軍艦到來の翌年、弘化二乙巳年五月、英吉利船一艘、琉球那霸港に到り、三日滯留して去つた。此船は軍艦ではなかつたが、大砲を備へ、乗組二百人、廣東から呂宋、八重山島を経て來りたるものにて、糧食等を需め、昨年佛艦到來後の事情を問ひ、尙ほ七月を期して英船の來る可きを告げ、さる場合には、糧食等を與へられよと告げて去つた。同七月英吉利船一艘來つた。同十八日、前回來船の同國船亦た來つた。前々年八重山、宮古の二島、與那國島にて、地方、海邊、暗礁等、勝手に測量したれば、今回は此事なからんとを、琉吏書面もて請求したが、彼等は之を承諾し、別に要求する所なく、同廿日兩船共に出帆した。

絶測量等拒

右の理由

英船乗組員は、琉球在留の佛人と數回面晤した。且つ前年福州在留の英國官吏は、同所にある琉吏に向て、和好、測地等の件に付き、要求し、且つ八重山

弘化三年  
英船再來

島其他測量等の事ありたれば、彼等の琉球に來る必らず佛艦の前例に倣ひ、交際を要求することあらうと猜察し、故に琉吏は右の如く書面もて、拒絶した譯であつた。

同年佛船  
再來

弘化三丙午年四月五日、英吉利國船那霸港に來る。乗組二十人、英國醫師ペテレン夫婦、男女二子、支那人二人。翌日ペテレン夫婦二子を携へ、其僕一人の支那人、家具を帯びて上陸し、滯留を請ふ。琉吏之を拒むも、本國政府の命と稱して肯せず。已むを得ず之を那霸港護國寺に置く。ペテレンは宣教師として、來りたるものにて、醫を兼ねたれば、施療せんとを請うた。琉吏之を謝絶したれども、彼は之を聴かず、公告を出して、求療者を募つた。同月七日、佛蘭西船一艘、尋で大小三艘、一艘は七百人、一艘は五百人、一艘は二百人と云ふ一來船した。乗員隨意に上陸し、那霸港附近首里、其他迄も遊行し、或は馬を借りて乗廻り、或は測量をなし、更らに憚る所なかつた。五月廿四日、佛國大總兵艦將、琉球の總理官數名を、軍艦に招き、響應をな



佛人の和親強請

し、歐洲列國の形勢を説示し、佛國と友誼を結び、其の援護を求めずんば、必らず艱難に遭ふ可きを諭し、清國條約等を示し、強ひて交際、通商を求め、威嚇的態度もて其の決答を促がした。總理官等は惶惑答ふる所を知らず、唯だ國王に啓し、諸官と相談の上、然る可く返事する旨を告げて去つた。

同廿六日、艦將は親しく總理官の邸を訪問して、速かに國王に啓し、決答せんとを迫り、親しく國王に面謁し、直接に其の談判を做さんとした。然も國王は病に託して之を辭した。此際に於ける威嚇は頗る劇甚にして、琉吏は甚だ困却した。艦將は又た、日本は琉球との通信の國である。遠からず我等も日本に到り條約を結ぶであらう。されば琉球も、今速かに和好を結ぶに若かずと勸説した。

薩摩の出兵

琉吏は惶惑爲す所を知らず、直ちに之を薩摩の藩廳に報告し、藩廳は亦た江戸の本邸に報告した。時に藩主齊興、世子齊彬何れも江戸に在り、此報を聞き、直ちに之を幕府に上申し、警備の爲めに、江戸在勤の家老島津石見久浮に歸國

島津齊彬の處置方策

を命じ、直ちに一隊の兵を率ゐて、山川港に出張し、臨機渡琉の命を下した。併し此れは唯だ幕命に對し、又た世間に對する、表向きの警備にて、其實は薩摩にては兵隊を出して、琉球から、外人を打拂ふなどの覺悟は、毫も無かつたのだ。

薩摩の世子、島津齊彬は當時既に三十七歳、其の識見は蚤とに諸大名の中にて群を抜いてゐた。而して彼は幼きより其の曾祖父重豪の教を受け、外國の知識を飽く迄も吸集し、世界の大勢にも通曉したれば、今更ら周章て、打拂などの下策に陥るが如きとは、固より彼は屑とする所ではなかつた。彼は寧ろ斯る形勢を利用し、禍を轉じて福と爲すの策を廻らし、之を以て閣老阿部正弘と打ち合せをなした。

佛船琉球渡來に就き島津齊興の報告

佛船御碇

琉球國之内那覇湊 江 當四月七日より御碇居、同五月七、同國之内運天湊へ乘廻候佛朗西船一艘、同



交易申入

十三日右同海江卸、旋候佛朗西大總兵乘船等二艘、都合三艘共、三司官初役々差越、晝夜勤番、且大總兵より琉球總理官ニ致三面會、和平之事申談度申出趣有レ之、追テ可レ及返答旨申遣置候處ハ、追々御届申遣候通御座候。然處總理官の名目にて國頭按司役々召列、大總兵乘船へ差越致三面會候處、外兩艘の船頭にも、列席、滞留之唐人を以、本國皇帝之命を請、差越候旨、殊に歐羅巴數國の様子強大申立、琉球にも必佛國に親み候様、且佛國清國和好交易免許之文書を見せ、商道之儀共、委細申聞、終には和好致交易ニ度趣、國頭按司へ申聞候ニ付、此儀ハ國家之大事故、國王へ申聞、何分可レ返答申遣置、猶又篤ト遂ニ評議ニ琉球之儀ハ、小國屬島偏小、全體產物稀小、金銀鐵類ハ全ク無レ之、清國之屏藩にて度佳喇島迄致通融候。清國へ代々貢職を供ふ故、入貢の便に、日用品物買取、亦藥種を求、療用相違候。右貢物并清國へ持渡候諸用物、皆琉球の産にて無レ之、專度佳喇島より買求、國川之米穀、材木、鐵、銅其外器具等も彼島之商人持來、漸致用辨候得共、風旱之逢災種候節ハ、米穀之代り都て蘇鐵を食用に致し、專度佳喇島之商船持來候米穀而已を以、日用相辨候。實以窮國之事情右次第、廣く他邦と交易和交いたし候義ハ、迎も不レ及國力候。再往遠國より渡來、勞志之情合、誠以感激之至候得共、舊來度佳喇島より、通商恩惠之好も有レ之、何分にも難レ應ニ其意候間、深く仁慈之仰ニ許容候、歸帆之後宜願奏達旨、折角叮嚀相斷候處。大總兵不レ致ニ信用ニ琉球ハ屬國偏小米穀も無レ之、窮苦之孤島と申事候得共、此國は唐日本へも通商、萬辨利能國柄と蒙て承及、此度暫逗留致見分候處、彌其通之事と被レ察、其方より申聞候通には難ニ心得候。就ては佛國通商之事、猶許容者、以來琉球國益にも相成候様可ニ取計、再往種々申掛候情合難ニ默止候得共、猶無ニ餘儀ニ及ニ理解、再三相斷候處、此度は致ニ歸帆、申立之趣、皇帝へ具に奏達には可レ及候得共、

琉球の拒絶

船歸帆佛

大總兵心底不レ致ニ落著候間、國元之様子見届候形行致奏聞候者、皇帝何分議定可レ有レ之、然バ皇帝之旨爲レ可ニ申諭、今一ヶ年程ニハ可レ致ニ來著、去々年以來滞留の佛朗西人、并唐人ハ此節列歸、三四ヶ月後、右佛朗西人より又々可ニ差渡、外に佛人一人重ニ皇命出來之節、爲ニ通事ニ殘置候間、琉球言語可ニ相教旨申聞候ニ付、國禁之旨、譯て相斷、一同列歸候様申遣候得共、更不ニ聽入、佛人并唐人大總兵へ召乘行候。帶船中任レ望食料等相與、殘置候佛人一人ハ如ニ最前ニ寺中明除召置、櫓を結、番所數軒相構、三司官初役々晝夜勤番、堅取締申付置候。將又當船を以屆來候段、長崎奉行へ委細申遣候由、國元家來共申越候、此段及御届候以上。

七月廿日

松平大隅守

〔有所不爲齋雜錄〕

〔三四〕 琉球に於ける外人關係に就ての 島津齊彬の意見

齊彬の大義勢利導主

島津齊彬が當初から開國主義者でありて、琉球をもて開國の門戸としたと云ふは、恐らくは餘りに彼を買被りたる見當違であらう。されど其の形跡に就て、仔



細に觀察すれば、斯く稱讚しても差支なく、若しくは致方ないものがある。要するに彼れ齊彬は、具眼的の政治家にして、大勢と逆行せず、それに順應して、之を利導せんと努めたるが爲めに、自然に斯る結果を成すに至つたものであらう。云はゞ彼は琉球にて當分外國の壓迫を喰ひ止めんと欲し、其の折衝中に、水到り渠成るの情態を呈するに至つたものであらう。政治家は如何なる場合でも、禍を轉じて福と作すの方策を廻らすものだ。彼れ齊彬としては、固より斯くある可き筈だ。

阿部正弘  
に意見陳述

貿易一條  
を許さ  
んとす

扱も島津齊興及び齊彬父子は、國老調所笑左衛門廣郷をして、老中阿部正弘の邸に就き、佛英船の來琉に關する一切の事實、及び事情を具申し、之に對する處分策を請はしめた。而して齊彬等の意見は通信、貿易、布教の三個條、何れも國禁なれども、悉く之を拒絶するに於ては、琉球に於て、外國と争端を啓き、延いて日本の禍亂の原とならむ。されば姑らく貿易の一個條を許し、平穩に事を了するを以て得策とせずや。先年派遣の警備兵七百餘人に及んだ實際は

百五十餘人にして目下在番の兵員上下六七百人實際は百餘人と云ふ。外人如何に非望を以て、我に加ふるも、我は隱忍して決して我より事端を發かしめず。然も萬一彼より發するあらば、我は現兵もて彼の船艦を擊破し、一人も生還せしめざる決心である。然も小故の爲めに往々大事を惹起するの虞あるは、文政七年甲申、英船一艘、七島の内寶島に至り、乗込員上陸して、亂妨したるが如き例無しとせず。元來琉球は、嘉祿年間（後堀河天皇、鎌倉將軍頼朝の時代）以來薩摩の一手にて、統理しつゝ、あれば、事毎に之を幕府に上申して、其の指揮を仰ぐ可きではないが。然も事苟も國家の大局に緊切の關係あるに於ては、然らざるを得ざるものがあるとの意味であつた。

阿部筒井  
等の贊成

阿部は之を聞き、大體に於て齊彬等の所見と一致し、尙ほ更らに齊彬と親しく語る所あらんと答へた。而して調所は復た大目付筒井紀伊守に見え、三個條拒絶の不得策を便じ、先づ貿易を許す可しとの便を説いたが、筒井も之を贊成した。斯くてその翌日、筒井は阿部閣老の内命を含みて、齊彬を訪ひ、談合する



齊彬意見の要約

所があつた。今ま齊彬の意見を約説すれば、  
當今昌平二百餘年、武備弛み士氣衰ふ。此時に於て彼の請ふ所を悉く拒絶せば、乍ち國難を惹起するに至らむ。されば姑らく寛大の措置もて、其の期を緩うし、その間に我が武備を整へ、士氣を振作し、徐ろに至當の策に出づ可し。

元來琉球は日本と支那とに兩屬の國である。其の表面は清國の屬邦であるが、内實は日本の外藩である。故に日本だけでは和戰何れとも決し難い。若し外人が清國の允許を得て、通信貿易を請ふに至らば、琉球王は之を拒否する事は出来まい。さる場合は、日清兩國の葛藤を生ずる事となるであらう。かくては日本の不幸である。故に琉球は日本の領域外として、通信、貿易の二者は、琉球王限りにて默許せんと、日本に取りて良策であらう。布教の一條は、猝かに之を許さば、國家の害の基となる可きを以て、此れだけは拒否す可きであらう。〔感舊錄〕

無理せぬ方針

先づ此の如き意見もて、筒井と談じた。筒井は大いに齊彬の説を可とし、還りて之を阿部に告げたり。惟ふに齊彬と阿部とは、何れも無理をせぬ政治家の資質を具へたれば、彼等が琉球に於ける對外措置に於て、其の意見の一致したのも、決して意外の事ではなかつた。

【二五】幕府琉球に於ける外交を島津に一任す

意見合致の結果

阿部正弘と島津齊彬との、琉球外交に關する意見は、全く符合した。符合したと云はんよりも、島津の意見を、その儘阿部は容れた。而して其の結果として、幕府は琉球に於ける外交の事件を、島津に一任するととなつた。即ち弘化三年閏五月廿七日に、  
琉球國へ異國船渡來之儀に付、不取敢、家老共之内、國許へ差下、重而之模

齊彬に對し國處置を命ず



幕府の齊  
彬信頼

齊興の願  
書差出

様に寄り、其方に（島津齊興を斥す）も御暇可被相願との趣、被申聞候得共、今般之儀者、不容易次第に而、事柄に寄り候而者、御國體にも拘り可申程之儀付、其方儀早速御暇可被相願一管に候得共、彼地之模様次第、於當地一伺、其外取計等之品も可有之候間、嫡子修理大夫（齊彬）御暇被相願、早速國許へ相越、諸事之取計並取締向等、機變に應じ、不レ失ニ御國威一様、寛猛之場合、程能熟慮指磨有之候方と存候事。

と幕府から島津へ達した。幕府でも當主齊興よりも、嫡子齊彬に信頼したるどが、此にて判知る。而して「寛猛之場合、程能熟慮指磨」の一句が、此の達文の眼目だ。

齊興は此に對し、其の翌日左の願書を差出した。

私領分琉球國へ異國船渡來に付、家老之内爲二名代一早速國許へ差下、重而之模様次第御暇可相願一含に而候得共、不容易一譯柄付、私儀は於御當地、伺等之品も可有之候間、嫡子修理大夫御暇被下候はと、諸

事取締應機、不レ失ニ御國威一様、寛猛之間、程能爲レ致ニ指磨一候様仕度、此段相願申候。以上。

閏五月二十八日

松平大隅守

即日幕府  
の允許

阿部老中  
の依頼訓

幕府は即日其請を允した。六月朔日、齊興、齊彬父子は登營して、將軍に謁し、且つ齊彬歸國の暇乞を爲した。將軍家慶は、特に別室に延き、直命を傳へ、且つ名馬一疋を與へた。其の口達覺書に曰く、

琉球國へ異國船渡來之處、彼地之儀は、其方一手之進退に委任之事故、此度之儀も存寄一杯取計、尤國體を不レ失、寛猛之處置勘辨之上、何れにも後患無レ之標及ニ熟慮、取締向等、機變に應じ、取計可レ申事。

斯くて齊彬の將さに發せんとするや、六月五日、老中阿部正弘は、齊彬を其の官邸に招き、幕吏、筒井政憲、川路聖謨等と相ひ會合し、將軍の内命を含み深く依頼する所あり。而して萬々止むを得ざれば、佛國限り貿易を許す可く、



然も餘國に及ばず無からんとを期待し、成る可く事を小ならしめて、大ならしめざる様にと訓示した。而して同日阿部は、薩摩の家老調所笑左衛門を召喚し、左の達文を傳へた。

調所笑左に沙汰

琉球國へ佛蘭西人共能越候節、難題申掛候儀に付、取扱方心配被レ致候段、尤之儀に候得共、交易等之儀は、公儀より難被レ及御沙汰一筋に候。乍併琉球之儀は、其方領分とは乍申、國地同様に難ニ取扱一段は、無餘儀相聞候。既に此度之一條、其方存寄一杯に可ニ取計旨被ニ仰出も有之儀に付、寛猛之處置、其時宜に應じ、後患無レ之様、思慮之上、取計可レ被ニ申候事。

琉球交易黙認

との沙汰を傳へ、尋で筒井紀伊守、下曾根金三郎は、藩邸に來り、幕府の内議を密示し、琉球は從來清國との通商の例に準じ、其國限りにて、佛國と通商を允すの外なかる可く。此件に付き三奉行、(町奉行、寺社奉行、勘定奉行)の會議に掛けたるに、衆議は、若しざる場合には、長崎に於ける幕府の商利に影響する

勝海舟の批評

を以て、之を允すに反對したるも。閣老は、若し然かする時には、佛國戰端を發くの虞ありとして、之を斥けた。されば公然允許の指令を下だす譯には參らざれども、決して幕意を顧慮するに及ばず、佛國との通商は、適宜の措置ありて可也との意を傳へた。

此の事件に關し、勝海舟は、「開國起原」に於て左の如く記してゐる。  
按ずるに將軍直命之書、又此後如斯之書(調所へ與へたる沙汰書)を公達す。是等を熟覽するに、當時邦内交易說不興、上下固陋、中に空論す。爰に外國琉球に到來を機とし、災害を轉じ、通交之前途を開くの機會とす。其深意を玩味せば、當時常人之察する所にあらずして、自から深慮遠圖あるを覺ゆる也。

此れは事後から見ても、善意的に解釋したる評論だ。當時は阿部正弘も、島津齊彬も、それ程までの遠慮、先見は無かつた。只だ禍を緩くするには是れ急であつた。未だ之を轉じて福とする迄には及ばなかつた。



異國船風説

今茲弘化三丙午年閏五月廿七日、相州浦賀表へ異國船二艘渡來、讀て七艘程、遠州神に見ゆるの風説にて、浦賀奉行在番は一柳一太郎、參府は大久保因幡守、六月〇日江府出立なり。御固として松平大和守齊典(武州河越城主、十七萬石)、房州御固として松平下總守忠國(武州忍の城主、十萬石)六月五日江府出立、亞墨利加の由と云。  
薩州琉球の國へも、同時異國船數艘渡來して、薩球の間、海を異國船にて立切隔て、通路成難く、琉球國は先に併吞せしならん杯の風聞區々也。薩摩の太守松平大隅守宰相齊興(薩摩大隅日向三國の主、琉球國領、薩の鹿兒島の城主、七十七萬八百石)參府年に付、崎松平修理大夫齊彬御暇たまはり、同日江府發駕なり。是はアングレリヤの軍船なる由を専らに風評なり。(巷街實説)

【三六】 琉球の外交問題と水戸齊昭

和蘭國王の忠告に對する、答書へさへも、彼是と批難したる水戸齊昭、いかで琉球問題を看過す可き。彼は阿部正弘と島津齊彬との間に、如何なる申合をなしたる乎、知る乎、知らず乎、例の如く其の意見を申し送つた。乃ち弘化三年六月十七日附にて、阿部に申送りたる書簡の一節に曰く、

齊昭意見の附陳  
正弘に贈れる書

此度は琉球も六ヶ敷と被<sub>レ</sub>察候。一寸逃れに御内々福建等にて、交易爲<sub>ニ</sub>御濟<sub>一</sub>にも相成候はゞ、少々の内は穩の様に見え可<sub>レ</sub>申候得共、又々八丈對馬等之島々へ手を出し候儀、無<sub>レ</sub>疑被<sub>レ</sub>存候。且又浦賀之儀も被<sub>レ</sub>下物等有<sub>レ</sub>之候へば、來年は勿論、當年中にも又々來候半も難<sub>レ</sub>計。其時々被<sub>レ</sub>下物有<sub>レ</sub>之候はゞ、船をば度々寄可<sub>レ</sub>申、其時々人數を出し候はゞ、大名は勝手も痛み、初は千人出候者は、五百人三百人と申如く、段々に減じ、萬一事有<sub>レ</sub>之節は、如何にも御手薄に相成候半。尤大名の義、順番に被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候はゞ、痛は同人のみ出し候とは相違可<sub>レ</sub>致候へ共、惣いたみに相成、夷狄は船を寄候へば益に相成のみにて、乍<sub>レ</sub>憚御無術かと奉<sub>レ</sub>存



徹底的論

候。……只今の内、何歟よき御策略にて、永代日本萬國に孤立致し候は勿論、徳川家の天下にて、開闢以來孤立に相成居候神國危難の緒口、御開に相成様にては、決而御すみ不レ被レ遊候故、厚く御評議に致度事に候。

此の如く意見を具陳し、更らに琉球に就ては、左の如く、繰り返してゐる。

尚々夷狄、於ニ琉球一は何を望み申候哉。何れ天主、通信、貿易の三ヶ條と存候處、書面にては、三色に分れ候へ共、其内何れにても一つ御開濟に相成候へば、其尾に取つき、外二つは、追々出來候は、彼が心算にて、且追々島を奪ひ、國々海岸へ寄候事、鏡にかけ候如くに候へば、願は一切御濟せ無レ之が御宜と存候。唇やぶれて齒寒と申候。何卒只今の中、御良策被レ爲レ在候。傍奉レ存候。……前文の中一ヶ條にても御濟せに相成候へば、後には振放候事不レ相成一様成行、益義理立不レ致候ては、不相成一様に成、左候時は、彼は大國我は小國、とても御六ヶ敷事に候得ば、一切寄付不レ申が、日本の御爲と奉レ存候。……吳々も開闢以來、萬國

右要約

に孤立申候日本を、今徳川の天下にて、永世の害に相成候緒口御開被レ成候而は、決而不レ被レ爲レ濟候故、厚く御評議に而、苟安姑息を御用無レ之様至願に候。

此の如く齊昭は、琉球にては一切交易など許す可きものでないと主張し。所謂彼が打拂論を、徹底的に遂行せんとを、當局に向て勸告したのだ。此に關して阿部正弘は、同年七月八日附にて、左の如く答へてゐる。

正弘答書

琉球國之儀は、南海之一小島に而、場所に寄、大砲被ニ打掛一候得ば、表裏被ニ打貫一候程之事に而、國人は誠に柔弱、武器は勿論、兵糧等も甚手薄に相聞、加之軍艦等も無レ之事故、當節之姿にては、防戦等、必勝之利は無レ覺東一事情にも御座候間、御國體を不レ失、事穩に取計候含之趣に相聞え申候。

而して更らに、

右模様故第一軍艦製造無レ之候而は、實に永久守衛、存分に戦争は相成間敷

造船著手の意見



と被<sup>レ</sup>存<sup>ル</sup>候。依<sup>レ</sup>之海岸之内、浦賀、長崎、松前、薩州等へは、堅牢之船製造御免に相成、公儀御船も製造被<sup>レ</sup>仰<sup>付</sup>、夫より様子に寄、外々へも製造被<sup>レ</sup>仰<sup>出</sup>可<sup>レ</sup>然と致<sup>シ</sup>評議、當時取調中に御座候。

阿部は齊昭の打拂論を斜に受けて、今日は先づ造船から手を著くるの評定であると曰ひ、而して琉球では、打拂はとても實行し得可きものではないことを告げた。

正弘齊彬  
合致の意  
見

要するに阿部正弘、島津齊彬は、當時に於て、果して積極的開國論者であつたとは思へないが、然も彼等は絶對的打拂論は、到底不可能であることを熱知した。所謂る武備を整へた上にて、打拂はんとの説は、其實は、一時の方便にて、此をもて齊昭等の即時打拂論に當らんが爲めであつた乎、將た本心から斯く見當を付けてゐた乎。何れとも斷言し難い。然も打拂は外國と事を起す原因であり、而して事を起せば、勝算は我に無い。此の如く打拂は日本を危くし、日本を屈辱に陥るものである。故に武備の充實する迄、兎にも角にも事を

起さぬ様に措置す可しとは、彼等兩人の合致したる意見であつたに相違あるまい。而してそれに對して、一切打拂説を主張したる魁首が、水戸齊昭である。

【三七】 島津齊彬の水戸齊昭に答ふる書 (一)

齊彬  
温言  
の答辯

水戸齊昭は、阿部正弘に向て、琉球外交問題に就き、打拂論を陳示したるのみならず、當該責任者とも云ふ可き島津齊彬に向て、亦た屢ば戒告する所あつた。而して島津は、兼て同人の氣象を知りたれば、極めて温言を以て、其の寛猛政治の已む可らざる所以を答へた。今其の一例として、弘化四年六月廿三日附の返翰を掲げんに。

極密之御別紙拜見仕候。中山之儀(琉球の事)も、屈書等も御覽に相成、不<sup>ニ</sup>容易<sup>ニ</sup>一事と思召候由。右に付交易之儀も承知致候哉。商館取建立相成



齊昭書狀  
の權幕

齊彬琉球  
措置の大綱

齊彬轉禍  
爲福の策

候哉。浦賀初め湊々え不參様申含承知に相成候哉。此後之處、如何可  
有之候やとの義承知仕候、左に御請申上候。

此にて見れば如何に齊昭の來書の權幕が、嚴しかつたか、想ひやらる、。此は  
質問と言はんよりも、寧ろ詰問と云ふ可き口調を帯びて居たものと思はる、。

一 交易之儀、いまだ其儀は少しも色に出し不申、當年渡來仕候は、  
其節唐國之内、福建省（福建省）に而交易可致。尤 中山渡來之義者、小國ゆ  
へ、不三行届之旨、斷り可申、其上承引不致候は、中山之差配之宮古  
島、八重山島邊に而、手細に交易可致申談じ、夫に而もむつかしき節に者、中  
山に而交易可致候へ共。商館等取建候義者、斷り、年々渡來候う  
へ、商法手細にいたし、相濟候は、不殘歸帆可致旨申談候心得に  
而、家來之者差波置申候。

此れが齊彬の琉球に於ける措置の大綱と見受らる、。而して彼も成る可くは琉  
球にて外人を切り止むる了見にて、當時には獨り自ら貿易の利を専らにせんと

するが如き考では無かつたらしく思はる、。然も外人の日本開國を促すも  
の、追々手緊しくなつた後には、彼も亦禍を轉じて福と爲すの政策に出で  
たるや、勿論であらう。

琉球と日  
本との關

日人應接  
致し難き  
理由

一 浦賀其他日本地かたえ不參様に申聞候義者、難ニ相成一事に御座候。  
其譯は、全體清國其他異國え對し、日本隨從之儀を押し隠し申候而、日本と  
直に交易は不仕、度加羅島之ものより日本之品交易致候趣に申居候  
事故、日本地方に不參様に申候義は相叶不申。明朝之比は、日本隨從  
之義は不參候へ共、通信通商は仕候趣に申居候へ共、如何成  
譯に候や、清朝に相成候而者、日本には通信通商共に不致趣に申立有  
之由ゆえ、外國えも清國え之開得を恐れ候や押し隠し有之候。  
尤内實者分明に清國に而も存候事に者候得共、表向者度加羅島之もの  
日本隨從いたし、右島人より日本之品取次に而交易いたし候趣ゆへ、此  
節渡來之異人えも同様相答有之候間、家來之面會は出來不申候。心